

CSW61 会議記録

房野 桂 作成

2017年3月13日(月)午前 第2回会議

議事項目 1: 役員選出

2016年3月24日のCSW61の第1回会議で、通報作業部会の委員として、ベラルーシ、イラン・イスラム共和国、リベリア、ウルグァイをCSW61の通報作業部会の委員として任命し、残る1人の委員の任命を延期した。そこで委員会は、ベルギーを通報部会委員に任命した。

議事項目 2: アジェンダ及びその他の組織上の問題

暫定アジェンダ(E/CN.6/2017/1)(翻訳は公式文書を参照)の採択、作業組織(E/CN.6/2017/1/Add.2/Rev.2)(翻訳は公式文書を参照)の承認。

議事項目 3: 第4回世界女性会議と「女性 2000年: 21世紀のジェンダー平等・開発・平和」と題する第23回特別総会のフォローアップ

(a) 重大問題領域の戦略目標とさらなる行動とイニシャティヴの実施

(i) 優先テーマ: 変化する仕事の世界での女性の経済的エンパワーメント

(ii) 見直しテーマ: 女性と女兒のための「ミニアム開発目標」の実施における課題と業績

(b) 新たな問題: 女性の状況または男女間の平等に影響を及ぼす問題の傾向と新しい取り組み

(c) ジェンダー主流化の状況、プログラム上の問題

開会ステートメント

1. Antonio de Aguiar de Patriota(ブラジル)CSW 議長: 世界中からの閣僚、上級担当官、専門家、市民社会の代表を歓迎し、参画はジェンダー平等と女性の人権並びに「いたるところにいる女性と女兒のための進歩を共に促進する」という信念への強いコミットメントの表現である。会期中に、参加者たちは、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」のジェンダーに対応した実施のために 2016年に作成された道程表を含め、最近の進歩に基づくよう要請される。「変化する仕事の世界における女性の経済的エンパワーメント」という優先テーマの下での今会期は、女性が差別に直面する国々の内部及び国々にわたる仕事関連の構造的障害の撤廃に関する明確なガイダンスを提供しなければならない。実際、女性は、男性よりも少ない賃金を支払われており、不当な無償の家事労働の重荷を担っており、保護や昇格の機会のない非正規経済に集中している。委員会は、女性が新しい機会を完全に利用することを各国政府はどのように保証できるのかに関して明確なガイダンスを与えなければならない。

政府であろうと民間セクターであろうとまたは労働組合であろうと経済的意思決定のあらゆるレベルでの女性の声とリーダーシップは変革の牽引力であり、そのような行動を導くための遵守を確保し、機関を強化し、より強力な証拠を集めるための法的枠組みを設置する必要性を強調する。今会期は、女性と女兒のための「ミレニアム開発目標」の実施における課題と業績に関する見直しテーマ「第58回会期の合意結論の実施を評価する」に関する進歩を評価しつつ、先住民族女性と女兒をエンパワーする政策選択肢と機会にも重点を置くことになる。女性にサービスを提供する際のNGOの役割とジェンダー平等を推進するための国境を超えた協働に留意する。市民社会と青年グループは、至るところにいる女性と女兒のために発言する安全な環境を享受しなければならないことを強調する。ジェンダー平等は、男性と男児がジェンダー提唱者としてかかわり、社会規範や固定観念を改革する担い手として発言して、完全な責任を果たして初めて実現できる。男性と男児をかかわらせるという重要な作業は、男らしさと男性であることの伝統的認識の固定した観念に挑戦することがかかわらなければならない。

2. Antonio Guterres 国連事務総長: 今日、みなさんと 3 つの簡単なメッセージを分かち合いたいと思います。私の第一の最も重要なメッセージは、感謝のメッセージ、つまり、深い、心からのありがとうございます。ありがとう、世界中で女性の平等と尊厳のために声を上げてくださったことに対するご挨拶です。

毎日、皆さんは公平さ---より正しいディーセントな世界---の前線におられます。私は世界の隅々で皆さんが起こされた変革を見てきました。みなさんはインスピレーションです。皆さんが平等のチャンピオンになれる時、みなさんは万人のために世界をよりよくなさっているのです。どうもありがとうございます。

私の 2 つ目のメッセージは明確です。つまり、男性支配の世界では、女性のエンパワーメントがカギとなる優先事項でなければならないということです。女性は成功するために必要なものをすでに持っています。

自国を進歩的であるとする国々でさえも、男性が未だに支配しています。男性の狂信的排外主義が女性を妨げ---これがみんなを傷つけます。女性と女兒のために機会のドアを開くとき私たちみんながより良い生活をします。つまり、教室においても寝室においても、軍の階級においても和平会談においても、生産的生活のあらゆる側面でドアを開くのです。

これは現在まで続いている歴史的不正に対処するために極めて重要です。しかしこれは効果についてもあります。

私たち自身のものも含めた機関、会社、政府及び団体---ジェンダー平等が彼らが仕える人々を反映しているこれら機関は、あらゆる措置によってより良い結果を得ます。これらは未来なのです。もし国々が仕事場でのジェンダー・ギャップに対処すれば、女性たちは、2015 年に国連で指導者たち全員によって承認された「2030 アジェンダ」全体にわたって成功を支えるに十分な資金を生み出すことができます。

女性の平等は、次の 10 年にわたって世界の成長に 12 兆ドルを加えることができることがある調査で分かりました。より良い性と生殖に関する健康と教育を身につけている女性と女兒は、生活においてもより良いチャンスがあります。彼女たちは高い月給を稼ぎます。彼女たちは、自分の子どもの健康により多くを投資します。

エンパワーメントも暴力的な過激主義、人権侵害、外国人排斥及びその他の脅威から生じる保護の課題を防止する最高の方法でもあります。

世界的に、女性はその安全性と尊厳に対して新たな攻撃をうけています。過激主義者は、女性と女兒の従属とその権利の否定をめぐるイデオロギーを築いてきました。性暴力、人身取引、文字通りの奴隷化---これらは今日の世界の物理的・心理的戦争の武器です。

各国政府の中には女性の自由を制限する法律を制定しているところもあります。また、ドメスティック・ヴァイオレンスからの法的保護を後退させているところもあります。女性差別は、私たちの共通の価値が脅威にさらされていると警報を鳴らしています。女性の権利は人権で---女性への攻撃は私たちみんなに対する攻撃です。ですから私たちは共に対応しなければなりません。

出産関連の原因で毎日死の危険に瀕している 830 名の女性のために、現代の避妊具へのアクセスを欠いている 2 億 2,500 万人の女性のために、幼くして結婚を強制されている 1,500 万人の女兒のために、女性性器切除を受けてきた 1 億 3,000 万人の女性と女兒のために、世界的に男性の 2.5 倍も無償労働をしている女性家事労働者のために、そして、次の 10 年で世界経済に参入する 10 億人近くの女性のために。エンパワーメントは、これら女性と女兒すべての可能性を解放し---彼女たちが私たちを新しい未来へ導いてくれるのです。

これが私の第 3 のメッセージに繋がるのです。つまり、国連と私はこの道の一步一步であなたたちを個人的に支援しますというメッセージです。

白状しなければなりません、私が男性であることは事実ですが、すべての男性は女性のエンパワーメントのために立ち上がる必要があります。私たちの世界はより多くの女性指導者を必要としています。そして私たちの世界は、ジェンダー平等のために立ち上がるより多くの男性を必要としています。

今日、私は「国際ジェンダー・チャンピオン」に加わることを発表することを嬉しく思います。私は他の上級指導者たちをこの平等のためのキャンペーンに加わるよう奨励します。

私たちには過去に目標が---時には野心的な目標が---あり、ある程度の改善にはつながってきましたが、これでは十分とはいえません。私の事務所の優れた女性たちは、国連での女性のリーダーシップの先頭に立っています。世界でも国連でも、文化的移行が必要です。

いたるところにいる女性は平等な人として認められるべきであり、これを基に昇格されるべきです。私たちには目標以上のものが必要で、私たちがやっていることを測定するための行動、ターゲット、基準が必要です。しかし、国連にとっては、ジェンダー平等は単なるスタッフ配置の問題ではなく私たちがやることすべてに関連してきます。

私の党の役員会でクォータ制を求めて闘っていた今から20年前の私の党で暮らしていたある話をさせてください。ジェンダー平等についてのいつもの議論の中で、当時の私の2人の同僚の間の対話を思い出します。1人が相手に向かって、「有能である限り役員会のメンバーとして女性に反対することは何もない」と言っていました。相手は賢明にもこう答えました。「いいかね、無能な男性があまりにも多いので、無能な女性も役員になって初めて私たちの役員会は平等ということになるよ。」

これはなにも私が国連で無能な女性を昇格させるためにここにいるのではなく、必要なのは、有能な女性も有能な男性も平等な機会を与えられる必要があるということです。

私たちは、国連の旗の下で行われる性的搾取と虐待をなくす手助けをする野心的な新しい手段を発表しました。解決策の主要な部分は、制服を着た女性をもっと配置することで…国連の女性指導者をもっと増やすことです。再び…これはただの平等についてではなく、結果について言っているのです。

女性が和平プロセスに意味ある参画をするとき、持続可能な平和のチャンスは15年で35%も上昇する。平和維持に関しては、女性が平和維持者の僅か3%を占めている現在のレベルを超えて進むよう加盟国に求めています。私たちがより多くの女性を配置する時、私たちの信憑性も上がります、私たちの保護はさらに進んでいる。私たちの地域社会との関係は繁栄している。だからこそ、私はこの世界で平和と安全保障を育成するために女性の限らない才能を頼りにするつもりです。私たちは力強い真実を支持する。つまり女性の平等は世界の役に立つのです。

皆様に最後のお願いが一つあります。私たちの約束に私たちをしっかりと結びつけてください。私たちを責任から逃れさせないでください。危険の中で慎重に行動させてください。後押しをし続けてください。鼓舞し続けてください。変革を起こし続けてください。

私たちは皆様を必要としているので感謝します。私と国連を当てにしてください。

3. Federick Musiwa Makamure Shava(ジンバブエ)経済社会理事会理事長: CSW は人類の半数の福利と進歩にとって重要な関心の問題に対処する理事会制度の不可欠の腕である。CSW がそのマンダートの執行に成功する時、私たちみんなが成功する。今会期は、「2030 アジェンダ」の下での公約が行動に変えられなければならない中核的時に行われている。今会期から出てくる実際の貢献は、女性の完全なエンパワーメントを実現し「2030 アジェンダ」にかなりの貢献をする努力を豊かにするであろう。CSW は、「アジェンダ」のジェンダーに対応した実施のための包括的な道程表を提供することにより、2016年に障壁を高くした。

この道程表は、加盟国とその他のすべてのステークホルダーを導き、鼓舞し続けるべきである。2017年のCSWの優先テーマ、変化する仕事の世界での女性の経済的エンパワーメントは、貧困根絶への理事会の重点に非常に関連性がある。「2030 アジェンダ」は、すべての国が維持される、包摂的で、持続可能な経済成長と万人のためのディーセント・ワークを享受する世界を予想している。女性の経済的エンパワーメントは、この夢の実現の前提条件である。1995年の第4回世界女性会議で採択された「北京行動綱領」の12の重大問題領域の1である女性と貧困は、貧困の女性化と並んでCSWの長年の懸念の問題である。一方ではジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメント、もう一方では貧困根絶との間の相互に補強する関連性を認める。

4. Peter Thomson(フィジー)総会議長: 国連設立時にジェンダー平等は、「国連憲章」に書かれていたことを思い出す。この面でのある程度の前進にもかかわらず、今日に至るまで進歩は依然として遅く不均衡である。私の孫たちは全員女兒であるが、「持続可能な開発2030 アジェンダ」が、彼女たちが男性の同僚と同じ権利を享受して成長できるようにしてくれるものと信じている。特に「持続可能な開発目標5」は、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを達成するとすべてのステークホルダーに公約している。女性の完全かつ効果的な参画と平等な機会が確保され、女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力が撤廃される日が見える。

CSW がジェンダー平等に対して変革的で包括的な取り組みを取るよう「2030 アジェンダ」に要請したことを想起し、成功に安んじていないで、CSW は、「持続可能な開発目標」実施の枠組内でカギとなるジェンダー平等行動を推し進めてきた。変化する仕事の世界で、女性の経済的エンパワーメントにも重点を置いてきた。もし仕事の世界で男女が平等に扱われるならば、技術と革新は、年間の世界の国内総生産(GDP)に加えることができる約28兆ドルを引き出すカギとなることができよう。さらに、技術

は、正規経済と市場への女性のアクセスを拡大する手助けとなり、柔軟な労働条件を通してその雇用を促進し、職場と法的保護を監視し、施行する手助けとなり、女性に対する暴力という世界的恥を撤廃することができよう。

5. Phumzile Mlanbo-Ngcuka ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウィメン)事務次長・事務局長: Antonio de Aguiar Patriota CSW 議長閣下、国連事務総長、ECOSOC 理事長、総会議長、閣僚の皆様、首都からの代表者の皆様、女性と市民社会の代表者の皆様、CSW 青年フォーラム代表者の皆様、

初めに、CSW 議長の Patriota 大使閣下とビューローの皆様、この複雑な行事を準備する際のご努力に対して感謝申し上げます。

世界中の国連ウィメン・チームにも、この時期にみんなが集まり準備することができる重要な地域の CSW 事前協議会を含め、そのご努力と準備に対しても感謝したいと思います。

私たちと協働するために世界中から旅してこられた加盟国、市民社会及び青年の代表の皆様には特に感謝いたします。その審議においてこの会議を真に世界的なものにする手助けをして、その代表団に市民社会と青年を含めてくださったことに対して、加盟国に感謝いたします。

ここには、土曜日と日曜日に、集会とアイデアのお祭りに関わる 750 名の若い人々がいます。なんとこの関わり合いでしょう！ 8,600 名の登録前の人々もあり、これはこの CSW61 にはこれまでで最大の市民社会代表者がいる可能性を意味しています。

新しい事務総長としてその初めての CSW に参加される私たちの事務総長も認めたいと思います。事務総長、ここにあなたをお迎えすることは素晴らしいことです。最前線からジェンダー平等に関するアジェンダを指導してくださること、その洞察に満ちたおことば、就任初日からジェンダー不平等と取り組むそのゆるぎない活力に対して事務総長に感謝いたします。

CSW は、女性の地位に関わっています。CSW は、女性と女兒が遂げた進歩を見直し、残る課題を評価しています。CSW は、ジェンダー差別と不平等のない世界、誰も取り残さない世界を達成することに関して私たちが遂げつつある進歩のバロメーターです。CSW は、私たちが「持続可能な開発 2030 アジェンダ」実施の達成を測定する手助けをします。CSW は私たちが優先領域での行動と委員会の合意結論からの利益を追求する手助けもします。

会期のための事務総長報告書で述べられているように、CSW61 の優先テーマは、「変化する仕事の世界での女性の経済的エンパワーメント」です。包摂的な経済と建設的な仕事の世界は、私たちの国々に押し寄せている貧困のサイクルを断ち切る強力な方法です。

私たちは、女性をはるかかなたに取り残さないように、仕事の世界によってもたらされる速やかで決定的な行動を必要としています。

皆様、建設的なもどかしさに同意しましょう。

「持続可能な開発目標」は、遠大な変革のために働く枠組を私たちに与えています。委員会のこの会期で、現在取り残されている人々、現在のはるか後ろにいる人々のニーズに新たに重点を置くことができるでしょう。

彼らには若い女性が含まれ、その中には青年 CSW にいる人もいます。彼らには、難民や移動者も含まれています。彼らには、職場でのセクシュアル・ハラスメントを含め、ジェンダーに基づく暴力の影響を受けている女性も含まれています。

彼らには、性と生殖に関する健康と権利及びサービスを否定されている女性、性的指向、障害、高齢、人種または先住民族社会に属しているといったようなジェンダーを超えて重複し、重なり合う前線で差別に直面している女性が含まれています。

彼らには、非正規セクターの女性、ケア提供者、社会を維持するために大いに必要とされる家庭でサービスを提供する者が含まれています。

ほとんどすべての女性は何らかの仕事をしています。もしあなたが女性なら、あなたは労働者なのです。

文字通りすべての経済は、大部分女性と女兒によって提供される無償のケア・家事労働に頼っています。しかしこの形態の労働は、大多数の女性をユニークなことに「取り残される」地位においています。

仕事の世界での前向きの変革は、ケア・ワークが評価され、両親と家庭単位で分ち合われることができるものでなければなりません。これは女性と社会と経済にとって遠大な建設的変革をもたらすでしょう。

丁度 7 カ国での GDP の 2% のケア経済への投資は、2,100 万以上の職を創出できます。これは、子どもケア、高齢者ケア及びその他の多くの必要とされるサービスを提供するでしょう。

事務総長の報告書は、ピラミッドの底辺で働いている女性を取り残される一番大きな危険にさらされているので、こういった女性たちにさらに注意を払っています。

委員会は、意味ある経済的利益を有する男性支配のセクターへの女性の参画のみならず、こういった女性の参画をどのように高めるかも調べなければなりません。

委員会は、非正規セクターの女性の権利を尊重し、利益を伴って非正規セクターを構築された意味ある経済関係に入れることで新たな進歩を遂げることができます。

非正規セクターは、ワーキング・プアである何百万人も女性が支配しています。非正規セクターの女性労働者は、私たちのまわり中にいます。

彼女たちは、農山漁村地域のみならず、急速に成長しつつある都会の社会にもいます。彼女たちは、低コストの農場労働者、花売り、街路での食べ物の呼び売り、ケア労働者、家庭を基盤とした衣料と自動車部品の生産者です。彼女たちのほとんど誰も法的または社会的保護を受けていません。

彼女たちは、技術を有利な条件の一つとして有している変化する仕事の世界によって提供される機会を逃しています。

委員会にとって、可能性のある変革において、「持続可能な開発目標」の野心にマッチする変革を勧告する大きな機会があります。そしてこれを行う時に、これら女性のニーズに対処することになります。

世界中のすべての女性労働者の半数以上…そして国によっては 90% 迄…が非正規に雇われています。私たちは彼女たちを無視することはできません。このセクターは無視できないほどに大きいのです。

非正規労働者自身は、必要とする変革を交渉するために動員されており、例えば、ブラジル、コロンビア、インドではゴミ拾いはその地方の協会を通して動員されており、多くの場合成功しています。

先週の国際女性の日に、パキスタンは、家庭を基盤とした労働者を認め、彼らに社会保護への資格を与える新法を制定しました。

皆様、まだ打ち壊されずに残っている障害を打ち壊す時を探しましょう。

あらゆるレベルの意思決定で女性の代表者数は少ないのです。従って、必要な変革の性質と規模を牽引する声が不十分です。

150 カ国以上の国々で、女性を差別する数多くの法律が未だにあります。これは、意思決定者、法律策定者として、皆様の裁判所で起こっているのです。

私たちは、女性と女兒を差別し、何世代にもわたって男性と等しい女性のキャリアの道を否定してきた固定観念、規範、慣行に対処しなければなりません。

この委員会で、みなさんは、これら慣行を阻止し、企業においても制度においても変化した慣行を導入するために私たちを支援する機会をお持ちです。平均 23% という世界的な賃金格差は、女性は男性よりも首尾一貫して明確に稼ぎが少ないことを意味しています。女性たちはこれを真昼間の盗みと見なしています。この欠損は、何世代もの女性から、所得、将来の安全保障、正当な報酬を奪ってきました。毎年女性は、同等の賃金のために男性よりも 3 か月多く働いています。

デジタル時代に、私たちは、女性のために技術が可能にする解決策も求めています。従って、私たちは、残念なことに増大してきた技術へのアクセスにおけるギャップに基づいて行動することを決意しなければなりません。オンラインでは、女性は男性よりも約 2 億人少なく、ギャップは心配するほどに広がっています。

技術に向かって動きさらに動くであろう世界において、これからの職の 90% がデジタル・レベルを必要とするものと期待されているので、これは明らかに女性のためにも変わらなければなりません。

この委員会は、この未来の仕事の世界に対して準備する必要がある多数の若い人々と高齢者のためにより早い変革を牽引できます。

経済において、私たちが現在まで牽引してきた行動のインパクトを受けている人々はほとんどいません。変革はまだ女性の経済的不正に対処できていないし、その権利を成就していません。

今、経済の前線で行動する機会があります。この変革は、すべての人々が自由に組織し、自由に反対し、民主的権利を享受し、人権擁護者が自由に仲間の労働者、仲間の活動家を支援し、殺されることがなく、この活動を行ったために残忍な仕打ちを受けることのない人権に基づく取組みを意味しなければなりません。そして若い人々が自由に活動家になれるようにならなければなりません。

全体的に女性の平等を推進することは、2025年までに世界の年間GDPを28兆米ドル押し上げる可能性をもたらすことができます。これは「2030アジェンダ」が終わる5年前です。もしこれを達成できれば素晴らしいことではありませんか？

非正規経済をちょっと調整するだけで、サハラ以南アフリカで家を出て働いている女性の80%にインパクトを与え、極端な貧困の脅威を取り除くことができます。

150を超える国々での差別法の改正は、世界で30億人以上の女性と女兒に影響を与えることができます。そしてこれは、局面を決定づけることなのです。これは方針を変えることです。

マクロ経済政策と関連法は、包摂的成長に貢献し、かなり進歩を促進することでしょう。

デジタル経済と情報コミュニケーション・テクノロジーのみならず、「2030アジェンダ」で予想されている気候にスマートな農業と低炭素経済の革新は、機会を急速に高めることができます。

携帯セルラー・ネットワークは、デジタルの財政的包摂のための大きな可能性を提供して、世界人口の95%が占める地域をすでにカバーしています。

科学・技術・工学・数学の教科で十分な教育を受けた女兒の情報ルートへの投資は、デジタル産業の労働力の現在の25%を高め、グリーン・エコノミーの予想される需要と相俟って、第4次産業革命の「ニュー・カラー」の職のためにスキルの調和を築くことができます。

女性は、市場へのアクセスということになると、困難に直面しています。政府も民間セクターも、このことにはかなりの貢献ができます。もし既存の年間の世界的な公共調達経費のほんの1%以上が女性の企業に向けられるならば、女性は品物やサービスの供給から6,000乃至7,000万米ドルを余計に稼ぐことができるでしょう。これは調達政策と慣行で対処できます。

私たちは、次の13年間、つまり2030年までに職場におけるセクシュアル・ハラスメントを含め、女性に対する暴力を撤廃することにコミットしています。

これは職場で、日常的なハラスメントでトラウマに陥っている多くの女性にとってはほっとすることでしょう。これには、職場での暴力とハラスメントを通報する時、公正に話を聞いてもらう女性の能力が含まれます。

有償の育児休業、ケア労働を分かち合うもっと多くの男性、安全で料金が手頃な育児サービスが一緒になって、さらに多くの女性が経済で活発になる多くの可能性を生み出し、男性の親としての基本的な役割を強化します。

民間セクターには、資産の所有権、デジタルと財政の包摂及びインフラ開発を支援して、ここでも、また新しい産業における製品、サービス及び政策の形成の際に女性の声を聴いてもらうことができるようにする際に、果たすべき役割があります。会社が女性を昇格させ、その経歴に投資し、その声を意思決定に反映させるとき、万人にとってより良い未来があるのです。

闘いがただの賃上げではなくより高い平等な賃金である労働組合のような集合体、国際家事労働者連盟のようなネットワークと協会は、極めて重要です。これらは、女性が望む変革を得るために、女性が適切に代表されていることを保障することによって絶対に重要です。

私たちが女性の性と生殖に関する健康と権利を尊重し、保護し、女性のための家族計画の満たされていないニーズが満たされることを保障することは一層緊急を要することです。これは望まない妊娠と家を出て働きたいと思っている母親にとっての結果を減らし、その権利を保護するでしょう。

皆様、このCSW中に皆様がやることで合意なすることは、「2030アジェンダ」の実施と達成のために非錠に必要とされる促進力となることができます。私たちは、経済を変革し、権利を実現して、仕事の世界を女性にとってよりよく作用させることができます。

私たちに、今、2030年までに僅か13年しかありません。毎週、毎月が大事です。私たちが達成する変革の規模も大事で、これは強制移動させられた人々にも利益を与えなければなりません。

この女性の地委員会は、現状維持の委員会であってはなりません。

今週、「女性の経済的エンパワーメントに関する国連事務総長の高官パネル」が、その最終報告書を提出します。これには、すべてがこの委員会の作業に沿った重要な勧告が含まれています。この報告書は、私たちが成功に不可欠なパートナーに届き、動機付けることができるようにしてくれます。

事務総長の指導の下での国連で、私たちは仕事の世界での女性を支援するために調整もしています。私たちは、2021年までに上級レベルでのジェンダー同数にコミットしています。これは公共セクターでも民間セクターでも多くのパートナーが直面している課題です。私たちの事務総長は、2030年までに解決策を望んでいますますます多くの指導者たちをつなげています。

すべてのセクターでの奨励策が、女性労働者を募集し、つなぎとめ、企業文化に貢献するために必要とされ、女性が経済正義を実現するために変えなければならない規範と価値観を必要とするでしょう。

すでに変革を遂げている国々からの教訓は分かち合うために重要です。この委員会のために、35カ国が「ミレニアム開発目標」からの教訓がいかに国内プロセスと政策に反映されつつあるかについて、見直しテーマに関してインプットを提供しています。私たちは、ジェンダーに関する進歩が2017年7月の国連高官政治フォーラムにための報告書に反映されるものと期待しています。私たちは、70名以上の国家の長が出席した2015年の世界指導者会議で重要な公約を行った国々の行動も、興味を抱いてフォローしています。

パートナーシップは極めて重要で、特に今夜私たちが将来を見通す「チャンピオンの同一賃金プラットフォーム」を開始できるようにして下さったILOとのパートナーシップが重要で、このキャンペーンには労働組合、スポーツの英雄たち、映画スター、各国政府及び青年が出席するでしょう。

皆様、私たちは共に活動する必要があります。課題はありますが解決策もあります。皆さんは大胆にも2030年までの実体的で持続可能な改革にコミットされています。

世界中で、市民社会のスペースは縮小しており、民主的行為者と人権擁護者は、手ごわい攻撃に直面しています。強力な運動の構築が、これに挑発し、押し寄せる実存的脅威をもものともせずに行っています。

私たちは、強力で自治的な女性運動は、ジェンダー平等に関する効果的な政策変更の当然の結果であることを知っています。私たちは首尾一貫してその安全と組織する能力を推進していくつもりです。

同時に、過去2年にわたって、徹底的な世界ジェンダー平等コンパクトが、「北京+20の見直し」、「アジェンダ2030」自体、「気候変動パリ協定」、「新都市アジェンダ」及び「移動者と難民に関するニューヨーク宣言」を通して、積み重ねられてきました。

こういった野望は、より良い世界のために、女性のために、私たちみんなのために世界によって分かち合われています。

6. Dalia Leinarte 女子差別撤廃委員会議長: 締約国との対話は、首尾一貫して、性に基づく差別、ジェンダー賃金格差、セクシュアル・ハラスメントを撤廃するようとの呼びかけを含め、女性の経済的エンパワーメントを強化することを目的としている。対話は、締約国に、農山漁村地域の女性、障害を持つ女性、難民、移動者、人身取引の被害者及び売春を辞めたいと思っている女性に経済機会を提供するようにも締約国に要請してきた。教育は、経済的・社会的・文化的な生活における経済的エンパワーメントと女性の完全参画にとって極めて重要である。国家は、安全な学校環境を確保し、女性と女兒の科学・技術・経営職へのアクセスを推進するために、教育的選択肢を多様化しなければならない。

女子差別撤廃委員会は、現在、締約国にガイダンスを提供するために、女兒と女性の教育権に関する一般勧告案を準備している。ジェンダーに基づく暴力は、女性の経済的エンパワーメントに本質的に関連するもう一つの問題で、しばしば女性が貧困を断ち切ることを妨げている。委員会の一般勧告は、女性に対するあらゆる形態のジェンダーに基づく暴力を撤廃しようとする努力において締約国を導くであろう。一般勧告は、被害者と加害者との間の関係別の、重なり合う形態の差別に関するデータの組織的収集の必要性にも対処するであろう。移動者と難民の状態も対処されなければならない。自然災害は、大規模な人々の移動を増してきた。気候変動適合プログラムは、女性が直面している構造的障害に対処できないでいる。「条約」を「2030アジェンダ」に関連付けることで、女性の経済的エンパワーメントを推進する際に大きな可能性を生む。

7. Duvravka Simonovic 女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者: 闘いは、あらゆる領域でのジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントの探求に基づいていなければならない。2015年の私の任期の最初から、アルゼンチン、オーストラリア、ジョージア、イスラエル、パレスチナ国及び南アフリカへの公式訪問は、女性に対する暴力と闘う際のギャップに対処する際に必要とされる行動に関する明確な勧告を伴った国別報告書という結果となった。人権理事会の6月の会期に提出を計画しているシェルターと保護命令に関する私の次のテーマ別報告書は、シェルター、危機センター、安全な家、ヘルプライン及び民事・刑事保護を含め、調整された国の法律と防止政策を通して女性に対する暴力に対処する国家の責務を重点とするであろう。私たちは、人権侵害であり、差別の形態として女性に対する暴力を定義する際に長い道のりを歩いてきた。国際社会は、今ではこれら暴力と闘うために必要な行動に対する堅固な理解を有しているが、国家と国際団体は、家庭または職場での正常化した暴力の状態の中で暮らしている女性と女兒の現実に対処するために意のままに使えるすべてのアジェンダとツールを利用していない。

2017年の委員会の優先テーマの下で、国際社会は職場での女性に対する暴力を調べなければならない。実際、約50%の女性が望まない性的接近、身体的接触、またはその他の形態のセクシュアル・ハラスメントを職場で経験していることを証拠が示している。政治家である女性にとっては、女性議員に対する性差別主義、ハラスメント及び暴力が現実のものであり、広がっており、程度はさまざまだが、これがすべての国に存在していることが最近の調査で分かった。この現象を撤廃するための法律と政策を制定し、強化し、施行するよう各国政府に要請する。私の初めての夢を語る報告書で、私は相乗作用を改善し、既存の条約の利用を促進するために、世界及び地域のメカニズムの間のより強力な協力を要請した。ジェンダー関連の女性の殺害も関連性があり、この流行病を防止することが私の優先事項の一つである。フェミサイドに関するデータ収集に関する継続中の既存の作業に関しては、防止メカニズムとして作用する「国内フェミサイド監視機構」を設立するための柔軟なモデルを提案する。

8. Manuela Tomei 国際労働機関(ILO)労働条件・平等部部長: 委員会の優先テーマはILOのマンダートと共鳴している。多くの点で、女性の経済的エンパワーメントの探求は、女性がどのようにうまく労働市場に参入できるかによって失敗ともなり、成功ともなるであろう。仕事の世界は大きく変化しつつあるが、これら変化がどこで女性の経済的エンパワーメントを支援するという点で主導するかはあらかじめ定めることはできない。万人のためにより良い未来を確保するために、より良い政策が、今、設置されなければならない。今日の風景の顕著な特徴は、世界的な女性の経済的エンパワーメントとジェンダー平等に関して遂げられる進歩の欠如である。

これら問題に対処するために、ILOの「働く女性100年イニシャティヴ」は、進歩に対する障害を理解しようと求め、仕事の世界で女性が何を望んでいるのかの想定に挑んできた。3月8日に発表された「女性と仕事に向けたより良い未来に向けて: 女性と男性の声」と題するILOの報告書には、142の国々と領土で149,000名の人々に面接したアンケート調査が含まれている。これは働く女性についての世界的態度の初めての話を提供するものであり、ほとんどが有償の職の方を好んでいることがわかった。ほとんどの参加者は、女性の最多の課題の中で仕事と家庭のバランスを引用しており、これに続いて不当な扱い、セクシュアル・ハラスメント及び不平等な賃金を引用していた。結果は、将来の豊かな職の源であるケア・エコノミー及び有償労働と無償労働との間の関連性への重点を含む政策アジェンダを支持している。主として賃金が構成される方法のために、女性は男性よりも23%稼ぎが少ないので、同一価値労働同一賃金を確保することも極めて重要である。ILOは、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントがより良い世界の牽引力である仕事の世界の未来を築くことにコミットしている。

9. 3名の委員会の年次青年フォーラムの3名の代表

1. Hannah Woodward(オーストラリア)(ガール・ガイド、ガール・スカウト世界協会を代表)
2. Sminata Gambo(カメルーンの活動家)(カメルーン Mbororo 牧畜業者コミュニティを代表)
3. Mary-Kate Costello(米国青年とジェンダー平等に関する青年開発作業部会の機関間ネットワーク)

一般討論

エクアドル(G77/中国を代表)、ナイジェリア(アフリカ・グループを代表)、エルサルヴァドル(ラテンアメリカ・カリブ海諸国共同体を代表)、ベルギー(アルゼンチン、ボリヴィア多民族国家、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、カーボヴェルデ、コスタリカ、エクアドル、エルサルヴァドル、フィンランド、フランス、イタリア、モンゴル、モンテネグロ、ポルトガル、スペイン、ウルグアイ(経済的・社会的・文化的権利友好国グループ)を代表)、グアイアナ(カリブ海共同体を代表)、マルタ(欧州連合を代表)、バーレーン(アラブ諸国グループを代表)、スワジランド(南部アフリカ開発共同体を代表)、スロヴェニア(オーストリア、チリ、コスタリカ、ギリシャ、アイルランド、ヨルダン、マリ、ノルウェー、パナマ、南アフリカ(オブザーヴァー国よりなる人間の安全保障ネットワーク)を代表)、スイス、タイ、ヴェトナム(東南アジア諸国連合を代表)

3月13日(月)午後 第3回会議

議事項目 3(継続)

優先テーマに関する平行閣僚ラウンドテーブル A 及び C

ラウンドテーブル A: 公共・民間セクターのジェンダー賃金格差: 同一価値労働同一賃金を変化させる仕事の世界でいかに達成できるか?

議長・司会者開会ステートメント

His Excellency Elke Ferner ドイツ家族問題・高齢者・女性・青年連邦省議会大臣

意見交換対話

ベルギー副首相、ルクセンブルグ機会均等大臣、フィンランド社会問題保健大臣、リトアニア社会保障・労働政務官、ノルウェー子ども・平等大臣、ヨルダン社会開発大臣、チュニジア女性課題大臣、モロッコ連帯・女性・家族・社会開発大臣、モンゴル労働・社会保護副大臣、韓国ジェンダー平等家族省国際協力部長、カザフスタン国内経済政務官、ドミニカ共和国女性課題大臣、ブラジル女性政策大臣、ペルー女性・脆弱な母集団大臣、パラグアイ女性課題大臣、フランス、スイス、南アフリカ、カナダ、ポーランド、スペイン、ギリシャ、スーダン、ポルトガル

議長概要(E/CN.6.2017/13)

1. 2017年3月13日に、女性の地位委員会は、優先テーマ「変化する仕事の世界における女性の経済的エンパワーメント」の下で、トピック「公共・民間セクターにおけるジェンダー賃金格差: 変化する仕事の世界で、同一価値労働同一賃金はいかに達成できるのか?」に関する閣僚ラウンドテーブルを開催した。参加者たちは、ジェンダー賃金格差を減らすための国内法・政策・プログラム・規則並びに労働市場におけるジェンダーに基づく差別と職業分離に重点を置いて、この問題に関する経験、学んだ教訓、好事例を交換した。参加者たちは、より良いワーク・ライフ・バランスを推進する効果的措置にも光を当てた。

2. Ms. Elke Ferner ドイツ政府家族問題・高齢者・女性・青年連邦省議会国務大臣がラウンドテーブルの議長を務め、対話が始まる前に開会演説を行った。25の加盟国からの閣僚と高官が、ラウンドテーブルで発言し、対話は議長の挨拶で締めくくられた。Yannick Glemarec ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウィメン)の事務総長補・副事務局長が、閉会のコメントを行った。

ジェンダー賃金格差を減らす手助けをしてきた効果的国内法・政策・プログラム・規則

3. 参加者たちは、国がジェンダー賃金格差を狭めることを可能にしてきた広範な国内法・政策・プログラム・規則を説明した。賃金におけるジェンダー差の根本原因に取り組むための構造的・包括的取り組みの必要性を、学んだ教訓として強調した参加者もあった。大勢の参加者たちは、女性の経済的エンパワーメントと経済成長との間の相互関連性を引用して、より幅広くジェンダー賃金格差を埋める努力の「持続可能な開発 2030 アジェンダ」を達成する努力との関連性も強調した。政府監査と賃金格差と取り組む権限を与えられた委員会の設立のような制度的取り決めが、ジェンダー賃金格差を狭めるための有用なツールとして説明された。参加者の中には、政府と非政府行為者との間のパートナーシップの重要性を強調した者もあった。

4. 参加者たちは、各国政府がその作業を法的措置: ジェンダー賃金格差についての意識啓発、労働市場の選択と成果に影響を及ぼすジェンダーに基づく固定観念との対決、公共・民間セクターの雇用者及び労働組合のようなその他の関連行為者に賃金格差を測定し監視するための奨励策や手段を提供することに限るべきではなく、同一価値労働同一賃金の確保に向けた3つのカギとなる手段として描写されることを強調した。参加者たちは、構造的なマクロ経済政策が、労働市場のジェンダー分離の性質を考慮に入れ、特に家事労働者とケア労働者、妊婦と一人親家庭を対象とするとき、ジェンダー平等により強いインパクトを与えることを強調した。参加者の中には、女性に雇用の安全保障を提供する強力な育児休

業行政策並びにより広く社会に利益を与える比較的大きな年金の重要性を強調した者もあった。ジェンダーに中立的な雇用プロセスに繋がることもある雇用者が持っている固定観念を変えるための父親の役割の意味ある統合も議論の一部であった。

民間セクターで同一価値労働に対して女性が男性と同じに支払われることを保障する措置

5. 参加者の中には、ジェンダー賃金格差が公共セクターよりも民間セクターで広がる傾向にあると述べた者もあった。閣僚たちは、機会均等プログラムのような特別なジェンダー平等目標を設けたり、特別措置の利用を通して重役会の女性代表者数のためのターゲットを設けたりすることを含め、民間セクターでのジェンダー賃金格差を埋めるためのセクター間・セクター内・会社レベルの措置に関する好事例を分かち合った。閣僚の中には、女性と男性との間の雇用を差別する民間会社に対する制裁の重要性を強調しつつ、公共セクターは、できる限り賃金格差を埋める企業の努力を支援するべきであることを指摘した者もあった。

6. 雇用者とその被雇用者との間及びセクター全体にわたるレベル及び性による賃金構造の透明性は、会社が積極的行動を取る効果的な奨励策となることもあるので、参加者のある者たちによって、ジェンダー賃金格差を埋める際の重要なツールとして明らかにされた。格差に対処する措置には、育児施設の提供、会社がジェンダー平等計画を公表する法的義務の確立、どのように賃金格差を狭めるかに関する政府の訓練及びその他のサービスを零細・中小企業に提供することが含まれる。閣僚の中には、最低賃金の存在が、男性よりも女性に悪影響を及ぼす傾向にあり、最低賃金の確立またはこれを上げることがジェンダー賃金格差を狭めることに向けて貢献できることを示した者もあった。

ジェンダーに基づく労働市場差別と職業分離を撤廃し、より良いワーク・ライフ・バランスを推進するための措置

7. 参加者の中には、ジェンダー賃金格差はジェンダーに基づく差別と職業分離に関係しており、その双方が女性と男性の教育と雇用の選択に影響を及ぼすジェンダーに基づく固定観念に根があると述べた者もあった。教育の非伝統的選択をするよう男児と女児を奨励するアドヴォカシー努力を伴った法的介入は、新しい科学的・技術的分野とその他の科学・技術・工学・数学、軍、または外交団のような、より報酬が高く、男性支配の傾向がある労働市場のセクターへの女性の参入を高めることができる。保健ケアのような伝統的に女性支配の教育と雇用を追求するよう男性と男児を奨励する国のプログラムも、ジェンダーに基づく労働市場の分離をなくす方法として引用された。

8. 参加者たちは、特により多くの時間を無償のケア労働を行うことに費やす傾向にある女性のために、より良いワーク・ライフ・バランスを推進する必要性を強調した。参加者たちは、家庭を基盤とした仕事を含め、より柔軟な労働取り決めの選択と権利を推進することを、よいワーク・ライフ・バランスを支援するためのカギとなる構成要素として明らかにした。無償のケア労働の責任に固有のジェンダー格差を認め、これを埋める措置を実施することは、労働市場におけるジェンダーに基づく差別を撤廃し、意思決定における待遇の平等の文化の浸透と万人のためのワーク・ライフ・バランスの推進に向けた重要な貢献として説明された。

ラウンドテーブルC: 非正規の非標準的仕事: どのような政策が女性の経済的エンパワーメントを効果的に支援できるか?

議長・司会者ステートメント

His Excellency 日本滝沢求外務大臣政務官

意見交換対話

メキシコ国内女性機関会長、ナミビア ジェンダー平等子ども福祉大臣、ベラルーシ外務政務官、フィジー女性・子ども・貧困緩和大臣、パレスチナ国女性課題大臣、インドネシア、スリランカ、モザンビーク、ハンガリー、アンゴラ、エリトリア、チリ、コンゴ共和国、グアテマラ、ルーマニア、マダガスカル、エルサルバドル、ケニア、タンザニア連合共和国

閉会ステートメント

日本滝沢求外務大臣政務官、Ms. Puri ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関政府間支援戦略的パートナーシップ局副事務局長

議長概要(E/CN.6/2017/15)

1. 2017年3月13日に、女性の地位委員会は、優先テーマ「変化する仕事の世界での女性の経済的エンパワーメント」の下で、トピック「非正規及び非標準の仕事: どのような政策が、女性の経済的エンパワーメントを効果的に支援できるか?」に関する閣僚ラウンドテーブルを開催した。ラウンドテーブルへの参加者たちは、非正規の非標準的仕事の経済的存続性を保障し、非正規経済で働く女性に社会保護と労働権を拡大するための政策とプログラムに重点を置いて、このトピックに関連する経験、学んだ教訓、好事例を交換した。

2. 日本の外務政務官滝沢求がラウンドテーブルの議長を務め、導入ステートメントを行った。19の加盟国からの閣僚と高官が、ラウンドテーブルに参加した。対話は、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウイメン)の事務総長補・副事務局長のLakshmi Puriと議長の閉会の言葉で終了した。

非正規の非標準の仕事が呈する課題

3. 参加者たちは、非正規の非標準的女性労働者は国の経済への主要な貢献者であると述べた。しかし、参加者たちは、非正規の非標準的雇用に関わっている女性は、社会保護と労働権を欠いており、職業分離、ジェンダー賃金格差、資源への不平等なアクセス及びすべての女性労働者に当てはまる無償のケア労働と家事労働の不相応な割合に直面していることも認めた。

4. 参加者たちは、非正規の非標準的な労働に関わっている女性が直面しているいくつかの課題に光を当てた。ほとんどの非正規経済の有償の家事労働の非契約的性質は、正規の労働者に与えられる社会保護・労働保護を家事労働者に否定して、特に問題であることが明らかにされた。参加者の中には、規制を受けない職場での暴力とハラスメントを非正規経済の女性にとっての最も重要な懸念として明らかにした者もあった。参加者たちは、農山漁村女性が、非正規経済では労働者として特に周縁化していると述べた。低賃金の不安定な非正規の仕事に集中する傾向のある女性移動労働者の状況は、非正規経済での乏しい労働条件が労働差別、性差別主義、人種主義、外国人排斥によってさらに悪化しているので、かなりの課題として明らかにされた。多くの参加者たちは、経済的自立とエンパワーメントのためのチャンスを制限する、女性非正規労働者にかかってくる無償の家事労働・ケア労働の圧倒的重荷を討議した。

非正規の非標準の仕事に関わっている女性の経済的エンパワーメントを支援するための政策対応

5. 参加者たちは、増加する非正規の非標準的形態の仕事から生じる課題に対処し、全ての女性労働者のために良好な環境を醸成するために各国政府が取っている様々な多面的取組みの例を提供した。参加者たちは、正規化が、女性労働者に社会保護と労働権の保証を提供する正規雇用への移行を推進する努力を強化する必要性を増強した。閣僚たちは、非正規経済にいる女性のために法的保護を確保する方法として法的・政策的環境を強化する努力にも言及した。参加者の中には、2011年の「国際労働機関家事労働者条約」(第189号)の最近の批准を、ディーセントな労働条件、最大労働時間と最低賃金、休暇休業、病気休業及び家事労働者のための保健ケアのような給付を確保する措置を可決するための勢いであると述べた。

6. 参加者たちは、非正規の非標準的仕事の状況での女性の経済的エンパワーメントの推進のための社会保護とケア・インフラの政府の優先化の重要性を論じた。出産・育児休業、子どものための基本的所得保障及び公共事業プログラムは、様々な国々で適用されてきた政策対応であると述べられた。発言者たちは、積極的に育児に関わっている男性労働者に報いる職場方針によって支えられる有償の育児休業の特別な重要性を指摘した。閣僚たちは、女性の無償のケア労働・家事労働の不相応な重荷を減らすための子どもとその他の扶養家族のためのアクセスでき、質の高い子ども施設・ケア施設の重要性を述べた。多くの発言者たちは、「母親であることの賃金ペナルティ」に対処するために、幼児教育と保健ケアのよ

うなケア・インフラへの投資の重要性を認めた。国のケア制度、就学前の育児助成金のための政府の資金提供、職場の託児所のための資金提供、幼い子どもを持つ女性を雇用している雇用者のための税控除の提供も好事例であった。

7. 参加者たちは、ジェンダー格差に取り組み、女性の経済的エンパワーメントを推進することにより非正規の非標準的労働をより経済的に存続できるものにする措置の必要性を強調した。参加者たちは、ジェンダー賃金格差を減らし、女性非正規労働者のための適切な水準の生活を保障するカギとなるツールとして最低賃金の確立を論じた。国々の中には、義務的な最低賃金を保証する法律のような非正規労働の経済的存続性を高める最近の労働市場介入の例を挙げたところもあった。

8. 参加者たちは、正規経済への移行の際に女性が直面する障害に対処する手段として、国の教育・技術・職業スキル訓練イニシアティブのいくつかの例を提供した。このプログラムには、労働力への農山漁村・先住民族女性の参画を増やし、出産休業後に仕事に復帰するよう女性を奨励することを目的とするプログラムが含まれている。大勢の参加者たちは、職場の安全性を確保し、職場でのセクシュアル・ハラスメントに対処し、週当たりの最低及び最大労働時間を確保し、有償の年間休暇を提供するために考案された政策を含め、正規女性労働者と非正規女性労働者のための国の社会保護政策も討議した。

9. 参加者たちは、改善された所得に繋がり、家庭と地域社会レベルでの貧困削減に貢献することもあつる非正規経済における女性の経済的エンパワーメントの手段としての起業を明らかにした。参加者たちは、金融と銀行業、市場と供給網への女性のアクセスを支援する措置を論じた。中小企業にいる女性が貸付と少額貸付にアクセスできるようにすることに重点が置かれた。参加者の中には、機能的な政府の規制、助成金及び税の優遇措置並びに開発資金、貸付協同組合及び地域社会の銀行を通じた対象を絞った支援を含め、女性起業家と中小企業家のための資金調達へのアクセスを高めるために立案された政策の例を挙げた者もあった。参加者の中には、暴力、人身取引を受けた女性と帰還移動労働者を含めた特別な状況にある女性のための貸付施設を確保することに置かれた新たな重点のことを述べた者もあった。

優先テーマに関する平行閣僚ラウンドテーブル B 及び D

ラウンドテーブル B: 仕事の世界を変えるテクノロジー: テクノロジーと革新は、いかに女性の経済的エンパワーメント促進するために活用できるのか?

議長・司会者開会ステートメント

His Excellency Valentin Rybakov ベラルーシ外務副大臣

意見交換対話

オーストラリア女性課題・雇用大臣、マリ女性・子ども・家族の地位向上大臣、ボツワナ国籍・入国・ジェンダー問題大臣、モーリシャス ジェンダー平等・子ども開発・家族福祉大臣、ザンビアジェンダー大臣、エストニア社会政策副大臣、ネパール女性・子ども・社会福祉大臣、日本外務大臣政務官、イタリア、チェコ共和国、ニジェール、アルゼンチン、南アフリカ、中国、ブルキナファソ、フラブ首長国連邦

日本のステートメント(滝沢求外務大臣政務官): 両親からの影響のために、科学・技術・工学・数学の高等教育を望んでいても、そうすることを選択する日本女性はあまり多くない。この領域では女性のロール・モデルが欠如しており、女子学生が自分のキャリアの道を想像することを難しくしている。思考様式の変革の育成には良好な学習環境が要請されるので、日本は、教員養成プログラムを確立してきた。

閉会ステートメント

議長、国連ウィメン事務総長補・副事務局長

議長概要(E/CN.6/2017/14)

1. 2017年3月13日に、女性の地位委員会は、優先テーマ「変化する仕事の世界での女性の経済的エンパワーメント」の下で、トピック「変化する仕事の世界での技術: 技術と革新は、女性の経済的エンパワーメントを促進するためにどのように備えることができるのか?」に関する閣僚ラウンドテーブルを開催した。ラウンドテーブルへの参加者たちは、技術、革新、女性の経済的エンパワーメントの間の関連性を強調して、このトピックに関連する経験、学んだ教訓、好事例を交換した。

2. ベラルーシの外務副大臣である Valentin Rybakov がラウンドテーブルの司会を務め、開会ステートメントを行った。16の加盟国からの閣僚と高官がこのラウンドテーブルに参加した。ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウィメン)の事務総長補・副事務局長の Hannick Glemarec が閉会コメントを行い、議長が閉会ステートメントを述べた。

3. 参加者たちは、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを推進する際に、技術と革新が果たすことのできる重要な役割を強調した。参加者たちは、女性のための科学・技術・工学・数学(STEM)セクターの教育と経済機会の推進を目的とする法律、行動計画、プログラム及びその他のイニシアティブを説明した。好事例の中には、他国の政府が見習うかも知れないことが明らかにされたものもあった。

あらゆるレベルの女性のスキルを開発するための科学・技術・工学・数学教育の推進

4. 参加者たちは、女性と男性が技術と革新セクターに参加し、利益を受けるよう備えさせるための普遍的デジタル識字を確保することの重要性を討議した。万人のために包摂的で質の高い教育を確保し、生涯学習を推進することに関する「持続可能な開発目標4」の達成には、STEM教育のジェンダー格差をなくし、技術・革新分野への女性と女兒の低い参加率を矯正することが必要である。

5. 参加者たちは、女性はSTEM教育に大変に数が少ないが、イニシアティブが導入されている国々もあると述べた。これらには、女性と女兒のためのSTEMに関する訓練の提供、STEM教科への女性の就学を高めるための奨学金とインターンシップの提供が含まれる。草の根ICTカリキュラム・プログラム並びに若い女性と女兒の間で技術を推進し、脆弱な背景からの学生のためのSTEM訓練を強化する革新的な賞を導入している国々もある。

6. 参加者たちは、女性と女兒のためのSTEM教育を推進する際のパートナーシップの役割も認め、強調した。

技術と革新を通じた女性のための職の創出の促進

7. 参加者たちは、デジタル金融サービスの強化を通して女性の経済的エンパワーメントを改善するために技術と革新を活用することの重要性を論じた。参加者たちは、デジタルの金融サービスを通して金融資源への女性のアクセスを改善し、携帯電話のサービスを利用して、農山漁村女性を市場に繋げる際に進歩を遂げた国もあると述べた。

8. 女性にオンラインの事業登録サービスを提供する改訂規制ガイドラインが成功している。参加者たちは、デジタルの解決策が、女性起業家のために立ち上げと事業場所の登録プロセスを簡素化していると述べた。

9. スキルのオンラインの一覧表が、女性がオンラインで社会の職業カテゴリーで雇用機会を検索できるようにしている国もある

ジェンダー固定観念

10. 参加者たちは、ICTとSTEMのキャリアを選ぶとき、女性と女兒が遭遇する社会文化的障害を強調した。ICTとSTEMセクターでの女性の代表者の欠如がそのような課題の一つである。参加者たちは、STEMの教科を専攻している女性と女子学生は、成功した女性の職業上のロール・モデルを欠いていると述べた。ICTとSTEMセクターの女性のロール・モデルは、ICTの高等教育を専攻し、これらセクターで自分のキャリアの道を開発するよう学生たちを奨励できる。この障害を打ち破るために、国々の中

には学生たちを技術・革新における女性指導者に合わせるためのフィールド・ツアーと研究者や技術者による講演会を提供しているところもある。

11. 参加者たちは、さらに、保守的な文化が、女子学生を奨励する STEM 教科のための良好な学習環境を推進する必要があると述べた。女兒のための機能的環境を強化するために、技術セクターの教員訓練に関する地域レベルでの 2 国間協力が ICT の推進にとって極めて重要である。

12. 参加者たちは、固定観念の存在を仮定すれば、科学・技術のリーダーシップにおける女性の昇格が優先事項であるとも述べた。科学における女性のリーダーシップの推進が、例として引用された。

13. 参加者たちは、技術は、固定観念と取り組むためにも利用できることを認めた。多くの国々は、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関連する建設的メッセージを推進し、女性に対する暴力に対処することを目的とする情報を普及するためにソーシャル・メディアと“hackathons”を利用している。

柔軟な労働取り決め

14. 参加者たちは、家庭からの仕事政策、パートタイム労働取り決め、遠隔労働の選択肢のような柔軟な労働選択肢を提供することにより、職場における女性の才能を引き留める手助けをするための技術の可能性を論じた。このような形態は、家庭でのケア責任を果たす自由も女性に認める。

15. 参加者たちは、柔軟な労働取り決めが、仕事と家庭生活との間のバランスを奨励するために重要であると述べた。参加者たちは、不均衡に対処する際に遂げられつつある進歩を分かち合ったが、これには公共セクターも民間セクターもターゲットとする職場における柔軟性に関する法改革が含まれている。

インターネットの安全性とサイバーいじめ

16. 参加者たちは、技術・革新が政府の政策とプログラムに埋もれていることを保障するという公約を分かち合ったが、参加者の中には、特別な注意が、女性に対する技術関連の暴力を防止するために払われる必要があることを強調した者もあった。参加者たちは、サイバーいじめとの闘いが、生活のあらゆる領域で、女性と女兒のために安心・安全な環境を醸成することに貢献すると述べた。この点で、参加者たちは、女性を保護し、エンパワーするための機能的なオンライン・メカニズムを設立するために、オンラインのスペースでの技術的虐待に対処する努力を払っている国もあると述べた。

ラウンドテーブル D: 万人のための完全で生産的雇用とディーセント・ワーク: 2030 年までに女性のために「持続可能な開発目標 8」をどのように実現できるか?

議長・司会者開会ステートメント

Her Excellency Maya Morsy エジプト国内女性会議会長

意見交換対話

コスタリカ女性の地位大臣、ロシア連邦労働・社会保護第一副大臣、コーティヴォワール女性・子ども保護・連帯大臣、スウェーデン子ども・高齢者・ジェンダー平等大臣、ウクライナ、ギニア、エジプト、グアテマラ、ジョージア、モロッコ、アラブ首長国連邦、トルコ、フィリピン、アイルランド、アフガニスタン、南アフリカ、ウズベキスタン、アゼルバイジャン、キューバ、ウガンダ、欧州連合

閉会ステートメント

Ms. Puri

議長概要(ポストされず)

3月15日(水)午前 第4回会議

議事項目 3(継続)

一般討論

ベルギー、パラグアイ、ウガンダ、ケニア、スペイン、リベリア、コンゴ共和国、ガーナ、マラウイ、ナウル(太平洋島嶼フォーラムを代表)、カナダ、モロッコ、モザンビーク、フィンランド、南アフリカ、ルクセンブルグ、ドミニカ共和国、アフガニスタン、ザンビア、インドネシア、デンマーク、テニジア、オーストラリア、アイスランド、コートジボワール、ボツワナ、ボリヴィア多民族国家、ナミビア、バハマ、ルーマニア、タイ、ギニア、トルコ、マダガスカル、ヨルダン、マリ、モーリシャス、モルディヴ、スリランカ、ペルー、スーダン、アンゴラ、コスタリカ、ルワンダ、チェコ共和国、キリバティ、ジンバブエ、エチオピア、ネパール、カンボディア、ナウル、フィジー、パレスチナ国

(並行)「変化する仕事の世界におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメントを推進するための同盟を築く」に関する閣僚の間の高官意見交換対話

委員会議長の開会ステートメント

Antonio de Aguiar Patriota(ブラジル)委員会議長

ガイダンス・メモ

全体像

作業方法に従って、女性の地位委員会は、閣僚ラウンドテーブルまたはその他の高官意見交換対話が含まれるかも知れない閣僚セグメントを開催する。CSW61の閣僚セグメントには、「変化する仕事の世界で、女性の経済的エンパワーメントを推進するための同盟を築く」に関して閣僚間の高官意見交換対話が含まれるであろう。事務総長の報告書(翻訳は公式文書3を参照)が、この対話を支援する。

意見交換対話は、閣僚たちに、お互いにその他のステークホルダーと同盟を築く際にその経験に関して経験、好事例、学んだ教訓及びこれがいかに変化する仕事の世界での女性の経済的エンパワーメントを推進するかに関わる機会を提供するであろう。さらに、変化する仕事の世界で女性の経済的エンパワーメントを推進するために、NGOと労働者団体と雇用者団体が、確立されたプロセス、計画されているイニシアティブ、ジェンダー平等指導者、提唱者及びその他のパートナーの間の同盟を強化するためのその他の努力を発表するよう招かれるであろう。

この対話は、委員会の作業方法で要請されているように、NGOとその他のステークホルダーが委員会の作業に貢献する機会を強化することにも貢献するであろう。

形式と参加

この行事は閣僚たちとの穏やかな対話となるであろう。参加者たちは、主な質問(下記を参照)に関してコメントするよう勧められ、司会者がフォローアップ質問を通して対話とその意見交換の性質を支えるであろう。閣僚たちは、任意で対話に参加する。発言者のリストは記録されない。しかし、対話に参加したいと思う閣僚は、前以てその意図を伝えるよう勧められる。

NGO代表の参加に関しては、国連ウィメンがオンラインでの申し込みプロセスを促進し、地域の多様性、国内レベルでの意見と専門知識の多様性を反映するように発言者に勧めるであろう。国連ウィメンは、労働者団体と雇用者団体の代表を明らかにするために国際労働機関と協力するであろう。「女性の経済的エンパワーメントに関する事務総長高官パネル」の代表者も招かれるであろう。

最初のコメントは厳密に3分に限られ、フォローアップ・コメントは1分に限られる。

主要な質問

変革的で普遍的な「持続可能な開発 2030 アジェンダ」は、「北京行動綱領」が持続可能な開発のための堅固な基礎を築いたことを確認した。加盟国は、「行動綱領」の完全かつ効果的で促進された実施が、誰も取り残さず、ジェンダー平等を達成し、すべての女性と女兒をエンパワーする「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の実施に重要な貢献をすることで意見が一致している。変化する仕事の世界での女性の経済的エンパワーメントには最近及び長年の公約を意味ある進歩に変えるために各国政府と多くのその他のステークホルダーによる行動を必要とする。多様なステークホルダーの間の協働、パートナーシップ、同盟及び動員が機会を生み出し、障害と課題を克服するために極めて重要である。

国のジェンダー平等機構は、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントとその人権のための政策調整に責任を持つ主要な政府機関である。これは、共通の目標に向けて市民社会団体、特に女性団体とも協

働いている。変化する仕事の世界での女性の経済的エンパワーメントに関して、その他の省庁と労働関連の機構と機関、雇用者団体と労働者団体、民間セクター及び女性の市民社会団体も、効果的な法的・規制的・政策的枠組みを開発し実施し、監視と遵守を確保するためのカギとなる行為者である。

以下の質問が、対話の中で対処されるべきである：

- ・ジェンダー平等機構はいかに変化する仕事の世界で女性の経済的エンパワーメントのために政府全体とその他のステークホルダーと効果的に協働できるのか？
- ・変化する仕事の世界で、女性の平等な機会と完全参画のインパクトに与えるカギとなる傾向とは何か？女性がこの傾向から利益を得、新しい機会を完全に利用でき、新しい機会を完全に利用することを保障するためにステークホルダーはどのような行動を取っているのか？
- ・女性の働く権利、職場での権利を確保し、根強いジェンダー不平等を撤廃し、障害を克服するために、政府当局、民間セクター、労働者団体及び女性の市民社会団体の間の協力の好事例は何か？

概要

対話は実施を強化する際の委員会の役割を強調する議長の概要に反映されるであろう。

スピーカー

1. His Excellency Mr. Luis Guillermo Solis Rivera コスタリカ共和国大統領
2. Ms. Moradeke Abiodun-Badru ナイジェリア国立看護師・助産師協会平等担当官
3. Ms. Ronnie Goldberg 米国国際企業会議(INSCIB)会長、CEO
4. Ms. Chidi King 国際労働組合連合(ITUC)平等部部長
5. Ms. Dinah Musindarwezo アフリカ女性開発コミュニケーション・ネットワーク(FEMNET)事務局長
6. Ms. Shirley Pryce ソーシャル・ワーカー、ファシリテーター、講師、訓練士、人権提唱者(ジャマイカ)

意見交換対話

ニューージーランド、ガーナ、ウガンダ、ブラジル、中国、イラク、フィンランド、モンゴル、ナイジェリア看護師・助産師協会、ジャマイカ家事労働者協会、国際労働機関、ルワンダ、オーストラリア、ウクライナ、トルコ、カザフスタン、ニジェール、ケニア、ドミニカ共和国、日本、チリ、イラン・イスラム共和国、フィリピン、エリトリア、アフリカ女性開発コミュニケーション・ネットワーク、国際労働組合連合、韓国、ハンガリー

議長概要(E/CN.6/2017/11)

1. 2017年3月15日に、女性の地位委員会は、その優先テーマ「変化する仕事の世界での女性の経済的エンパワーメント」の下で、変化する仕事の世界での女性の経済的エンパワーメントを推進するための同盟の構築に関して、高官閣僚対話を開催した。高官意見交換対話への参加者たちは、このトピックに関連した経験、学んだ教訓及び好事例を交換した。

2. CSW61の議長、Antonio de Aguiar Patriotaが高官意見交換対話の議長と司会を務めた。会議は、議長の導入で開会し、23カ国からの閣僚と高官が、同盟を築くための好事例、モダリティ、継続中及び計画中のイニシャティヴ及び努力を交換した。NGOと労働組合並びに国際労働機関(ILO)からの6名の代表者が、その視点を述べた。対話は、議長の閉会コメントで締めくくられたが、そのコメントの中で、議長は対話のハイライトを提供した。

変化する仕事の世界での女性の経済的エンパワーメントに対する課題とこれに対処するための戦略

3. 参加者たちは、継続する職業分離、女性が利用できる非正規の仕事の不安定な性質と増加、比較的賃金の低い仕事とディーセント・ワークまたは社会保護へのアクセスがほとんどまたは全くなく、グローバル化と技術的及びデジタルの進歩から利益を受ける機会が不十分な不安定な形態の雇用についての懸念を唱えて、変化する仕事の世界で女性が遭遇する根強い課題に注意を引いた。

4. 参加者たちは、無償のケア労働と家事労働が、女性にとって不平等な重荷となり、労働市場への女性の参加に対してかなりの意味合いを持っているが、この仕事は国の国内総生産には含まれていないことを指摘した。家事責任のために、ジェンダー固定観念と差別的慣行や規範が女性の労働力参加に与える

インパクトについての懸念もある。女性が仕事の世界に完全に参入できるようにするために、仕事と家庭責任をバランスさせる際に女性を支援する措置が必要とされる。

5. 教育機会と達成度における格差が根強く続き、女性の労働市場へのアクセスに悪影響を及ぼしている。発言者たちは、特に仕事の世界でのジェンダー平等と女性の経済機会に対する障害として、暴力とハラスメントにも注意を引いた。この防止と撤廃が、女性の進歩と教育と仕事と自立への権利を含め、その経済的・社会的可能性の完全開発と享受のカギである。

6. 参加者たちの中には、農山漁村女性、アフリカ系の女性、レズビアン・バイセクシュアル・性同一性障害・間性の個人、障害を持つ女性のように重複し重なり合う形態の差別を受けている女性が、取り残される危険に瀕しており、特別な注意を必要としていることに留意した者もあった。紛争の悪影響と紛争後の状況、気候変動と自然災害が万人、特に女性と女児の開発に与える課題も提起された。

7. 参加者たちは、仕事の世界での女性の権利の推進並びにその効果的実施のための厳格なジェンダーに対応した規範的・法的・政策枠組の必要性を強調した。この点で、国際条約、特に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」及び関連ILO条約の批准と実施が要請された。

変化する仕事の世界での女性の経済的エンパワーメントのための同盟を築く

8. 参加者たちは、課題に取り組み、女性の経済的エンパワーメントを支援するために、世界・地域・国内・地域社会レベルで同盟を築くことの重要性を強調した。世界レベルでは、女性の地位委員会は、仕事の世界への女性の参画を高める際に行動のための重要な勢いを提供し、国連機関は支援と技術援助を提供した。例えば、多国間努力と世界キャンペーンが同一労働または同一価値労働同一賃金を推進する際に手助けとなり、仕事の世界での女性と男性に対する暴力とハラスメントをなくすことに関する国際基準の開発を目的とした。

9. ジェンダーに基づく差別と暴力をなくすためのジェンダーに対応した労働法と政策と措置が、仕事の世界で女性をエンパワーする方法の例として提供された。多くの参加者たちは、仕事と家庭のバランスを改善し、無償のケア労働と家事労働の女性の不相応な重荷を減らす努力の例を挙げた。男性と女性双方のための義務的で有償の育児休業、家族に優しい政策、質が高く料金が手頃な育児サービスと施設、子どものための学校給食の提供、柔軟な労働取り決め及び年金の給付が女性の経済的エンパワーメントを推進する効果的手段として示された。

10. 参加者の中には、社会保護政策を設置するためのコストの高さと国際社会からの資金提供の必要性について懸念を表明した者もあったが、女性の労働力参加を強化するために、特に非正規セクターでの社会保護政策の例を挙げた者もあった。

11. 政府、労働組合、雇用者協会との間の成功した三者パートナーシップの例が提供された。発言者たちは、女性の働く権利と職場での権利を確保し、非正規経済、ケア労働と家事労働及びサービス・セクターで働いている女性の状況を改善する際に、労働組合の重要な役割を強調した。発言者たちは、労働者のための健康と安全の条件、同等賃金、最低賃金及び社会保護を交渉するための団体交渉の重要性を再確認した。労働組合は、強化された社会的対話にも貢献する。

12. 参加者たちは、あらゆるレベルの政府省庁にわたってジェンダー主流化を確保する際に、ジェンダー平等のための国内本部機構の役割を強調した。そのような機構は、女性労働者と起業家の状況を改善するために重要なパートナーシップを築き、関係省庁と協力している。これら機構は、民間セクターや学界とも協力している。その市民社会と地域社会を基盤とした団体との重要な関係は、特に賞賛される。

13. 公共セクターと民間セクターとの間の強力な同盟は、女性の経済的エンパワーメントにとって極めて重要であると考えられた。法律に従うかまたは任意の取り決めを通して、会社の方針にジェンダーの視点を統合している企業の例が提供された。多くの国々は、公共調達における優先的扱い、ローンの比較的低い利率、ジェンダー平等目標を達成している会社への認証シール、証明書、報償のような、職場でのジェンダー平等方針を設置するよう会社を奨励するイニシャティヴを紹介した。指導的地位及び会社

の役員会での女性の数を増やすためのクォータ制にも言及された。市民社会団体は、しばしば、女性の経済的エンパワーメントに関する政策と慣行に対して政府と民間セクターに説明責任を持たせる際に重要な役割を果たしてきた。

14. 女性の金融資源と貸付へのアクセスの強化、女性の金融識字の推進並びにジェンダーに対応したマクロ政策と予算編成を含めたジェンダー平等への強化された投資が、具体的結果を出してきた。関連ステークホルダーの間の協働が、女性と女兒の技術能力とデジタル識字への増額された投資という結果となり、成長市場と非伝統的セクターを含め、雇用のために女性に準備させるために、職業訓練のみならず、科学・技術・工学・数学セクターの教育の強化という結果となった。

15. 都会地域においても、農山漁村地域においても、女性の資源への平等なアクセスを推進し、支援するための同盟の構築が強調された。各国政府は、技術と事業管理の利用及び特に農山漁村地域において貸付、ローン及びその他の銀行サービスを提供する銀行業と金融機関に関して女性を訓練し、スキルを構築するために、学界や市民社会とパートナーを組んだ。妊産婦保健サービス、エネルギー、水、技術、土地及び住居への女性のアクセスを改善する開発プログラムは、女性の経済的エンパワーメントに貢献した。

16. 参加者の中には、女性の性と生殖に関する健康とその性と生殖に関する権利の実現及び自分の身体の管理は、女性の経済的エンパワーメントの基本であると主張する者もあった。早期強制結婚、女性性器切除を含めた女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力を撤廃する努力も、この状況で強調された。政府と宗教・文化・非伝統行為者との間のパートナーシップはこの努力の役に立ってきた。発言者たちは、万人のための包括的な性教育へのアクセス、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの推進への男性と男児のかかわりの重要性も強調した。

3月15日(水)午後 第5回会議

議事項目 3(継続)

一般討論

日本、レソト、ナイジェリア、ウルグアイ、ドイツ、ノルウェー、パキスタン、ブラジル、ハイティ、エストニア、オーストリア、ウクライナ、ホンデュラス、リトアニア、フランス、ポーランド、オランダ、ギリシャ、東ティモール、イタリア、ニュージーランド、フィリピン、ポルトガル、アルゼンチン、チャド、チリ、ブルキナファソ、エジプト、タンザニア連合共和国、エリトリア、クウェート、モンゴル、トリニダード・トバゴ、ガンビア、アイルランド、ラオ人民民主主義共和国、メキシコ、ウズベキスタン、パナマ、モルドヴァ共和国、ジョージア、ハンガリー、アンドラ、ベナン、スワジランド、グレナダ

日本のステートメント(橋本ヒロ子政府代表(滝沢外務大臣政務官の代理)): 日本政府を代表して、パトリオッタ議長をはじめとするビューロー・メンバーとこの会合の準備に献身的な努力をされたすべての関係者に心からの謝意と敬意を表します。

(女性の経済的エンパワーメントと WAW!)

我が国は、昨年 12 月に、第 3 回目となる国際女性会議 WAW!を東京で開催しました。この会議では、第一線で活躍する国内外の 93 名がパネリストや登壇者として参加し、ムランボ=ヌカカ国連ウィメン事務局長にもご登壇頂き、働き方改革や、女性のリーダーシップ等女性の経済的エンパワーメントに直結する重要なテーマについて様々な視点から議論を行いました。この重要な課題が、第 61 回女性の地位委員会の優先テーマとして取り上げられたことを歓迎いたします。我が国は、本委員会での議論に積極的に貢献したいと思えます。なお、CSW 会議中の 3 月 16 日には、WAW!のフォローアップ・イベントを行いますので、是非ご出席頂きますと幸いです。

(国内の取組)

我が国は、全ての女性が自分らしく活躍できる社会の実現を政府の重要課題と位置づけ、安倍総理のリーダーシップの下、働き方改革を経済界と協働して進めています。昨年 4 月に完全施行された「女性活躍推進法」は、大企業等に対して、女性の採用や雇用の促進に対する数値目標を入れた行動計画を策

定・行動することを義務づけており、今年の1月時点で、国・都道府県・市町村における行動計画策定率は100%、大企業における策定率は99.9%となっております。また、長時間勤務や転勤が当然とされている労働慣行を変革するため、これまでになく踏み込んだ改善策に取り組んでいます。実際に、社会全体で女性の活躍の動きが拡大しており、第二次安倍政権発足後の約4年で、女性の就業者数は約150万人増加し、25歳から44歳までの子育て期の女性の就業率も2012年の67.7%から2016年に71.7%にまで上昇しました>

(日本の国際的なイニシャティヴ)

女性のエンパワーメントは、先進国と途上国の双方において進めることが重要です。SDGsの達成のためにも、日本は双方において貢献したいと考えています。昨年5月に開催したG7伊勢志摩サミットでは、G7議長国として、すべての関係閣僚会合で女性活躍について議論するとともに、G7サミットの歴史上初めての女性を優先アジェンダに掲げ、G7が率先して、女性の能力開花のために具体的な行動を取るための、「指針」を打ち出しました。また、安倍総理は、途上国における女性たちの権利の尊重、能力発揮のための基盤整備、そしてリーダーシップの向上を重点分野として2018年までの3年間で総額約30億ドル以上の支援を行う旨表明しています。女性・女児のエンパワーメントに向けた教育分野での取組も重要です。この分野で、我が国は、学校施設への女子トイレや女子寮の設置、通学路の安全確保など、女児・女子に配慮した学習環境の整備や女性の生涯教育支援等に積極的に取り組んでいます。

(結語)

仕事の世界における女性の経済的エンパワーメントを推進するためには、男性と女性双方の意識を変革し、行動を変えていくことが欠かせません。我が国は、自らも変革し行動しながら、志を同じくする国々、国連機関、市民社会と連携し、女性のエンパワーメントを進める内外の取組を着実に進めて参ります。

ご清聴ありがとうございました。

答弁権行使

オランダ

(並行)「ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントに対する公約の実施を促進する」に関する意見交換対話

開会ステートメント

Andreas Glossner(ドイツ)委員会副議長

ガイダンス・メモ

全体像

意見交換対話の目的は、ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントとすべての人権と基本的自由の平等な享受を実現するという「合意結論」の公約の実施手段に重点を置くことである。

政策策定、「北京宣言と行動綱領」とこれに続く成果のフォローアップ、監視及び実施における女性の地位委員会(CSW)のマネー、役割及び責任はジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントの実現にとって中核的重要性を持つ。これは、「持続可能な開発2030アジェンダ」のフォローアップへの委員会の貢献によってさらに強化される。委員会は、「2030アジェンダ」の実施を支援しその他の政府間プロセスと機能委員会と協力する際の国連システムにおけるジェンダー主流化を推進する際に触媒的役割も果たしている¹。この点で、経済社会理事会は²、機能委員会と意見交換対話を開催し続けるよう委員会を奨励してきた。

優先テーマに関する合意結論の中で、委員会は、各国政府及びその他のステークホルダーに残るギャップを埋め、課題に応え、実施を促進するための手段と措置に関する行動志向の勧告に対処する。委員会は、その見直しテーマを通してその実施における進歩を定期的に評価する。

多くの国々が、すでに「持続可能な開発目標(SDGs)」の実施を推進する際に前進してきた、またはかなり前進している時に、国の行動の中心的構成要素としてのジェンダー平等とすべての女性と女児のエ

¹ E/RES//2015/6、女性の地位委員会の今後の組織と作業方法。

² E/RES/2016/2、国連システムのすべての政策とプログラムへのジェンダーの視点の主流化。

ンパワーメントへの公約の実施を確保することに対するすべてのステークホルダーの責任は新たな緊急性を帯びてきた。委員会は、促進された行動が、ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメント及びすべての人権と基本的自由の平等な享受という最近のもでもあり長年のものでもある公約に関して必要とされることを強調して、---第 60 回会期で採択された合意結論の中で---「2030 アジェンダ」のジェンダーに対応した実施のための道程表を提供した。「北京行動綱領」と「2030 アジェンダ」のジェンダーに対応したフォローアップとの間の相乗作用が、そのような実施を可能にするカギである。

委員会は、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントの実現に対して、各国政府と地方自治体の主たる責任を定期的に強調してきた。委員会は、国連システムの機関、国際・地域団体、国内人権機関、女性 NGO、民間セクター、雇用者団体、労働組合、メディアを含めたその他のステークホルダーによる行動を奨励し、議員の役割を歓迎し、女子差別撤廃委員会にその作業に貢献するよう勧めてきた。

目標

意見交換対話の目標は、ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントとすべての人権と基本的自由の平等な享受を実現することに対する「合意結論」の実施手段に重点を置くことである。この対話は、様々なステークホルダーが特定の公約の実施にどのように貢献しているかを示し、彼らが取っているまたは取ることを計画しているさらなる行動を示すことができるようにするであろう。

意見交換対話は、政治的公約を強化し、ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントの主導的な世界のチャンピオンとしての委員会の対話に対する意識と可視性を高めるであろう。これは、より良い実施とフォローアップに対する説明責任を強化するであろう。

提案される形式

意見交換対話は、広範なステークホルダーを集めるであろう。司会者は、一連の主要な質問をめぐって、意見交換の性質を確保するために、対話を方向付けるであろう。閣僚たちは、任意で対話に参加するであろう。発言者のリストは記録されないであろう。しかし、対話に参加したいと思う閣僚は、その意図を前以て伝えるよう勧められる。参加者たちは、委員会の作業の特定の領域、「北京行動綱領」及び「持続可能な開発 2030 アジェンダ」を実施するための具体的行動を明らかにするよう期待されている。

主要な質問

意見交換対話に参加しているステークホルダーは、以下の質問に対処するよう勧められる:

≫[政府またはその他ステークホルダー]は、ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントに対する世界的公約にどのように対応してきたか? 特定の公約を実施するために取られた行動の具体的例は何で、特定の時間枠内でどのようなさらなる手段が取られるであろうか?

≫最近及び長年のジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントに対する公約を実施する際に、リーダーシップはどのような役割を果たすのか? 女性と女児のための結果に変革を起こしてきたそのようなリーダーシップの具体例は何か?

≫特定の公約の実施を促進してきた国内及び地方レベルでの異なったステークホルダーの間の協働及びパートナーシップの好事例は何か?

≫[政府とその他のステークホルダーは]ジェンダー平等と女性のエンパワーメント及び CSW の年次会期の成果に対する世界的公約に対する意識をどのように生み出してきたのか? 前進しつつ、「2030 アジェンダ」と CSW の「合意結論」のジェンダーに対応した実施を提唱するために、[ステークホルダーは]どのような行動を取るのだろうか?

概要

対話は、議長概要に反映されるであろう。議長概要は、実施を強化する際の委員会の役割を強調するであろう。議長概要には、「北京宣言と行動綱領」、「CSW 合意結論」及び「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の実施を強化するために参加者がするであろう具体的な公約と行動も含まれるであろう。

スピーカー

1. Ms. Dalia Leinarte 女子差別撤廃委員会議長

2. Ms. Annette Young ジャーナリスト・フランス 24 テレビのプレゼンター・フランス 24 の「51%」のホスト

3. Ms. Sima Samar アフガニスタン独立人権機関議長
4. His Excellency Tete Antonio 国連へのアフリカ連合チーフ・カウンセラー
5. Ms. Michaela S. Bergman 欧州復興開発銀行特別問題チーフカウンセラー・ジェンダー・チーム・ディレクター
6. Ms. Margarita Cabello Blanco コロンビア最高裁判所市民法廷判事・国立ジェンダ委員会委員長
7. Ms. Dubavka Simonovic 女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者
8. Ms. Frances Raday 法律と慣行における女性差別に関する作業部会委員
9. Ms. Neolene Nabulivou ドーン代表
10. Ms. Susan O'Malley NGO CSW 委員会(ニューヨーク)議長
11. Ms. Shamika N. Sirimanne 国連貿易開発会議テクノロジー・ロジスティクス部部長
12. Ms. Amina J. Mohammed 国連副事務総長(ナイジェリア)
13. Her Excellency Ms. Aba Ahmed Saif Al-Thani 元国連カタール代表部大使
14. Ms. Florence Simbiri-Jaoko ケニア弁護士

意見交換対話

ブラジル、ウガンダ、アルゼンチン、アフガニスタン、スロヴェニア、中国、ニジェール
 ---会議中断---
 スイス、ドイツ、カタール、コロンビア、イラク、南アフリカ、マリ、フィリピン

議長概要(ポストされず)

3月16日(木)午前

議事項目 3(継続)

一般討論(継続)

コロンビア(アルバニア、アルジェリア、アンティグア・バーブダ、アンドラ、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、バハマ、バングラデシュ、ベリーズ、ブラジル、ブルガリア、カーボヴェルデ、カナダ、中欧アフリカ共和国、チリ、コロンビア、コスタリカ、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、ジブティ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルヴァドル、赤道ギニア、エストニア、フィジー、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グレナダ、ハイティ、ホンデュラス、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本、ヨルダン、キルギスタン、ラトヴィア、レバノン、リベリア、リヒテンシュタイン、リトアニア、マラウイ、マルタ、モナコ、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ニカラグア、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、カタール、ルワンダ、セントルシア、セントヴィンセント・グレナディーン、セイシェル、シエラレオネ、スロヴァキア、スロヴェニア、南アフリカ、スペイン、スリナム、スウェーデン、スイス、タイ、東ティモール、トンガ、チュニジア、アラブ首長国連邦、英国、ウルグアイ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ヴェトナム、イエメン、ザンビアより成るジェンダー同数友好国グループを代表)、カザフスタン、アルバニア、エルサルヴァドル、カタール、コロンビア、英国、スイス、イラン・イスラム共和国、タジキスタン、韓国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ラトヴィア、コンゴ民主共和国、米国、トーゴ、南スーダン、セネガル、トルクメニスタン、セイシェル、スロヴァキア、マーシャル諸島、イラク、アルジェリア、レバノン、スロヴェニア、ブルガリア、キューバ、ヴェトナム、ジブティ、ミャンマー、トンガ、サモア、キルギスタン、ソロモン諸島、ブルンディ、スウェーデン、アゼルバイジャン、スリナム、ホーリーシー

(並行)重点領域「先住民族女性のエンパワーメント」に関する意見交換対話

開会ステートメント

Antonio de Aguiar Patriota(ブラジル)委員会議長

ガイダンス・メモ

背景

作業方法に従って、委員会は、世界・地域レベルでの開発並びにジェンダーの視点への注意がますます必要とされている国連内で計画されている活動を考慮に入れて、経済社会理事会のアジェンダにある関連する問題、特に適宜理事会の年間主要テーマに注意を払って、必要に応じて、男女間の平等を含め、時宜を得た検討を必要としている新たな問題、傾向、重点領域及び女性の状況に影響を及ぼす問題に対する新たな取組みを討議している。

2016年に、女性の地位委員会は、その第61回会期の重点領域として、先住民族女性のエンパワーメントの問題を検討するその意図を認めた。2017年のそのような検討は、委員会が「国連先住民族の権利宣言(UNDRIP)」の採択の10周年と一致するので、時宜を得たものである。「宣言」は、先住民族女性の権利とニーズに集中して注意を払い、彼女たちの経済的・社会的条件の継続する改善を確保する効果的措置及びあらゆる形態の暴力と差別からの完全な保護と保証を要請している(第21条、22条を参照)。誰も乗り残さないという「持続可能な開発2030アジェンダ」の誓約は、先住民族女性の状況に対処するためのさらなる勢いと弾みを提供している。

「北京宣言と行動綱領」は、先住民族女性は、女性としても、先住民族社会のメンバーとしても、しばしば障害に直面していることを認めた。「北京宣言と行動綱領」実施の20年後の見直しは、世界中で先住民族女性が不相応な程度の差別、排除及び暴力に直面していることを明らかにした³。とりわけ、社会サービス、経済的機会及び政治参画への先住民族女性と非先住民族女性との間に、かなりの格差があることを利用できるデータが示している⁴、⁵

先住民族女性は、女性の地位委員会の年次会期及び先住民族問題に関する国連永久フォーラム(UNPFII)を含め、世界的プロセスに、変革の担い手として積極的に参加している。2014年の「先住民族世界会議(WCIP)」、「持続可能な開発2030アジェンダ」及び気候変動に関する「締約国会議」への先住民族女性の貢献は、先住民族女性が特に持続可能性の状況で、その集団的優先事項、経験、現在と未来の世代のための変革に対する教訓を最前線に出すためのさらなる機会であった。

目標

この行事は、政策選択肢、機会、突破口、先住民族女性と女兒に影響を及ぼすいくつかの特別な問題に対処する継続中の努力からの教訓を示すであろう。先住民族女性のエンパワーメントの重点領域の検討は、以下を目的とするであろう：

- ・先住民族女性が直面している進歩と開発の課題を見直すこと
- ・先住民族女性のエンパワーメントを促進するための機会を強調すること
- ・世界的公約の実施の状況での先住民族女性のエンパワーメントを支援する措置を明らかにすること

重点領域の検討は、a. あらゆるレベルの意思決定プロセスへの先住民族女性の参画、b. 先住民族女性と女兒に対する暴力、c. 先住民族女性の経済的機会及びd. 気候変動が先住民族女性のエンパワーメントとその対応に与えるインパクトのような問題に特別な注意を払うことができよう。これは、様々な部門別領域とテーマ別領域で政府間プロセスがどのように先住民族女性のエンパワーメントをさらに推進できるのかに関して特に注意を喚起することもできよう。

討論のための問題と要素

a. あらゆるレベルの意思決定プロセスへの先住民族女性の参画

先住民族女性は、首尾一貫して、その福利にインパクトを与える様々な問題に関するいくつかの国内・地域・世界プロセスを通して、その声、期待及び貢献を伝達している。変革の積極的担い手としてのその役割を強化するために、先住民族女性のための意思決定のスペースが、特に「国連先住民族権利宣言」と「持続可能な開発2030アジェンダ」の実施に関連して、その要求を継続して明確に述べるために拡大されなければならない。

³ 「北京宣言と行動綱領」及び第23回特別総会の成果の実施の見直しと評価。事務総長報告書、e/CN.6/2015/3。

⁴ UNDESA、2009年。世界の先住民族の状態。

⁵ 国連ウィメン、2015年。「国連先住民族権利宣言」の実施を支援する国連ウィメンのプログラム・イニシアティブに関する「国連先住民族永久フォーラム」への提出物。

現在までの経験は、先住民族女性のための対象を絞った介入が彼女たちの参画、特に政治への参画を改善できることを示している。これらには、先住民族女性の政界への立候補者のための能力開発、国の問題へのその参画の重要性に関する市民教育と意識啓発キャンペーン、投票者、立候補者、選出された議員として、政治の領域への公正なアクセスを確保するための法律・憲法の改正が含まれる。選挙クォータ制、女性候補者に対する暴力を防止する措置のような一時的特別措置も、公職に立候補し、公職に留まることによりかなりのインパクトを与えることがわかった。これら業績にもかかわらず、家父長的態度、固定観念の規範と慣行が、あらゆるレベル、あらゆる領域での意思決定に積極的に平等に先住民族女性が参画することを妨げ続けている。

以下の質問は、対話の中で対処できよう：

1. 地方レベルでも国のレベルでも、憲法と選挙法はどのように先住民族女性の意思決定への参画を推進してきたか？
2. 先住民族女性は、一時的特別措置からどの程度利益を受けてきたか、どのようなその他の要因が先住民族女性の成功に寄与してきたか？
3. どのような型の能力開発イニシアティブが立候補する先住民族女性を支援してきたか、それはどうしてか？

b. 先住民族女性と女兒に対する暴力

女性と女兒に対する暴力は、世界的な流行病であり、世界中で3人に1人の女性に悪影響を及ぼしている⁶。いかなる女性と女兒に対する暴力も受容できないものであるが、限られた利用できるデータは、先住民族女性と女兒は、非先住民族女性と女兒に比して比較的強い暴力を経験する傾向にある⁷。例えば、先住民族の権利に関する特別報告者は、先住民族女性は、非先住民族女性よりも強姦を経験する可能性がかなり高く、先住民族女性の3人に1人が、生涯で強姦を受けていることを発見している⁸。

好事例イニシアティブは先住民族女性と女兒に対する暴力に対する刑事責任免除に対処するには、法的・政策的・制度的介入が必要とされることを示している。文化間取的取組みによって支えられる暴力関連のサービスも、暴力と闘い、取り組む際により効果的で持続可能なものとして先住民族女性と女兒によって見なされている。先住民族女性は、法的政策的枠組みと説明責任の強化された実施を提唱して、女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力の防止と撤廃に関する合意結論(CSW57)に関する委員会の作業に効果的に貢献した。

以下の質問が討論で対処できよう：

1. 先住民族女性と女兒に対する比較的高い割合の暴力に効果的に対処するために、法律執行機関とサービス提供者は、別々にどのようなことをしなければならないか？
2. 先住民族女性に対する暴力を防止し、対処する際に、ステークホルダーの間でどのような戦略が効果的であったのか、さらに大きなインパクトのためにこれらをどのように規模拡大できるのか？
3. 先住民族女性と女兒に対する暴力と闘う際に、先住民族・非先住民族男性と男児はどのような役割を果たす必要があるのか？

c. 先住民族女性の経済的機会

先住民族女性に広範な経済機会を提供することは、貧困根絶への重要な道である。貧困の中で暮らしている人々の15%を占めているが、先住民族は、世界人口の5%を占めている⁹。世界的に極度の貧困の中で暮らしている33%もが、先住民族社会の出身である¹⁰。経済的機会には、先住民族女性が先住民族の土地、領土、資源への平等なアクセスと管理、テクノロジーと改良サービス、酪農と養鶏業、貸付へのアクセス、同一労働同一賃金とケア経済と家事経済における先住民族女性の無償労働を認めることを保障することが含まれる。

先住民族女性の機会は、正規経済への効果的参画のみならず、非正規セクターと小規模起業活動を超えて、中規模・大規模事業の所有にまで拡大しなければならない。好事例は、これが、先住民族女兒が

⁶ 世界保健機関、2016年、女性に対する暴力。親密なパートナーと女性に対する性暴力。ファクト・シート。
<http://www.who.int/mediacentre/factsheet/fs239/en/>より閲覧可能。

⁷ 国連ウィメン。2014年。「先住民族女兒、思春期の若者、若い女性の暴力、搾取、虐待の撤廃と対応」。国連機関先住民族問題支援グループが準備したテーマ別文書。

⁸ 総会。2015年。先住民族の権利に関する特別報告者 Victoria Tauli Corpuz、A/HRC/30/41、パラ 47。

⁹ UNDESA。2009年。世界の先住民族の状態、21頁。

¹⁰ 同上。

数学・科学・工学への参加を推進する奨学金と指導プログラムを通して完全な教育コースから高等教育まで達成することを保障することにより達成できることを示している。効果的な土地所有権プログラムとジェンダーに対応した改良サービスは、先住民族女性が生産資源にアクセスできることを保障する¹¹。

以下の質問を討論で対処できよう：

1. 先住民族女性の間での貧困を根絶する効果的方法の例は何か、そのようなイニシャティヴをどのように維持し、再生できるのか？
2. 先住民族女性は先祖の土地・領土・資源への権利をどのように確保し、守ってきたのか、この目的に向けてどのようなパートナーシップが最も効果的であったのか？
3. 経済生活と意思決定に効果的に参画するために先住民族女性にどのような機会が提供され、先住民族女性のためにこれらがどのように経済機会を拡大しているのか？

d. 先住民族女性のエンパワーメントとその対応に与える気候変動のインパクト

先住民族女性は、その生活と生存の方法を含め、自分の土地と天然資源に大きく依存している。先住民族は、気候変動によるものを含め、生物多様性と特に環境変化に脆弱な地域で暮らしているかも知れない。気候変動は、女性に異なったインパクトを与えるが、先住民族女性には特にそうである。従って、緩和と適合におけるその役割と貢献は気候変動政策が策定され、プログラムが立案され、実施され、評価される時に極めて重要である。この視点から気候変動に対処することは、社会正義、平等及び女性のエンパワーメントの問題に光を当てることを奨励している¹²。

先住民族の法律、信念及び慣習は、先住民族とその環境との間の調和した関係の枠組を提供している。住み慣れた環境との長きにわたる関係に基づいて、先住民族女性は、しばしば、気候変動のサイクルに向けた複雑な適合対応を含め、天候のパターンについての高度で伝統的な生態系の知識を有している。彼女たちは、伝統的な環境慣行に基づいて、低二酸化炭素及びその他の温室効果ガス排出を支える良い慣行を開発している。従って先住民族女性は、気候変動インパクト緩和に関連する政策と計画の立案と実施においてカギとなる役割を持ち、これに完全に参画しなければならない。

以下の質問を討論で対処できよう：

1. 先住民族女性は気候変動に関する行動をどのように戦略化してきたのか、どのような戦略が効果的だったのか？
2. 異なった地盤にわたって先住民族女性はどういったような同盟とパートナーシップを築いてきたのか、それらはどのように気候変動に関する意識啓発と政策行動に貢献してきたのか？
3. 先住民族女性の福利に与える気候変動の影響を緩和することにどのような戦略と政策が貢献してきたのか、その成功の機能的要因は何だったのか？

形式の提案

重点領域の検討は、「先住民族問題永久フォーラム」及び先住民族の権利に関する特別報告者のような機関とメカニズムの加盟国、先住民族女性とその団体並びに国連システムの代表者に参加する機会を提供する意見交換形式で行われる。

参加者たちは、主要な質問(上記参照)に関してコメントするよう勧められ、議長/司会者は、フォローアップ質問を通して、対話とその意見交換の性質を支援する。

4つのテーマ別領域それぞれの検討は、招待されたスピーカーによるコメントで始まり、これに意見交換対話が続く。閣僚たちは、任意で対話に参加する。発言者のリストは記録されない。しかし対話に参加したいと思う閣僚は、前以てその意図を伝えるよう勧められる。主要な討議者は、対話を締めくくる総括コメントを提供するよう勧められる。

重点領域の検討の成果は、先住民族女性のエンパワーメントを強化する措置に光を当てる議長概要となる。議長概要は、「永久フォーラム」、「先住民族権利宣言」の10周年記念及び2017年の高官政治フォーラムの作業にインプットを提供することができよう。

スピーカー

1. Ms. Mariann Wollmann Magga(ノルウェー)ラップ人議会執行会議委員

¹¹ 国連ウィメン。2015年。「国連先住民族権利宣言の実施を支援する国連ウィメンのプログラム・イニシャティヴについての国連先住民族問題永久フォーラムへの提出物(2013-2014年)。

¹² 先住民族女性、気候変動及び森林、Tebtebba 財団。

2. Ms. Aysa Mukabenova(ロシア) 国連先住民族永久フォーラム委員、
3. Ms. Otilia Lus de Coti(グアテマラ)政治・社会リーダー
4. Dr. Babatunde Osotimehin UNFPA 事務局長
5. Ms. Agnes Leins(ケニア)Il'laramatak 社会問題事務局長・創設者
6. Ms. Pratia Gurung(ネパール)障害を持つ先住民族世界ネットワーク
7. Ms. Khalida Bouzar 国際農業開発基金中近東・北アフリカ・欧州部部長
8. Dr. Mariam Wallet Aboubakrine(マリ)医師
9. Ms. Victria Tauli-Corpuz(フィリピン)先住民族の権利に関する特別報告者
10. Ms. Tarcila Rivera Zea(ペルー)先住民族活動家

意見交換討議

ウガンダ、グアテマラ、ブラジル、コンゴ共和国、フィンランド、オーストラリア、ニュージーランド、ボリヴィア多民族国家、南アフリカ、アルゼンチン、メキシコ、ニュージーランド、フィリピン、欧州連合、国際労働機関、国連食糧農業機関(FAO)、Madre Inc., Centro de Culturas Indigenas del Peru, カナダ太平洋障害者フォーラムの先住民族女性協会、Civil Hecho por Nosotros 協会

議長概要(E/CN.6/2017/12)

1. 2017年3月16日に、女性の地位委員会は、先住民族女性のエンパワーメントについての重点領域に関する意見交換対話を開催した。委員会議長 Antonio de Aguiar Patriota が導入演説を行い、対話を司会した。14の加盟国からの閣僚と高官、9名の招待されたパネリスト及びNGOと国連システムからの8名の代表者が対話に貢献した。対話は、議長による最終コメントで修了したが、その最終コメントで、議長は対話のハイライトを提供した。

カギとなるメッセージ: 先住民族女性のエンパワーメントは、機会である

2. 参加者たちは、先住民族の権利と「先住民族の権利に関する国連宣言」と2014年に開催された「先住民族世界会議」の成果文書で加盟国が行った公約の重要なフォローアップ、並びに誰も取り残さないという「持続可能な開発2030アジェンダ」の誓約を推進する際の重要な一里塚として認めて、先住民族女性と女兒のエンパワーメントに関する委員会の重点に対して、一致して感謝を表明した。

3. 参加者たちは、女性の地位委員会の今後の会期の優先テーマとして、このトピックにさらに注意を払うよう要請した。参加者たちは、先住民族女性と女兒は特別な課題と差別に直面しているが、彼女たちを被害者として描くべきではないことを強調した。先住民族女性には、先住民族の文化と言語を未来の世代に伝える際の重要な役割がある。彼女たちにはかなりの割合の世界の文化と言語的多様性があり国際的プロセスに積極的に貢献し、持続可能性のチャンピオンである。先住民族女性は、世界中で、社会とその社会内の女性が直面している課題の多くに対する解決策の一部である。

意思決定プロセスへの先住民族女性の参画

4. 参加者たちは、先住民族女性が、国と地方レベルでの政治プロセスでひどく数が少ないままであることを認め、民主的包摂性を主張したいと思っているいかなる国家にとっても、社会のすべてのセグメント、特に先住民族女性のように完全参画を享受していない者に発言権を与えることが重要であることを強調した。

5. 参加者たちは、議会の政治プロセスへの先住民族女性の積極的参画、徹底した社会改革、クオータ制と部族女性と農山漁村女性の直接選挙を通して地方議会への女性の包摂のような好事例を提供した。参加者たちは、政治参画を高めるための重要な手段としての教育の役割並びに先住民族女性の公的生活への参画を強化する際のメディア、学界及び雇用の役割を強調した。

6. 発言者たちは、エンパワーメントのカギとなる牽引力として先住民族女性の土地へのアクセスと土地所有への権利を確保する必要性を強調した。参加者たちは、国際的対話に参加する代表者を支援する国連先住民族任意基金をさらに支援するよう要請した。

先住民族女性と女兒に対する暴力

7. 参加者たちは、女性に対する暴力が、全ての社会の普通の課題であるが、先住民族女性が特別な課題に直面していることを認めた。そのような暴力は、性暴力とドメスティック・ヴァイオレンスから武力紛争中の強制移動の状況での労働搾取と人身取引にまで及んでいる。医療の場での産科暴力にも言及された。障害を持っていると先住民族のアイデンティティのように重なり合う不平等の側面が、暴力と差別のさらなる危険を生み出す。参加者たちは、先住民族女性が、非先住民族による暴力、搾取及びハラメントを受けていると述べた。先住民族社会には、子ども結婚と女性性器切除のような世代にわたって受け継がれる有害な慣行もある。従って、そのような暴力に対処する包括的取組みが必要である。

8. 参加者たちは、障害を持つ先住民族女性の脆弱な状況を認めた。先住民族女性は、南南協力を含めた行動と協力の強力な基礎を提供している「北京宣言と行動綱領」及び「国際人口開発会議行動計画」のような既存の世界的公約から利益を受けることができる。この課題のユニークさをよりよく理解するためのさらに多くのより良い分類データの必要性が広く支持された。参加者たちは、男性の役割、特に男らしさが非暴力的に定義される必要性、男性が家庭生活と性と生殖に関する健康に対する責任を分かち合う必要性を強調した。

先住民族女性の経済機会

9. 参加者たちは、先住民族女性が、土地、水、森林の喪失、移動者としての無償のケア労働と搾取のせいで、自分の生計に対する急速な変化と増加する貧困を経験していることに留意した。しかし、参加者たちは、先住民族社会によって自然に生じる伝統的知識、知的財産の利益、先住民族女性によって生み出される工芸品、布及びその他の伝統的品物の魅力とそのような産物を国内的・国際的に市場に出す可能性を含めたある程度の力と資産を強調した。国々によっては、先住民族女性が、農産物の生産、包装、及び市場への出荷を支援する協同組合から利益を受けているところもある。先住民族女性の参画を保障する包括的な調達政策がもう一つの例として引用された。

気候変動が先住民族女性のエンパワーメントに与えるインパクトとその対応

10. 参加者たちは、伝統的生計への依存のみならず、土地と天然資源とのつながりのために、気候変動が先住民族女性にとって特に差し迫ったものであることを強調した。多くの先住民族女性は、小島嶼開発途上国、高地、極端な天候変化を受ける極地地域及び砂漠近辺の地域のような大変に脆弱な生態系の中で暮らしており、従って気候変動のインパクトを不相応に受ける。

11. 参加者の中には、気候変動危機に対する解決策が先住民族と先住民族女性とのパートナーシップで開発されることを要請した者もあった。解決策が女性を含めた先住民族の権利を侵害することを防ぐために、気候変動に対する解決策を推進する際に、人権と先住民族と女性の権利との間の関連性に気を付けて注意が払われなければならない。

3月16日(木)午後 第7回会議

議事項目 3(継続)

一般討論(継続)

グアテマラ、ロシア連邦、インド、リヒテンシュタイン、イスラエル、カーボヴェルデ、クロアチア、アラブ首長国連邦、トゥヴァル、リビア、中国、サウディアラビア、朝鮮民主主義人民共和国、ガボン、モーリタニア、欧州会議、国際民主主義・選挙支援機関、アラブ諸国連盟、英連邦、西アフリカ経済共同体、国際開発法団体、国連工業開発機関、世界保健機関、国連食糧農業機関、アジア太平洋経済社会委員会(アフリカ経済委員会、欧州経済委員会、ラテンアメリカ・カリブ海経済委員会、西アジア軽鎖性社会委員会を代表)、国連人間居住計画開発途上国との協力ヒューマニスト機関、プラン・インターナシ

ヨナル、世界連邦運動、スウェーデン女性ロビー、良き羊飼いの慈善聖母の会衆、ペルー先住民族文化センター、アジア太平洋女性リソース調査センター

答弁権行使

韓国、日本、トルコ、ウクライナ、朝鮮民主主義人民共和国

(並行)見直しテーマに関する国別任意のプレゼンテーションと意見交換対話: 女性と女兒のための「ミレニアム開発目標」の実施における課題と業績(第 58 回会期の「合意結論」)

開会ステートメント

委員会副議長(ボスニア・ヘルツェゴヴィナ)

導入ステートメント

Lakushmi Puri ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する国連機関政府間支援・戦略的パートナーシップ局副事務局長

ガイダンス・メモ

全体像

作業方法に従って、CSW は毎年、その見直しテーマとして、以下を含む意見交換対話を通して、以前の会期の優先テーマに関する「合意結論」の実施における進歩を評価する:

(a)異なった地域の加盟国が、任意で、国内及び地域の経験を通して、実施を促進する手段を明らかにする学んだ教訓、課題、好事例の発表

(b)国内・地域・世界レベルでテーマに関連したデータの収集、報告、利用、分析を強化する際のデータ・ギャップと課題への対処を通して、促進された実施を支援し、達成する方法

見直しテーマに関する討議の成果は、ビューロー・メンバーを通して地域グループと相談して準備される委員会議長概要という形態を取るであろう。

見直しは、国内レベルでの見直しテーマに関して遂げられた進歩に関する事務総長報告書(E/CN.6/2017/4 翻訳は公式文書を参照)によって支えられるであろう。

CSW61 での見直しテーマ

第 61 回会期で、委員会の見直しテーマは 2014 年の第 58 回会期の「合意結論」に含まれていた「女性と女兒のための『ミレニアム開発目標』の実施における課題と業績」となるであろう。

これら「合意結論」の見直しは、「持続可能な開発目標(SDGs)」の国内での実施が、初期または準備段階にある重要な節目で行われる。従って、CSW58 からのガイダンスと「ミレニアム開発目標(MDGs)」からの教訓がどのように SDGs への移行を導く国のプロセスと政策に反映されているかを検討することは時宜を得たものである。MDGs の実施を促進し、SDGs のための基礎を築くために、「合意結論」は以下を強調した:

1. 女性と女兒の人権の完全実現と持続可能な開発との間の相互関連性
2. すべての政策にわたってジェンダー平等と組織的なジェンダー主流化を推進するマクロ経済枠組を含めた機能的環境の必要性
3. 増額された国内資金の動員と ODA を通じたジェンダー平等への投資を最大限にし、ジェンダーに対応した予算編成を制度化すること
4. データ収集の改善とジェンダー指標に関する報告と新しい方法論の開発による証拠基盤の強化
5. あらゆるレベルの意思決定への女性の参画の確保と説明責任メカニズムの強化

任意のプレゼンテーションをする加盟国は、2014 年 3 月の委員会による採択以来の「合意結論」のこの 5 つのカギとなる重点領域のいくつかまたはすべてに明確に対処するべきである。加盟国は、CSW58 からの「合意結論」に応じて、SDGs を実施するその努力を特徴づけるために MDGs の実施から学んだ教訓について取った行動を強調するべきである。加盟国は、取った措置の具体例、そのインパクトまたは結果を提供し、ステークホルダーとの成功した協働を強調し、カギとなるギャップと課題のみならず好事例を明らかにするよう奨励される。

見直しの形式の提案

意見交換対話を可能にするために、12の加盟国が任意のプレゼンテーションを行う。それぞれの任意のプレゼンテーションは、15分以内となり、これに続いて「パートナー国」によるコメントと質問があり、プレゼンテーションを行った加盟国がこれに簡単に応える。それぞれのプレゼンテーションを行う国は、そのプレゼンテーションに関して建設的に質問を含めてコメントする3カ国以内の「パートナー国」を前以て明らかにすることが提案されている。そのような「パートナー国」は、同様の経験またはプレゼンテーションを行う国の教訓から利益を受けることを求めているためにプレゼンテーションを行う国との継続中の協力に基づいて招かれることもあろう。

時間割

以下の加盟国が任意のプレゼンテーションをするよう指定された：インドネシア、モンゴル、イラン・イスラム共和国(アジア太平洋諸国グループ)；リベリア、モロッコ、タンザニア連合共和国(アフリカ諸国グループ)；ブルガリア、スロヴァキア(東欧諸国グループ)；メキシコ、ドミニカ共和国(ラテンアメリカ・カリブ海諸国グループ)；スペイン、マルタ(西欧及びその他の諸国グループ)。

それぞれのプレゼンテーションを行う国は、「パートナー国」の貢献を促進し、委員会のすべての参加者と情報を分かち合うために、簡単な概要をプレゼンテーションの少なくとも1週間前に利用できるようにしなければならない。

CSW61は、見直しのために2つの会議を割り当てる。約30分がそれぞれのプレゼンテーションに割り当てられ(任意のプレゼンテーション、「パートナー国」からのコメント及びプレゼンテーションを行う国からの回答)。

任意のプレゼンテーションの形式

任意のプレゼンテーションは以下のものでなければならない：

- ・国内レベルで、多様なステークホルダーとの相談を通して準備されること
- ・CSW58の「合意結論」に応じて2014年3月以来取られた行動に重点を置くこと
- ・「合意結論」の一つまたはいくつかの領域をカヴァーする学んだ教訓・課題・好事例に重点を置くこと
- ・できれば、政府の上級担当官に指導され、市民社会の代表を含めた3名までの発言者のチームによって発表されること。
- ・パワーポイントまたは短いビデオが奨励される(15分の一部として)

国別任意のプレゼンテーション 1

Lorena Cruz & Ms. Menelozza(メキシコ)

質問：ドイツ、アルゼンチン

回答：メキシコ

国別任意のプレゼンテーション 2

Julia Duncan-Cassell(リベリア)

質問：ノルウェー、カナダ

回答：リベリア

国別任意のプレゼンテーション 3

Ms. Gonzalez(スペイン)

質問：ウルグアイ、ポルトガル

回答：スペイン

国別任意のプレゼンテーション 4

Lubrica Rozborova(スロヴァキア)

質問：アルバニア、ポーランド

回答：スロヴァキア

国別任意のプレゼンテーション 5

Hamisi Kigwangalla(タンザニア連合共和国)

質問: ナミビア

回答: タンザニア連合共和国

議長概要(E/CN.6/2017/16)

3月17日(金)午前 第8回会議

議事項目 3(継続)

見直しテーマに関する国別任意のプレゼンテーションと意見交換対話: 女性と女兒のための「ミレニアム開発目標」の実施における課題と業績(第58回会期の「合意結論」)

開会ステートメント

齋藤純代表部大使・副議長(日本)

国別任意のプレゼンテーション 6

Helen Dalli(マルタ)

質問: オーストラリア、カナダ

回答: マルタ

国別任意のプレゼンテーション 7

Undraa Agvaanluvsan(モンゴル)

質問: スイス、日本(モンゴルの国内ジェンダー平等プログラムと関連する中期戦略を実施する際に学んだ教訓と遭遇した困難を概説して頂きたい)

回答: モンゴル(政治的意思の欠如と限られた資金を含め、実施の課題を引用する)

国別任意のプレゼンテーション 8

Bassima Hakkaoui, Fathia Bennis, Asmaa Morine(モロッコ)

質問: ベルギー

回答: モロッコ

国別任意のプレゼンテーション 9

Ivan Rodriguez, Janet Camilo(ドミニカ共和国)

質問: ドイツ、韓国

回答: ドミニカ共和国

国別任意のプレゼンテーション 10

Georgi Panayotov, Genoveva Tisheva(ブルガリア)

質問: オーストリア、カザフスタン

回答: ブルガリア

国別任意のプレゼンテーション 11

Subandi Sadjoko(インドネシア)

質問: モロッコ、コロンビア

回答: インドネシア

議長概要(E/CN.6/2017/16)

1. 2017年3月16日と17日に、意見交換対話シリーズの中で、女性の地位委員会は、第58回会期の優先テーマ、つまり女性と女兒のための「ミレニアム開発目標」の実施における課題と業績に関する合意結論(E/CN.6/2014/3を参照、翻訳は2014年の公式文書を参照)の実施における進歩を評価した。委員会副議長 Sejla Durbuzovic(ボスニア・ヘルツェゴヴィナ)と齋藤純(日本)が、これら意見交換対話の議長を務めた。

2. 見直しの一部として、以下の 11 の加盟国が、学んだ教訓と直面した課題に関して、任意で情報を提供し、国及び地域の努力を通して促進されたプログラムの実施に対する好事例と手段を明らかにした：ブルガリア、ドミニカ共和国、インドネシア、リベリア、マルタ、メキシコ、モンゴル、モロッコ、スロヴァキア、スペイン及びタンザニア連合共和国。これらプレゼンテーションに続いて、上記国々とパートナーを組んだ加盟国からの対応があった。これらパートナー国は、それぞれ、アルゼンチンとドイツ、カナダとノルウェー、ポルトガルとウルグアイ、アルバニアとポーランド、ナミビアとジンバブエ、オーストラリアとカナダ、スイスと日本、ベルギー、ドイツと韓国、オーストラリアとカザフスタン、及びモロッコとコロンビアであった。

3. 2 人の副議長の開会あいさつとジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関の事務総長補・副事務局長 Lakshmi Puri の導入ステートメントは、「持続可能な開発目標」実施の初期の段階に関連した見直しに注意を引いた。これが、「持続可能な開発目標」を実施するために加盟国が取った行動に関連して、ジェンダーの視点からの「ミレニアム開発目標」の実施を評価できるようにした。開会あいさつと導入ステートメントを行った人たちは、合意結論が世界の規範的枠組み、特に「持続可能な開発 2030 アジェンダ」に与えたかなりの影響を認めた。彼らは、「ミレニアム開発目標」のプロセスから学んだ教訓に基づいて、女性と女兒のための「持続可能な開発目標」の促進された実施の機会を強調した。

4. プレゼンテーションを行った加盟国は、「ミレニアム開発目標」から「持続可能な開発目標」への移行に非常に関連している合意結論の行動領域に重点を置いた。

5. すべてのプレゼンテーションを行った国々は、女性と女兒の人権の完全実現が「持続可能な開発目標」全体にわたる進歩の達成にとって極めて重要であり、課題と格差が残っており、持続可能な平等を達成するために、より包括的な行動が必要であることを確認した。大勢が、ジェンダー差別に対する憲法上の禁止に加えて、法改革が、継続中の差別、特に女性に対する暴力、司法へのアクセス、女性の労働権と経済権に関する差別に対処するために継続して実施されなければならないと述べた。例えば、マルタは、2014 年のその「憲法」の反差別条項に性的指向とジェンダー・アイデンティティに関する規定を加え、その後関連超党派法を採択した。

6. 国々は、既存の法律の強化と新しいジェンダー平等法の導入と国際公約に沿った施行の改善に関して報告した。例えば、ブルガリアは、欧州連合及びその他の国際基準に応じて、2016 年に男女間の平等に関する新法を制定した。ブルガリアは、政府間作業部会も設立し、「女性に対する暴力とドメスティック・ヴァイオレンスの防止と闘いに関する条約」と女子差別撤廃委員会の最終見解双方の実施を強化するために、市民社会相談会も開催した。リベリアは、アフリカ連合の関連キャンペーンに沿って、子ども結婚をなくす新しいキャンペーンを始めることにより、法律施行を改善し、地域の努力に沿う措置を取ってきた。

7. プレゼンテーションを行った国々は、特別なグループが経験している重複する形態の差別に対処すプログラム上の措置を優先した。例えば、ブルガリアの市民社会団体は、民族的な女性や障害を持つ女性を含めた脆弱な集団の女性に対する暴力に対応する行動にサービスの提供を統合するために、政府と協働していた。メキシコは、人権と先住民族の多文化的権利を関連付ける際の課題に対処する方法を明らかにした。市民社会グループは、政府の支援を得て、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」と女性と女兒の人権実現を支えるその他の人権条約に関して地域にわたる司法専門家教育の人権訓練機関を設立した。

8. 国々は、政策とプログラムに対するジェンダーに配慮した取組みを通して、機能的環境を醸成することは、ジェンダー平等の推進にとって極めて重要であると述べた。多くの国々は、幅広い政策領域にわたるカギとなる戦略として、ジェンダー主流化を実施していた。メキシコは、ジェンダー主流化の取組が「ミレニアム開発目標」の実施を強化し「持続可能な開発目標」の効果的実施のための舞台を設置したと述べた。インドネシアは、ジェンダー平等を達成し、「持続可能な開発目標」を実施するためにその国内・地域開発計画にジェンダー主流化の取組を築いていた。

9. プレゼンテーションを行った国々は、ワーク・ライフ・バランスを達成する措置を議論した。出産休業政策、ケア・サービス及び柔軟な労働取り決めが、女性が子育て期を通して雇用を継続することができるようにした。マルタは、取った休業に対して支払われることを保障する出産休業信託基金を設立していた。スロヴァキアの「労働法」には、女性のためにさらなるワーク・ライフ・バランスを認める柔軟な形態の雇用の規定が含まれていた。

10. ある優先領域に重点を置いた特別法と共に、ジェンダー平等に関する幅広い戦略と国内行動計画を実施する際に、重要な進歩が遂げられてきた。2002年に、モンゴルは、「ミレニアム開発目標」のジェンダーに特化した公約に関する行動を促進するために、ジェンダー平等のための国内計画を採択し、ドメスティック・ヴァイオレンス、人身取引及び女性の政治参画に関する法律を採択した。2030年を見据えて、ドミニカ共和国は、公共政策の立案と管理にジェンダーの視点を組み入れた「持続可能な開発目標」実施のための国内開発戦略を開始した。関係省庁の間の効果的なセクター横断的調整がこの戦略実施の成功のカギであると考えられた。

11. 多くのプレゼンテーションは、ジェンダーに対応した予算編成を通して、ジェンダー平等と「ミレニアム開発目標」実施への投資の増額に光を当てた。モロッコは、財務省を通したすべてのプログラムの予算にわたってジェンダーの視点を主流化する努力の成功とこのプロセスの効果的実施を監督する際の卓越センターの成功を分かち合った。ドミニカ共和国は、平等のための資金調達と特別プログラム・カテゴリーとそれぞれの省の予算におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための資金の配分に関する情報を提供した。

12. 女性と女兒のための「ミレニアム開発目標」実施に割り当てられる限られた資金が、過去10年にわたって重要な課題として出現した。より野心的な「持続可能な開発2030アジェンダ」に関しては、実施のための適切な資金の動員の必要性は一層差し迫ったものであった。参加者たちは、国際的に、政府開発援助を通し、また国内のチャンネルを通して、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための資金動員の例を挙げた。例えば、スペインは、「ミレニアム開発目標3」の実現のためのその基金を論じた。この基金は、国連機関とスペイン市民社会パートナーと国際市民社会パートナーによって実施されてきたパートナー国における2国間プログラムの多くを支援してきた。タンザニア連合共和国は、事業活動と能力開発のための女性開発基金を通して地方の資金を動員してきた。

13. 国々の中には、ジェンダー平等達成に向けた投資として、能力開発イニシアティブを実施してきたところもあった。リベリアは、生産的仕事への移行を促進するために、若い女性に生計と生活技術訓練を提供するプロジェクトを通して、訓練と能力開発に投資することにより、女性のエンパワーメントを推進してきた。タンザニア連合共和国は、2020年までに約40%の人口の加入が期待されている地域社会の保健基金を増額し、非正規セクターの補完計画を導入することにより、健康保健へのアクセスを高めてきた。

14. 国々は、国内・地方レベルで監視・評価メカニズムを改善し、データ収集努力を強化してきた。統計的な能力開発活動は、ほとんどの参加者によって優先されていた。スペインは、その統計プロジェクトで、ジェンダー主流化を強化していた。その他の国々の中には、ジェンダー統計の開発と改善を開発計画に統合し、または関連省庁委員会及びユニットを設立したところもあった。例えば、タンザニア連合共和国は、ジェンダー指標に地方的特色を与え、既存の国内計画、監視・評価枠組と調和させるために、国連機関やその他の開発パートナーと協働していた。

15. 参加者たちは、ジェンダー平等と持続可能な開発を達成する際の監視の進歩における国の統計事務所とその他のデータ作成者の役割を強調した。例えば、モンゴルとドミニカ共和国は、「ミレニアム開発目標」に関連する進歩を透明性をもって監視するために、オンライン・ポータルを利用していた。

16. 国々は、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを実現する際の進歩をより効果的に測定する基準と方法論を開発し、強化していた。メキシコは、ジェンダー統計を強化し、そのデータに地方色を与えるシステムを改善する手段を拡大していた。国々の中には、選ばれた指標のためのメタデータを開発する国のイニシアティブを開始したところもあった。インドネシアは、「持続可能な開発目標」の指標が、概念と定義に関するガイダンス、方法論、データ源、データ収集の分類と頻度を伴う必要性を強調した。

モロッコは、分類データが極めて重要であることを強調した。モンゴルとリベリアは、特に地方レベルでの無償のケア労働・家事労働及び女性に対する暴力に関するデータ格差を指摘した。

17. 多くの国々は、証拠の強化を優先していた。例えば、モンゴルとインドネシアは、データ格差を評価し、データ収集を改善し、基礎データのない指標のために基礎調査を行い、ジェンダー指標に関して報告し、国際水準に沿って新しい方法論を開発し、国内の統計制度内のデータ・パートナーと協力する努力に関して報告した。

18. 参加者たちは、新しい開発アジェンダのデータの需要に関して実施ギャップと継続中の課題の存在を認めた。特に市民社会団体とのパートナーシップが、監視努力を強化し、定期的報告を通じた情報への一般の人々のアクセスを改善することによって極めて重要なものとして広く明らかにされた。

19. プレゼンテーションを行った国々は、女性の政治的意思決定への参画が依然として不均衡であることを認めた。意思決定レベルでの女性の代表者数の少なさを述べて、国々は、女性によるさらなる参画へのその公約を確認した。例えば、ブルガリアとメキシコは、政治生活における女性の役割の着実な増加を報告した。ブルガリアは、大会社の役員会の女性の参画の増加、NGO と人権団体の会員と管理職における増加を報告した。

20. 国々の中には、その選挙法を改正し、公共行政機関と地方自治体機関のあらゆるレベル、企業の意思決定レベルの政党候補者のためのジェンダー・クォータ制を確立したところもある。モンゴルでは、すべての政府機関が、クォータ制実施に関する年次報告書を提出するよう要請され、議会の女性が、ジェンダー平等を推進するために、女性コーカスを結成した。

21. 国々は、クォータ制を超えた手段を通して、意思決定の地位にある女性の存在を増やすというその公約を強調した。マルタやモンゴルのような国々にとっての次の手段には、指導的地位のための女性の訓練、政党の方針と活動の監視とジェンダー監査における利用のための指標の確立が含まれた。

22. 2030 年を見据えて、協働的取組みが、女性の社会保護とその労働権・経済権を確保する際に進歩を遂げ、女性の政治と意思決定への参画の点で測定できる進歩を遂げる際に、最も効果的であろうということによって広く合意があった。

3月17日(金)午後 第9回会議

議事項目 3(継続)

「変化する仕事の世界の状況での世界的ケア・エコノミー」に関する意見交換専門家パネル討論

開会ステートメント

Seija Durbuxovic(ボスニア・ヘルツェゴヴィナ)委員会副議長

優先テーマに関する報告書

A/CN.6/2017/3(翻訳は公式文書を参照)

スピーカー

1. Ms Diane Elson エセックス大学社会学部名誉教授
2. Ms. Susan Himmelweit オープン大学経済学名誉教授
3. Patricia Cosani(ウルグァイ)社会開発省国内ケア事務局顧問・局長
4. Ms. Ito Pengs トロント大学社会学・公共政策教授・世界的社会政策カナダ調査議長
5. Ms. Naomi Wekwete ジンバブエ大学人口学センター上級講師
6. Ms. Le Blanc(トリニダード・トバゴ)国内被雇用者連合事務総長・サーヴィス労働者センター組合協会 Ltd 共同設立者
7. Ms. Manuela Tomei 国際労働機関労働条件と平等部部長

意見交換討議

スイス、イラン・イスラム共和国、イタリア、フィリピン、欧州連合、カナダ労働会議、ヘルプエイジ・インターナショナル、ポール St. ヴィンセント慈善の娘団

パネリストのコメント

Ms. Le Blanc, Ms. Elson, Ms. Cossani, Ms. Peng, Ms. Pozzan, Ms. Wekwet

議長概要(E/CN.6/2017/17)

1. 2017年3月17日に、女性の地位委員会は、優先テーマ「変化する仕事の世界での女性の経済的エンパワーメント」の下で、「変化する仕事の世界の状況での世界的ケア経済」というトピックに関する意見交換専門家パネルを開催した。委員会副議長 Sejla Durbuzovic(ボスニア・ヘルツェゴヴィナ)が討論を司会した。
2. 専門家のパネリストたちは、エセックス大学の社会学部名誉教授、Diane Elson(オープン大学名誉教授 Susan Himmelweit の代理); トリニダード・トバゴの国立国内被雇用者連合事務局長の Ida Le Blanc; トロント大学社会学・公共政策教授の Ito Peng; ジンバブエ大学人口学センター上級講師の Naomi Wekwete; 国際労働機関労働条件・平等部部長の Manuela Tomei; ウルグアイ社会開発省国立ケア事務局局長顧問の Patricia Cossani であった。4つの加盟国、一つの地域団体、3つの市民社会団体の代表がパネリストとの討論に関わった。
3. ケア経済は、有償・無償のケア労働も家事労働もカバーする。参加者たちは、女性と女兒がそのような労働の不相応な割合を担っており、世界的に女性は男性よりも長時間働いていると述べた。従って、ジェンダー不平等に対処するために、ケア経済の変化が必要である。参加者たちは、ケア経済に投資し、ケアの質を改善し、ケア労働者のためのディーセントな労働条件を確保し、女性の労働力への参入を支援することを目的とした政策と法律の例を挙げた。

世界的傾向

4. ケアの需要は増えている。2050年までに高齢者が20億人と予想される状態で、増加する高齢人口と出産年齢に入るかなりの青年人口を含め、世界中での人口学的変化が、すでに1,360万人のケア労働者の不足に直面しているケア労働に対する増加する世界的な需要という結果となることが予想されている。今後の職のかなりの割合が、ケア経済で起こるであろう。
5. 参加者たちは、有償のケア・サービスに対する増加する需要が公共セクターでは満たされておらず、民間・非正規セクターがこの格差を埋めるために介入してきていると述べた。ケア労働者の移動は、ケアに対する増加した需要に応えるための部分的対応である。需要に応え、ケアの質の高さを確保し、ディーセントな労働条件と公正な賃金を確保するように、ケア・サービスを規制することが公共セクターにとって極めて重要である。

有償・無償のケア労働におけるジェンダーの視点

6. 参加者たちは、正規・非正規のケア経済の労働者は不相応に女性であると述べた。ケア労働者は、しばしば、承認と尊重を欠いており、低い賃金を受け、雇用契約と国民保険への分担金の欠如を特徴とする不安定な雇用取り決めに従っている。多くは、性暴力とジェンダーに基づく暴力及び組合に加わったことまたは妊娠したための解雇を含め、虐待的な労働条件に直面している。ケア経済における労働者のための社会保護と労働権の欠如が、女性の経済的エンパワーメントに対する課題となっている。
7. 家事労働者は、世界中でケア労働者のかなりの割合を占めている。15歳以上の家事労働者は6,700万人おり、その80%が女性である。全世界で、25人の女性労働者につき1人は家事労働者であり、家事労働者6名中1名は国際的移動者である。移動家事労働者は、最も脆弱な労働者の中にある。

8. 参加者たちは、女性と女兒が、その地域社会内でのケア提供責任と家事を含め、無償のケア労働の不相応な割合を担っていると述べた。ある地域では、家庭内の主要なケア提供者の3分の2が女性である。農山漁村の状況では、男性の1時間に比して、女性は水くみや薪集めに週当たり9時間を費やすところもある。貧困、貧弱なインフラと公共サービス、HIV/エイズの流行及びたびたび起こる早魃から生じる社会・経済・保健課題が女性の仕事量を増やすこともある。

9. 参加者たちは、たとえ女性が正規経済に雇用されとしても、彼女たちは、家事とケア労働の重荷を担うものと期待されていると述べた。国々の中には、ジェンダー平等を改善し、働く女性を支援することを目的とする政策的・法的変革にもかかわらず、大量のケア労働が依然として女性の仕事とされているところもある。

10. よく規制され、質の高いケア・サービスの提供と利用可能性は、子どもにしる、高齢者にしる、ケアを提供する際に女性が普通投資する時間を自由にする。女性はケア労働者を雇うことにより、その職業生活により多くの時間を使うことができるが、ケア責任の外面化が自動的にジェンダー平等を推進し、ケア責任を取るよう男性を奨励するものではない。

11. 参加者たちは、しばしば重複する世代の世話をする高齢女性のケア提供者と家庭内での家事のさらに大きな割合を担っている女兒を含め、ケア提供者のニーズと権利に適切に対処するために、注意を必要とするさまざまに重なり合う差別を検討する際に、交差する分析の必要性を強調した。

前進の道

12. 「持続可能な開発 2030 アジェンダ」、「持続可能な開発目標」及び国際労働機関(ILO)の「ディーセント・ワーク・アジェンダ」は、有償・無償のケア労働の重要性と無償のケア労働の削減と再配分の必要性を強調している。そこに定められている目標を達成するために、参加者たちは、全ての女性のための完全かつ生産的雇用とディーセント・ワークのための規範的・法的枠組みを強化するよう、各国政府とすべての関連ステークホルダーに要請した。参加者たちは、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の留保条件なしの批准と完全実施も要請した。

13. 送り出し国も受け入れ国も、ILOの2011年の「家事労働者条約(第189号)」の国レベルでの批准と実施を通して、移動家事労働者の権利を保護する際に、果たすべき重要な役割がある。

14. 共有の社会的責任としてケア経済に投資し、ケア労働を規制し、ジェンダー平等を支持して公共セクターを通してケア・サービスを提供することが各国政府にとって極めて重要である。

15. 法的・政策的措置は、家庭内・地域社会内で、態度の変容をもたらし、ジェンダー固定観念と社会規範に挑戦する努力によって補われる必要がある。より公正にケア労働に対する責任を共有するよう男性を奨励するために、草の根レベルで、伝統的な地方の指導者と協力する包括的取組みが必要とされる。

3月20日(月)午前 第10回会議

議事項目 3(継続)

『北京行動綱領』と『持続可能な開発 2030 アジェンダ』の促進された実施を支援するためのデータとジェンダー統計の利用可能性と利用を高める」に関する意見交換専門家パネル討論

開会ステートメント

Andreas Glossner(ドイツ)委員会副議長

ガイダンス・メモ

全体像

第 61 回女性の地位委員会は、その見直しテーマとして、女性と女兒のための「ミレニアム開発目標」の実施における課題と業績に関する第 58 回会期(CSW58, 2014 年)の合意結論の実施における進歩を評価する。それぞれ 2017 年 3 月 15 日と 16 日に行われる予定の加盟国の任意のプレゼンテーションに加えて、評価にはジェンダー統計とその利用の利用可能性を高める必要性に関する意見交換討論が含まれる。

本メモは、性別データとジェンダー統計の収集、報告、利用、分析に関する意見交換専門家パネルのための形式を定めるものである。

CSW58 の合意結論は、女性の貧困、所得、家庭内での所得の配分、無償のケア労働、資産・生産財の管理と所有権への女性のアクセス及びあらゆるレベルの意思決定への女性の参画を改善するために、ジェンダー統計の収集、分析、普及及び利用を含め、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための証拠基盤を強化する行動を定めている。合意結論は、さらなる能力開発の必要性、国内・国際レベルでのデータ利用のための基準と方法論を強化し、女性と女兒のための「ミレニアム開発目標」を達成するための政策とプログラムを評価する国内監視・評価メカニズムを開発することも強調した。

CSW58 からの勢いに基づいて、女性と女兒に関する進歩を測定するための質の高いジェンダー統計を生み出す国際レベルでの重要な前進があった。2016 年 3 月に、国連統計委員会は、「持続可能な開発目標(SDGs)を達成する際の進歩を監視する厳格な一連の 230 ものユニークな指標を明らかにした。しかし、ジェンダー関連の SDGs を監視するために選ばれた指標の 4 分の 1 以下しかデータは利用できず、SDG5 の指標の 80%以上が測定のための国際基準を受け入れておらず、ほとんどの国によるデータ収集は不規則である。同様に、貧困のジェンダーの側面、ジェンダー賃金格差、地方自治体での女性の代表者数、暴力と虐待、司法へのアクセス及び環境に関連する指標のようなその他の「目標」のジェンダー関連の指標の多くは、現在、包括的で定期的な監視のための比較できる方法論を欠いている。

「2030 アジェンダ」を実現するためには、ターゲットと指標の位置測定と SDGs の効果的監視がその実施を確保し、なされた公約に対して各国政府と関連ステークホルダーに責任を持たせるために極めて重要である。政策、アドヴォカシー及び説明責任を強化するための質の高いジェンダー統計の利用可能性、アクセス可能性及び利用は、従って、「北京行動綱領」、SDGs、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」及びその他の国の優先事項のジェンダー平等と女性のエンパワーメントの公約を果たすために極めて重要である。

専門家パネルは、MDGs から SDGs への移行において、ジェンダー統計の利用可能性における進歩とギャップに光を当てる機会を提供するであろう。パネルは、国内のジェンダー平等機構の必要性、国内レベルでのその専門の統計サービスとの協働を特に強調して、データの収集、報告、利用及び分析、その普及及び広い利用可能性に重点を置くであろう。

フォーマット、トピックス及び質問の提案

意見交換専門家パネルは、国内ジェンダー平等機構、学界、市民社会団体及び国内統計事務所からの 5 名の専門家による短いプレゼンテーション(8-10 分)で始まり、パネリストによるコメント、パネリストに宛てた加盟国とその他のステークホルダーからの質問と発言がこれに続く。

パネルは、2 つのカギとなる領域に重点を置く、つまり：

- ・ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する証拠に基づく政策策定と国内統計事務所、学界及び市民社会団体の役割と貢献を強化するための国内政策策定機関と特にジェンダー平等機構のデータの必要性、
- ・いたるところにいる女性と女兒のための「持続可能な開発目標」の効果的な監視と実施のためのデータ作成者と利用者との間の関連性の強化

討論を導く質問の提案：・ジェンダー統計の作成、普及、利用をめぐる政府とその他のステークホルダーの間の調整と行動が、いかに「北京行動綱領」の実施といたるところにいる女性と女兒のための「持続可能な開発 2030 アジェンダ」のジェンダーに対応した実施を強化できるのか、これらはどのように対処できるのか？

- ・国のジェンダー平等機構は、ジェンダー平等と女性の権利とエンパワーメントのための証拠に基づく政策策定において、ジェンダー統計の組織的利用を確保するために、どのように国の統計局との協働を強化できるのか？

・学界と市民社会団体は、データ作成とその利用との間の関連性を強化し、いたるところにいる女性と女兒のために SDGs を達成するための証拠に基づく政策を強化するために、どのような役割を果たすことができるのか?

成果

データのギャップと課題に重点を置き、利用者の視点からの好事例と学んだ教訓に光を当てる意見交換専門家パネルの討論は、データの利用に関する委員会議長の概要という形で反映される。成果は、2017年の「高官政治フォーラム」への寄稿としても役立つ。

スピーカー

1. Her Excellency Mrs. Janat Mukwaya ウガンダ共和国ジェンダー・労働・社会開発大臣
2. Ms. Linda Laura Sabbadini イタリア国内統計局調査長
3. Ms. Lucia Scuro ラテンアメリカ・カリブ海経済委員会ジェンダー問題部社会問題担当官
4. Ms. Aija Zigure ラトヴィア中央統計局(CSB)局長
5. Ms. Sarah Goulding オーストラリア外務・貿易省大臣補・主任上級専門家

意見交換対話

イラン・イスラム共和国、エジプト、スイス、ブラジル、パキスタン、モロッコ、アンゴラ、エチオピア、キューバ、メキシコ、セネガル、フィリピン、イラク、インドネシア、非正規雇用の女性、グローバル化と組織化(WIEGO)Ltd., プラン・インターナショナル Inc., 連合都市地方自治体、ガール・ガイド・ガール・スカウト世界協会、Fundacion BBVA マイクロファイナンス、民主主義を通じた平和のための寡婦、人権アドヴォケイツ Inc., ソロプティミスト・インターナショナル、LGBT の権利スウェーデン連盟(FRSL)、IPAS

スピーカーと国連ウィメン代表の回答

Papa Seck 国連ウィメン主任統計家、Imelda Atai Musana, Ms. Zigure, Ms. P hillips, Ms. Sabbadini, Ms. Scuro
ジ

議長概要(E/CN.6/2017/19)

1. 2017年3月20日に、女性の地位委員会は、『北京行動綱領』と『持続可能な開発 2030 アジェンダ』の促進された実施を支援するためのデータとジェンダー関連の統計利用可能性と利用を強化する」というトピックに関する意見交換専門家パネル討論を開催した。委員会副議長の Andreas Glossner がパネルを司会し、導入ステートメントを行った。パネリストは、ウガンダのジェンダー・労働・社会開発大臣 Janet Mukwaya を代表する Imelda Musana ウガンダ統計局副事務局長; イタリア国立統計局の調査長 Linda Laura Sabbadini; ラテンアメリカ・カリブ海経済委員会社会問題担当官の Lucia Scuro; ラトヴィア中央統計局長の Aija ジ Zigure; オーストラリア外務貿易省大臣補・主要セクター専門家 Sarah Goulding を代表して発言したオーストラリア外務貿易省執担当官 Sian Phillips であった。総計 14 の加盟国と 10 の市民社会「団体が続く対話に貢献した。

2. パネル討論の参加者たちは、「北京行動綱領」と「2030 アジェンダ」の監視と実施の促進の状況で、データの作成と分析と普及におけるいくつかの好事例と学んだ教訓、課題とギャップを明らかにし、さらなる行動のための優先領域を強調した。

促進される実施のための優先事項としてのジェンダー統計

3. 参加者たちは、質の高いジェンダー関連の統計と性別データの利用可能性、アクセス可能性及び利用を改善することは、「北京行動綱領」と「2030 アジェンダ」の実施において、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する進歩を効果的に監視するために極めて重要であることを満場一致で確認した。「持続可能な開発目標」のターゲットと指標の局限化の重要性とジェンダーに対応した政策を特徴づけ、ジェンダー平等に関する進歩を追跡するためのデータの定期的収集と利用の必要性が強調された。

4. 国々の中には、ジェンダー関連の指標をその国内開発計画と戦略に統合しようとする努力を強調したところもあった。また、国内戦略の実施を監視するために、「持続可能な開発目標」の世界的な指標の論敵に沿って、一連の核心となる国の指標を明らかにしたところもあった。機関間委員会を含めて制度的メカニズム、作業部会及び委員会が、ジェンダー関連の統計の収集と利用を改善するために設立されてきた。

5. 参加者たちは、国の政策策定におけるジェンダーに配慮した指標の利用を確保する際に、国の統計制度における質の高いジェンダー関連の統計の作成を進める際の国の統計局の重要な役割を確認した。

6. 参加者たちは、基準を定め、国の統計制度の優先事項に対処する際に、統計委員会とジェンダー統計の機関間・専門家グループのようなその諮問メカニズムの重要な役割を強調した。加盟国の中には、「すべての女性と女兒が大事」というテーマに関するジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウィメン)の新しい看板プログラム・イニシアティブを通して、ジェンダー関連の統計を改善する努力に対する強い継続した支援を再確認したところもあった。

ジェンダー関連の統計の収集、利用可能性、利用における革新

7. 参加者たちの中には、行政記録、市民登録及び質的方法に加えて、クラウドソーシングやビッグデータのような非伝統的なデータ源の利用を含め、ジェンダー関連の統計の収集と利用における革新を明らかにした者もあった。ジェンダー関連統計の普及と利用を高める方法として、オンラインのデータベース、国内の報告書及び情報管理制度の利用の例が提供された。

8. 参加者たちは、現在の取り組みの限界を克服することを目的として、新しいジェンダーに配慮した多面的貧困措置である個々の剥奪措置のような方法論的發展について報告した。女性に対する暴力を追跡し、障害者に関するデータの質を改善する際に、方法論的進歩の例も提供された。

9. 参加者たちは、統計上の基準と方法論を開発し、強化するための世界レベルでの前進を歓迎した。例えば、2017年3月の第48回統計委員会は、「生活時間統計活動の国際的分類」を採択したが、これは有償・無償のケア労働と家事労働の測定を強化することに役立っている。法的枠組み、地方自治体の女性、ジェンダーに対応した予算編成、女性に対する暴力及び無償労働に関する指標のような「持続可能な開発目標」の指標に関する方法論的ギャップを埋めるために協力している国連機関の例も提供された。

ジェンダー関連の統計におけるギャップと課題

10. 発言者たちは、より良いジェンダー関連の統計の作成とその利用のためのデータ作成者と市民社会を含めた利用者との間のパートナーシップの関連性で合意した。そのような努力は、データのギャップを埋め、「持続可能な開発目標」のジェンダーに特化した進歩を監視するためのデータのより良い利用の育成にとって極めて重要である。さらなる地域間協力の必要性が認められた。

11. 大勢の参加者たちは、データ作成を改善するだけでは、十分ではないことを強調した。国内統計局、関係省庁、NGO、特に女性団体の間のより強力な協働とともに、統計識字と訓練プログラムへのさらなる投資が、質の高いジェンダー関連の統計が証拠に基づく政策を特徴づけるために用いられることを保障するために必要である。

12. 参加者たちは、非正規雇用のような領域でのデータ作成を強化し、思春期の女兒と男児が直面している問題に関する調査を行い、暴力とセクシュアル・ハラスメント、リーダーシップと教育に関する若い女性の態度と認識に関するデータを収集し、少額金融と起業における事例研究を行うために、市民社会団体との同盟を築くことの重要性を強調した。

ジェンダー関連の統計におけるギャップと課題

13. 発言者たちは、ジェンダー関連の統計の定期的作成、収集及び利用が依然として重要な課題である国々もあるということで合意した。ジェンダー平等への配慮は指標の枠組みにはっきりと反映されているが、ジェンダー関連の「持続可能な開発目標」指標の多くは、測定のための基準を有していない。

14. 参加者たちは、とりわけ、性別・年齢別・婚姻状態別データの欠如または限られた利用可能性を女性と女兒が経験する重なり合い重複する形態の差別を完全に捉える際の主要な課題としての懸念を唱えあつた。思春期の女兒、高齢女性、寡婦の女性、障害を持つ女性及び LGBT の女性に関するデータ・ギャップを埋めるための注意が必要とされる。政治における暴力を含めた女性と女兒に対する暴力、その程度と性質に関する状況を理解する際の根強いデータ・ギャップも、方法論的作業とデータ収集を強化するための対象を絞った行動を必要とする。

15. 参加者たちは、国レベルでのデータ収集が、依然として不規則であり、「持続可能な開発目標」の効果的監視を妨げていることを強調した。参加者たちは、特に地方のガヴァナンスへの女性の参画を測定する際の地方レベルでのデータ収集を強化する際の支援を要請した。国々の中及び間の地域的多样性を反映するために、小地域及び地方レベルで分類されたデータの必要性も強調された。

16. 参加者たちは、地方自治体への女性の参加を測定するための方法論を開発する現在の作業と年齢別データを改善するための統計委員会の下での技術作業部会の創設を含め、このデータ・ギャップのいくつかを埋める様々な努力の重要性に留意した。

ジェンダー関連の統計を推進するための優先事項

17. 参加者たちは、「北京行動綱領」と「2030 アジェンダ」の促進された実施の状況で、ジェンダー関連の統計の利用を促進するためのいくつかの優先事項を明らかにした。これらには、さらなる能力開発、増額された投資及び国内・地域・国際レベルでのデータ利用のための基準と方法論の強化の必要性が含まれた。参加者の中には、維持される技術的・財政的支援を国内機関に提供するように国連機関と国際統計社会に要請した者もあった。

18. 参加者たちは、ジェンダー関連の統計の利用者と作成者との間の関連性の強化を要請した。政策策定者と意思決定者の訓練を通じたジェンダーに対応した意思決定のためのジェンダー関連の統計の分析、解釈及び利用を改善することは、きわめて重要である。

19. 参加者たちは、誰も取り残さないことを保障するために女性と女兒が経験している重なり合う不平等を目に見えものにし、対処するために、重なり合いと性別・年齢別・場所別・障害別・性的指向別・婚姻状態別・その他の型の差別別データに関するデータ収集を増やすことに優先的注意が向けられる必要があると結論づけた。

3月20日(月)午後 第11回会議

議事項目 3(継続)

一般討論(継続)

バングラデシュ、カメルーン、シンガポール、列国議会同盟、マルタ騎士団、国際赤十字赤新月社連盟、世界食糧計画、国連エイズ合同プログラム、国際貿易センター、The Grail、キリスト教女子青年会、公共サービス・インターナショナル、カナダ大学女性連盟、アムネスティ・インターナショナル、先住民族情報ネットワーク、少額貸付財団 BBVA、LAlitha Lahantu、国際民主弁護士協会、*会、国際 BPW 連盟、国際家族計画連盟、国際女性の健康同盟女性の権利行動監視機構アジア太平洋、ハーグ・プロジェクト、民主主義を通し平和のための寡婦(WPD)、反女性の人身売買同盟、国際医学生協会連盟、ヴァージニア・ギルダースリーヴ国際基金、セイヴ・ザ・チルドレン、ACT 同盟、性と生殖に関する権利女性世界ネットワーク(WGNRR)

3月21日(火)午前 第12回会議

女性の地位に関する通報(議事項目 4)
非公開会議

(平行)議事項目 3(継続)

決議案の紹介

1. 職場でのセクシュアル・ハラスメントの防止と撤廃(E/CN.6/2017/L.4)
主提案国: イスラエル
共同提案国: ベラルーシ、日本
2. パレスチナ女性の状況と支援(E/CN.6/2017/L.3)
主提案国: エクアドル(G77/中国を代表)

議事項目 5: 経済社会理事会決議と決定のフォローアップ

ステートメント

議長(ブラジル)

口頭による決定

1. 文書(E/CN.6/2017/8 及び E/CN.6/2017/9)(翻訳は公式文書を参照)に留意

3月24日(金)午前 第13回会議

議事項目 3(継続)

決議の採択

1. 職場でのセクシュアル・ハラスメントの防止と撤廃(E/CN.6/2017/L.4)---PBI なし
主提案国: イスラエル
追加共同提案国: オーストラリア、カナダ、コロンビア、ギリシャ、ジャマイカ、パラオ、ペルー、フィリピン、韓国、スリナム、ニュージーランド
ステートメント: 米国、スペイン(欧州連合を代表)、イラン・イスラム共和国、イスラエル、オマーン(アラブ・グループを代表)
コンセンサスで決議を採択

決議内容

女性の地位委員会は、

すべて人権と基本的自由を推進し保護するすべての加盟国の責務を再確認し、性を根拠とした差別が、「国連憲章」、「世界人権宣言」¹³、「市民的・政治的権利国際規約」¹⁴、「経済的・社会的・文化的権利国際規約」¹⁴、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」¹⁵及び「子どもの権利に関する条約」とその「選択議定書」¹⁶に違反することも再確認し、

¹³ 総会決議 217A(III)。

¹⁴ 総会決議 2200A(XXI)、付録を参照。

¹⁵ 国連、条約シリーズ、第 1248 巻、第 20378 号。

¹⁶ 同上、第 1577 巻、2171 巻及び第 2173 巻、第 27531 号; 及び総会決議 66/138、付録。

「ウィーン宣言と行動計画」¹⁷、「女性に対する暴力撤廃宣言」¹⁸、「北京宣言と行動綱領」¹⁹、「コペンハーゲン社会開発宣言」²⁰、「国際人口開発会議行動計画」²¹及びこれらの見直し会議の成果も再確認し、

「持続可能な開発 2030 アジェンダ」²²に定められているように、全ての女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力を撤廃するという公約を想起し、

女性に対する暴力は、特に職場でのセクシュアル・ハラスメントを含むことを認め、

セクシュアル・ハラスメントは、性にに基づく差別となるかも知れず、差別的な社会的態度とジェンダー固定観念を反映し、強化し、人権侵害、労働者の尊厳に対する公然たる侮辱であり、女性はその能力に釣り合った貢献をすることを妨げることも認め、

セクシュアル・ハラスメントは、職場のあらゆるレベルで、男性に対しても、女性に対しても。男性によっても、女性によっても行われるかも知れないことをさらに認め、ほとんどの状況で、女性と女兒がセクシュアル・ハラスメントの被害者であることを念頭に置き、

あらゆる形態の子ども労働を非難し、国際法に従って女兒を保護する加盟国の責務を再確認しつつ、セクシュアル・ハラスメントは、他の状況で働いている女兒のみならず、国の法律と国際法の下での加盟国の関連責務に従って働いている女兒に対して行われるかも知れないことを認め、

職場でのセクシュアル・ハラスメントは、正規・非正規の職場内でも、職場外でも起こるかも知れず、様々な形態を取ることもあることも認め、

職場で性的に嫌がらせを受けたと報告している多数の女性について懸念し、通報が少ないために実際の数はずっと多いかも知れないことも懸念し、

しばしば、恥、汚名、情報と意識の欠如、報復の恐れ及び特に生計の喪失または家庭所得の減少のような否定的経済的結果が、多くの女性と、適宜、女兒が、通報したり証人となったり、職場でのセクシュアル・ハラスメントの場合に矯正策や司法を求めることを妨げていることを強調し、

職場でのセクシュアル・ハラスメントと結果として起こる敵意ある労働環境は、特に職場に留まり昇格するその能力を妨げることにより、職場での権利と平等な機会の享受において、女性に否定的インパクトを与えることを念頭に置き、

職場でのセクシュアル・ハラスメントは、被害者に対して否定的な身体的・精神的健康の結果を与えるかも知れず、その家族にも否定的影響を与えるかも知れないことを念頭に置き、

女性は、社会で開発の担い手として重要な役割を果たしていることを再確認し、この状況で、職場でのセクシュアル・ハラスメントが、ジェンダー平等とすべての女性と女兒のエンパワーメントを妨げており、建設的に開発に貢献するその能力を制限していることを認め、

ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントを達成し、職場でのセクシュアル・ハラスメントを防止し、撤廃する際に、戦略的パートナーであり同盟者として、男性と男児を完全にかかわらせる必要性を強調し、

職場でのセクシュアル・ハラスメントを防止し、加害者に責任を取らせ、被害者のための補償と保護へのアクセスを提供することにより、セクシュアル・ハラスメントが起きた後で効果的な行動を促進す

¹⁷ A/CONF/157/24(第I部)、第III章。

¹⁸ 総会決議 48/104。

¹⁹ 1995年9月4-15日、北京、第4回世界女性会議報告書(国連出版物、販売番号 E.96.IV.13)、第I章、決議I、付録I及びII。

²⁰ 1995年3月6-12日、コペンハーゲン、社会開発世界サミット報告書、(国連出版物、販売番号 E.96.IV.8)、第I章、決議I、付録I。

²¹ 1994年9月5-23日、カイロ、国際人口開発会議報告書(国連出版物、販売番号 E.95.XIII.18)、第I章、決議I、付録。

²² 総会決議 70/1。

る主たる責任は雇用者にあることも強調し、セクシュアル・ハラスメントの被害者がさらなる差別または報復を受けるかも知れないことを念頭に置き、

加盟国は、女性と女兒を含めた万人のためのすべての人権と基本的自由を推進し、保護し、尊重する責任を有しており、職場でのセクシュアル・ハラスメントを防止し、捜査し、訴追し、加害者に責任を取らせ、被害者のために適切な救済策へのアクセスを提供する措置を取ることで、相当の注意義務を行使するべきであることをさらに強調し、

教育・意識啓発プログラム、政策及び法律が女性と女兒に対するセクシュアル・ハラスメントを防止し、撤廃する際に果たす重要な役割を強調し、

職場の内外を含め、女性と女兒に対するセクシュアル・ハラスメントに関する文書化と調査の欠如または不適切さが、適宜、この形態の暴力を防止し、撤廃する政策と法律を含め、特別措置を立案する努力を妨げていることを強調し、

1. 職場を含め、特に女性と女兒に対するあらゆる形態のセクシュアル・ハラスメントを非難し、これを防止し、撤廃するためのすべての必要な措置を取る必要性を強調する。

2. 加盟国に以下を奨励する:

(a)職場でのセクシュアル・ハラスメントの被害者である女性または職場でセクシュアル・ハラスメントの危険にさらされている女性のための効果的な法的・防止的・保護的措置を強調して、職場でのセクシュアル・ハラスメントの防止と撤廃の政策を、効果的手段によって追求すること。

(b)職場でのセクシュアル・ハラスメントの被害者の権利及び矯正策と司法にアクセスする手段に関して意識を啓発し、被害者と証人による通報を促進するためのあらゆる必要な措置を取ることを。

(c)すべての人々を尊厳と尊重を持って扱うことの重要性に関して、また、セクシュアル・ハラスメントは人権の侵害であり、すべての人々の尊厳を犯すことを幼い時から子どもにも教育する措置を取ることを。

(d)職場を含めたセクシュアル・ハラスメントを防止し、撤廃する際に、女性市民社会団体、地域社会を基盤とした団体及び労働組合を含めた市民社会と協力すること。

(e)職場の内外での非雇用者によるセクシュアル・ハラスメントを防止し、対処するために、手段を取るよう雇用者を奨励する措置を取ることを。

(f)調査を推進し、職場でのセクシュアル・ハラスメントの防止と撤廃に貢献するあらゆるレベルの政策とプログラムを開発し、見直し、実施するために、性別、年齢別及びその他の関連特徴別のデータと統計を収集、分析すること。

3. 職場でのセクシュアル・ハラスメント、その原因と結果、特に女性の労働力参加に与えるインパクト並びに好事例と勧告を含め、加盟国、国連システム団体及びその他の関連ステークホルダーによって提供される情報を利用して、「変化する仕事の世界での女性の経済的エンパワーメント」のテーマの見直しのために、職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止と撤廃に関して、既存の資金内で、女性の地位委員会に報告書を提出するよう事務総長に要請する。

2. パレスチナ女性の状況と支援(A/CN.6/2017/L.3)---PBI なし

主提案国: エクアドル(G77/中国を代表)

共同提案国: トルコ

ステートメント: スペイン(欧州連合を代表)、イスラエル、米国、パレスチナ国

賛成 30 票、反対 1 票、棄権 12 票で決議を採択。

決議内容

女性の地位委員会は、以下の決議案の採択を経済社会理事会に勧告する:

パレスチナ女性の状況と支援

経済社会理事会は、

事務総長報告書²³を感謝と共に検討し、

「女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」²⁴、特にパレスチナ女性と子どもに関するそのパラグラフ 260、第 4 回世界女性会議で採択された「北京行動綱領」²⁵及び「女性 2000 年: 21 世紀のジェンダー平等・開発・平和」と題する第 23 回特別総会成果²⁶を想起し、

武力紛争の防止に関する 2003 年 7 月 3 日の総会決議 52/337 及び女性・平和・安全保障に関する 2000 年 10 月 31 日の安全保障理事会決議 1325 号(2000 年)と 2013 年 10 月 18 日の 2122 号(2013 年)含め、2016 年 6 月 2 日の決議 21016/4 及びその他の関連国連決議も想起し、

文民の保護に関連しているので、「女性に対する暴力撤廃宣言」²⁷をさらに想起し、

「市民的・政治的権利国際規約」²⁸、「経済的・社会的・文化的権利国際規約」²⁸及び「子どもの権利に関する条約」²⁹を想起し、これら人権条約がエルサレムを含むパレスチナ被占領地で尊重されなければならないことを再確認し、

人権理事会の関連決議も想起し、

いくつかの人権条約と核心となる人道法条約へのパレスチナ国の加入に留意し、

継続中の違法なイスラエルの占領とあらゆるその形態の厳しいインパクトから生じる、東エルサレムを含むパレスチナ被占領地のパレスチナ女性の重大な状況について深い懸念を表明し、

家屋の破壊、パレスチナ人の立ち退き、居住権の取り消し、恣意的拘禁と投獄並びに高い率の貧困、失業、食糧の不安定、不適切な水の供給と安全とは言えない飲用水、電気・燃料不足、ドメスティック・ヴァイオレンスの発生、トラウマの増加する発生と人道災害が継続して女性と女兒の状況に厳しい影響を及ぼしている特にガザ地区での心理的福利の低下を含めた保健、教育、生活水準の低下の結果を含め、イスラエルの占領下で暮らしているパレスチナ女性と女兒が直面している増加する困難について重大な懸念を表明し、

東エルサレムを含むパレスチナ被占領地のパレスチナ人女性と女兒の恐ろしい経済的・社会的条件と特に遊牧民社会の強制移動と文民の移送を含めた継続中の違法なイスラエルの慣行、及び 1967 年の国境に基づく 2 国解決策を根拠とした平和に対する主要な障害が続いている入植地と壁の建設と拡大に特に関連する土地の差し押さえ及び出産後ケアと安全な出産、教育、雇用、開発及び移動の自由への妊婦のアクセスを含め、保健ケアへの女性の権利に悪影響を及ぼしてきた、東エルサレムを含むパレスチナ被占領地全体の許可制度を含め、人と品物の移動に継続して課されている閉鎖と制限から生じる人権の組織的侵害を嘆かわしく思い、

女性と子どもを含めたパレスチナ文民、家屋、モスク、教会及び農地を含めた財産に対するイスラエル入植者によるあらゆる暴力行為、脅し及び挑発について重大な懸念を表明し、過激主義のイスラエル入植者によるテロ行為を非難し、この点で、加えられる違法な行動に対する説明責任を要請し、

²³ E/CN.6/2017/6(翻訳は公式文書を参照)。

²⁴ 1985 年 7 月 15-26 日、ナイロビ、国連婦人の 10 年の業績を見直し、評価化するための世界会議: 平等・開発・平和報告書(国連出版物、販売番号 E.85.IV.10)、第 I 章、セクション A。

²⁵ 1995 年 9 月 4-15 日、北京、第 4 回世界女性会議報告書(国連出版物、販売番号 e.96.IV.13)、第 I 章、決議 I、付録 II。

²⁶ 総会決議 2200A(XXI)、付録を参照。

²⁷ 総会決議 48/104。

²⁸ 総会決議 2200A(XXI)、付録を参照。

²⁹ 国連、条約シリーズ、第 1577 巻、第 27531 号。

東エルサレムを含むパレスチナ被占領地全体を通して、最近の緊張と暴力を非常に懸念し、イスラエル占領軍による過度の無差別の武力の使用の結果として、女性と女兒を含めた罪のない文民の命の喪失を嘆かわしく思い、

2014年7月と8月のガザ地区とその周辺での軍事衝突と何百人もの子ども、女性及び高齢者を含めた何千というパレスチナ文民の殺害と傷害を含めた引き起こされた文民の死傷並びに学校、病院、上下水道、電気、経済的・工業・農業財産、公共施設、宗教の場、国連学校と施設を含めた家屋と重要な文民インフラの広範な破壊並びに何十万人もの文民の国内避難と人道法と人権法を含めた国際法の違反を非難し、

人権理事会決議 S-21/1 に従って設立された独立調査委員会の報告書と結果³⁰に留意し、刑事責任免除をなくし、司法を確保し、さらなる侵害を抑制し、文民を保護し、和平を推進するために、国際人道法と国際人権法のすべての違反に対する説明責任を確保する必要性を強調し、

2008年12月から2009年1月まで及び2012年のイスラエル軍の作戦の長期的な否定的インパクト及びガザ地区の文民、特に女性と子どもの生活のあらゆる側面に有害な影響を与えてきた占領軍イスラエルによる継続する再建プロセスの妨害のみならず、長引く国境検問所の閉鎖と人と品物の移動に課される厳しい制限より成る継続する閉鎖のみならず、2014年7月と8月のイスラエルの軍事作戦から生じたものを含め、ガザ地区における根強い、破壊的な人道状況と社会経済的条件を特に大変に懸念し、

国際人道法の下での規定と責務に沿って、東エルサレムを含むパレスチナ被占領地全体を通して、パレスチナ人文民の安全と保護を保証するために、措置を取る必要性を強調し、

パレスチナ女性とその家族が直面している社会経済的・人道的状況を緩和するために、支援、特に緊急事態支援を提供することの重要性も強調し、特にガザ地区での重大な人道状況に応じて、現地で国連機関及びその他の人道支援団体によって提供されつつある基本的努力と支援を認め、

2014年10月12日の「パレスチナ・カイロ国際会議：ガザを再建する」の開催を想起し、パレスチナ女性とその家族の苦難を緩和する基本である人道支援と再建プロセスの提供を促進するための時宜を得た完全な支払い誓約を要請し、

パレスチナの女性と女兒が、特に非衛生的な条件、独房、告発もなく、相当の手続きも否定されて、過度の期間の行政的拘禁の広範な利用を含め、厳しい条件の下でイスラエルの刑務所または拘禁センターに継続して捕えられていることに重大な懸念を表明し、女性と女兒が、医療ケアへの不適切なアクセス、妊娠に関連する危険及び刑務所での出産とセクシュアル・ハラスメントを含め、ジェンダーに特化した課題に直面していることに留意し、

この地域のすべての女性の安全と福利を確保する努力の一部として、紛争防止と紛争の平和的解決に関する平和構築・意思決定における女性の役割を高める重要性を繰り返し述べ、平和と安全保障の達成、維持及び推進のためのすべての努力への女性の平等な参画とかかわりの重要性を強調し、

1. イスラエルの占領は、パレスチナ女性の地位の向上、自立及びその社会の開発への統合に関して、依然としてパレスチナ女性にとっての主要な障害であることを再確認し、紛争防止と解決に関する意思決定におけるその役割を高め、平和と安全保障の達成、維持及び推進のためのすべての努力へのその平等な参画とかかわりを確保する努力の重要性を強調する。

2. 特に「持続可能な開発 2030 アジェンダ」と特にガザ地区の人道危機と膨大な再建と回復ニーズに対処するために、パレスチナ女性とその家族が直面している恐ろしい人道危機を緩和する努力における国の優先事項を念頭に置いて、この点で、緊急に必要とされる支援、特に緊急支援とサーヴィスを継続して提供し、そのすべての国際支援プログラムにジェンダーの視点を統合して、関連パレスチナ機関の再建を手助けするよう国際社会に要請し、世界銀行、国際通貨基金及び国連を含め、国際機関によって確

³⁰ A/HRC/29/52。

認されているように、独立パレスチナ国の機関を建設する際にパレスチナ政府の業績を推奨し、これら努力の支援を継続するよう要請する。

3. パレスチナ女性とその家族の苦難を緩和する基本である人道支援と再建プロセスの提供を促進するために、「パレスチナに関するカイロ国際会議：ガザを再建する」で、2004年10月12日になされたすべての誓約を遅滞なく果たすよう、国際ドナーに要請する。

4. パレスチナ女性とその家族の権利を保護するために、占領軍であるイスラエルが、「世界人権宣言」³¹、1907年10月18日の「ハーグ第4条約」の付録である「規則」、1949年8月12日の「戦時中の文民の保護に関連するジュネーブ条約」³²の規定と原則及びその他のすべての関連規則、原則及び「国際人権規約」²⁷を含めた国際法の条約に完全に従うよう要求する。

5. パレスチナ女性と女兒の人権の推進と保護に特別な注意を継続して払い、イスラエルの占領下で暮らすパレスチナ女性とその家族が直面している困難な条件を改善する措置を強化するよう国際社会に要請する。

6. 関連国連決議に従って、全ての難民と強制移動させられたパレスチナ女性と子どものその家と財産への帰還を促進するようイスラエルに要請する。

7. 中東の包括的平和の実現のために、2国解決策の国際的に認められた根拠に従って、パレスチナ・イスラエル紛争、アラブ・イスラエル紛争全体の正当で永続的な平和的解決のために、例外なくすべての核心となる問題を含め、全ての未決の問題を解決することにより、1967年に始まったイスラエルの占領を遅滞なく終わらせるための明確なパラメーターに基づき、定められた時間枠で平和条約の締結を進め促進することを目的とする新たな努力を払うよう国際社会に要請する。

8. 「女性の地位向上のためナイロビ将来戦略」²³、特にパレスチナ女性と子どもに関するパラグラフ260、「北京行動綱領」²⁴及び「女性2000年：21世紀のジェンダー平等・開発・平和」と題する第23回特別総会の成果²⁵の実施に関して、継続して監視し、行動を起こすよう、女性の地位委員会に要請する。

9. 状況の見直しを継続し、事務総長報告書²²に含まれているものを含め、あらゆる利用可能な手段によりパレスチナ女性を支援し、本決議の実施において遂げられた進歩に関して、西アジア経済社会委員会によって提供される情報を含め、第62回女性の地位委員会に報告書を提出するよう事務総長に要請する。

3月24日(金)午後 第14回会議

議事項目3(継続)

合意結論の採択

変化する仕事の世界における女性の経済的エンパワーメント(E/CN.6/2017/L.5)---PBIなし

ステートメント：エジプト

コンセンサスで合意結論を採択。

採択後ステートメント：イラン・イスラム共和国、パキスタン、セントルシア(カリブ海共同体を代表)、イエメン(リビア、ナイジェリア、スーダンを代表)、モーリタニア、スペイン(欧州連合を代表)、アルゼンチン(コロンビア、コスタリカ、ドミニカ共和国、エルサルヴァドル、グアテマラ、メキシコ、パナマ、パラグアイ、ペルー、ウルグアイを代表)、オーストラリア(カナダ、アイスランド、リヒテンシュタイン、ニュージーランド、ノルウェーを代表)、米国、フランス(オーストリア、ベルギー、ブルガリア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、ドイツ、ギリシャ、イタリア、ラ

³¹ 総会決議217A(III)。

³² 国連、条約シリーズ、第75巻、第973号。

トヴィア、リトアニア、ルクセンブルグ、オランダ、ポルトガル、ルーマニア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、英国を代表)、ポーランド、ホーリーシー

合意結論内容

1. 女性の地位委員会は、「北京宣言と行動綱領」、第 23 回特別総会の成果文書及び第 4 回世界女性会議の 10 年、15 年、20 周年に当たって委員会によって採択された成果文書を再確認する。
2. 委員会は、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「子どもの権利に関する条約」とその「選択議定書」並びに「経済的・社会的・文化的権利国際規約」、「障害者の権利に関する条約」のようなその他の関連条約が、ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメント及び変化する仕事の世界での女性のエンパワーメントを含め、生涯を通してすべての女性と女児によるすべての人権と基本的自由の完全かつ平等な享受を実現するための国際的な法的枠組みと包括的な一連の措置を提供していることを繰り返し述べる。
3. 委員会は、女性の働く権利と職場での権利に関連した関連国際労働機関(ILO)の基準の重要性及びそれが女性の経済的エンパワーメントにとって極めて重要であることを認め、ILO のディーセント・ワーク・アジェンダと 1998 年の「ILO 職場での基本原則と権利宣言」を想起する。
4. 委員会は、「北京宣言と行動綱領」とその見直しの成果文書及び関連主要国連会議とサミットの成果とこれら会議とサミットのフォローアップが持続可能な開発のための堅固な土台を築き、「北京宣言と行動綱領」の完全かつ効果的で促進された実施が「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の実施と女性の経済的エンパワーメントに向けて重要な貢献をすることを再確認する。
5. 委員会は、「国際人口開発会議」とその「行動計画」及びその見直しの成果文書を含め、関連国連サミットと会議でなされたジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントに対する公約を再確認する。
6. 委員会は、変化する仕事の世界での女性の経済的エンパワーメントと「北京宣言と行動綱領」の完全かつ効果的で促進された実施と「持続可能な開発 2030 アジェンダ」のジェンダーに対応した実施との間の相互に強化する関係を強調し、ジェンダー平等とすべての女性のエンパワーメントと経済への女性の完全かつ平等な参画とリーダーシップが持続可能な開発を達成し、平和的で正当で包摂的社会を推進し、維持される包摂的で持続可能な経済成長と生産性を強化し、至る所であらゆる形態の貧困をなくし、万人の福利を確保するために極めて重要であることを繰り返し述べる。
7. 委員会は、ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントを達成するための統合力のある持続可能な開発戦略を開発することにより、関連する国際規則と公約に依然として従いつつ、その普遍的で統合された不可分の性質を反映し、国の異なった現実、能力及び開発の程度を考慮に入れ、それぞれの国の政策スペースとリーダーシップを尊重して、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」が包括的に実施される必要があることを繰り返し述べる。委員会は、遂げられた進歩に関して、各国政府が、国内・地域・世界レベルで「2030 アジェンダ」のフォローアップと見直しに対して主たる責任を有していることを確認する。
8. 委員会は、女性の経済的エンパワーメントとその働く権利、完全で生産的な雇用とディーセント・ワークの推進のためのジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントの達成において、それぞれの地域と国の地域条約とイニシャティヴが果たす重要な役割を認める。
9. 委員会は、女性の経済的エンパワーメントに関する事務総長の高官パネルに留意する。
10. 委員会は、普遍的で、不可分で、相互に依存し、相互に関連している、開発へ権利を含めた、すべての女性と女児の人権と基本的自由の推進、保護、尊重は、女性の経済的エンパワーメントにとって極めて重要であり、貧困の根絶、女性の経済的エンパワーメントを目的とするすべての政策とプログラムで主流化されるべきであることを再確認し、全ての人に経済的・社会的・文化的・政治的開発に参画し、

貢献し、享受する資格があることを保障する措置を取る必要と平等な注意と緊急の配慮が市民的・政治的・経済的・社会的・文化的権利の推進、保護及び完全実現に払われるべきであることも再確認する。

11. 委員会は、女性の管理職または上級の地位、退職、解雇を含めた雇用・募集・引き留め・再参入・昇格、昇進の条件を含めた変化する仕事の世界での生涯を通じた女性の経済的エンパワーメントに対する構造的障害が、民間と公共の領域での重複し、重なり合う差別によって複雑化することもあり、このすべてが経済的・金融的・人道的危機、武力紛争、紛争後の状況、自然災害と人的災害、難民、国内避難の状況でさらに悪化することもあることも認める。

12. 委員会は、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントの達成のための変革の担い手であり、受益者として男性と男児を完全にかかわらせることの重要性を認めている。委員会は、変化する仕事の世界と女性と女児に対するあらゆる形態の差別と暴力の撤廃における同盟者として、男性の役割を強調する。

13. 委員会は、「北京宣言と行動綱領」と「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の実施を推進するのみならず、女性の経済的エンパワーメントとその完全で生産的雇用とディーセント・ワークを推進する際の女性と女児の地位の向上のための国内本部機構の重要な役割、存在するところでは国内人権機関の関連する貢献、市民社会の重要な役割を認める。

14. 委員会は、とりわけセクシュアル・ハラスメントを含めた仕事の世界でのハラスメント、とりわけ性暴力とジェンダーに基づく暴力、ドメスティック・ヴァイオレンス、人身取引、フェミサイド、並びに子ども結婚、早期・強制結婚及び女性性器切除のような有害な慣行を強く非難し、これらが女性の経済的エンパワーメント、社会的・経済的開発への主要な障害であり、しばしば、特に常習的欠勤、逃した機会、職の喪失という結果となり、労働市場に参入し、昇格し、留まり、その能力に応じた貢献をする女性の能力を妨げていることを認め、そのような暴力が経済的自立を妨げ、適宜、失われた経済成果と心理的・身体的インパクトを含め、社会と個人に直接的・間接的短期的・長期的コスト並びに保健ケア、法的セクター、社会福祉及び専門サービスのための経費を課することもあることをさらに認め、女性の経済的自治が虐待的關係を離れるための女性の選択肢を拡大することもあることも認める。

15. 委員会は、ジェンダー平等とジェンダーに基づく差別に対する構造的障害が、全世界の労働市場で根強く続いており、これが仕事と家庭責任をバランスさせる際に比較的大きな制約を課し、これら構造的障害は、女性が完全に社会に参画し、平等に仕事の世界に参画できるように撤廃される必要があることを認める。委員会は、変化する仕事の世界で女性の経済的エンパワーメントを達成する際の進歩が不十分であり、女性の完全な可能性の実現とその人権と基本的自由の完全享受を妨げていることも認める。

16. 委員会は、家庭責任の分かち合いが、変化する仕事の世界での女性の経済的エンパワーメントのための機能的家庭環境を醸成し、これが開発に貢献し、女性と男性がその家庭の福祉に大きな貢献をし、特に未だに適切に認められていない無償のケア労働と家事労働を含め、特に女性の家庭への貢献が社会的・経済的開発にとって極めて重要な人権資本と社会資本を生むことを認める。

17. 委員会は、労働力参加とリーダーシップ、賃金、所得、年金、社会保護、経済的・生産的資源へのアクセスにおける継続するかなりのジェンダー・ギャップについて、その懸念を表明する。委員会は、差別法と政策、ジェンダー固定観念と否定的社会規範を含め、女性の経済的エンパワーメントに対する構造的障害についても懸念を表明する。委員会は、不平等な労働条件、キャリアの昇格の限られた機会並びに多くの地域での非正規の非標準的形態の雇用のますます増加する発生についても懸念する。

18. 委員会は、あらゆるセクターでの垂直的・水平的側面を含め、あらゆるセクターでの職業分離について懸念を表明する。委員会は、労働市場での女性と男性のための平等な機会の拡大、ディーセント・ワーク、スキルの向上及び女性のための高レベルでのリーダーシップが職業生活での分離の根本原因に対処でき、男性か女性か一方の性が支配している公共・民間セクターで就職する女性と男性をエンパワーすることを認める。

19. 委員会は、女性が保健・社会セクターで雇われている人々の大多数を占めており、これらセクターで働くことにより、女性は持続可能な開発に重要な貢献をしており、これらセクターへの投資が女性の経済的エンパワーメントを強化し、無償で非正規のケアの役割をその労働条件と賃金を改善し、そのスキルの向上とキャリアの昇格の機会を生み出すことにより、ディーセント・ワークに変えていくことを認める。
20. 委員会は、貧困の女性化が根強く続いていることに懸念を表明し、極度の貧困を含め、あらゆる形態と側面の貧困根絶が女性の経済的エンパワーメントと持続可能な開発の不可欠の要件であることを強調する。委員会は、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントと貧困根絶との間の相互に強化する関連性と社会保護制度を通して、生涯にわたる女性と女兒の適切な生活水準を確保する必要性を認める。
21. 委員会は、女性が自分と家族のためにディーセントで尊厳のある生活条件を提供することをしばしば妨げる女性労働者が稼ぐ根強い低賃金についても懸念を表明し、ジェンダー賃金格差を含め、根強い経済的不平等に対処する際の労働組合と社会的対話の重要な役割を認める。
22. 委員会は、持続可能な開発の達成に対して気候変動が提起する課題についてその懸念を繰り返し述べ、不平等と差別に直面している女性と女兒が、しばしば、特に砂漠化、森林伐採、砂嵐、自然災害、根強い旱魃、極端な天候の変化、海面上昇、沿岸の浸食、海洋の酸性化を含めた気候変動及びその他の環境問題による悪影響を受けていることについての懸念を繰り返し述べる。さらに、委員会は、「国連気候変動枠組条約」の下で採択された「パリ協定」を想起し、国々が気候変動に対処する行動を取る時、ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントを尊重し、推進し、配慮するべきであることを再確認する。
23. 委員会は、グローバル化は、女性の経済的エンパワーメントに対して課題も機会も呈していることを認める。委員会は、グローバル化は、女性と女兒を含めた万人にとって完全に包摂的であり、公正であることを保障するために、共通の人間性に基づいて、共通の未来を生み出す幅広い、維持される努力を払う必要があり、女性の経済的エンパワーメントにとってますます建設的力となっていることも認める。
24. 委員会は、平等と包摂的な教育へのアクセスのみならず、教育への権利の実現がジェンダー平等とすべての女性と女兒のエンパワーメントの達成に貢献することを再確認する。委員会は、中等・高等教育へのアクセス、引き留め、修了におけるジェンダー格差を埋める際の進歩の欠如に懸念と共に留意し、生涯学習の機会の重要性を強調する。委員会は、労働市場の構造を変えつつあるニュー・テクノロジーが、科学・技術・工学・数学(STEM)と ICT における基本的なデジタル識字から高度の技術スキルにわたる女性と女兒のスキルを必要としている新しい異なった雇用機会を提供することを認める。
25. 委員会は、代わって女性の起業と経済的エンパワーメントを推進する機能的テクノロジーの利用を高める適切な金融資源の動員、能力開発及び相互に合意した条件での技術移転が含まれる、女性の経済的エンパワーメントに向けた国の努力を支援して、助けとなる外部環境の重要性を認める。
26. 委員会は、労働市場のジェンダー格差を埋める世界的努力を認める。しかし、委員会は、労働力におけるジェンダー平等を確保するための一時的特別措置を通じたさらなる進歩が遂げられるかも知れないことに留意する。
27. 委員会は、南南協力は、南北協力の代替手段ではなくてむしろこれを補うものであることを念頭に置いて、南北協力、南南協力及び三者協力を含め、達成された進歩に基づいて国際協力を強化するために、国内・国際資金の動員と配分、政府開発援助の公約の完全実施を含め、違法な金融の流れと闘うことにより、あらゆる資金源からの金融資金の動員を通して、ジェンダー平等と女性の経済的エンパワーメントを含めたすべての女性と女兒のエンパワーメントを達成するための資金ギャップを埋めるためのかなり増額された投資の重要性を再確認する。
28. 委員会は、女性の強化された労働市場への参画、経済的自立及び経済資源へのアクセスと所有権が持続可能で包摂的な経済成長、繁栄、競争力及び社会の福祉に貢献することを認める。

29. 委員会は、女性の平等な経済権、経済的エンパワーメント及び自立は、「2030 アジェンダ」の達成の基本であることを認める。委員会は、女性と男性並びに適宜女兒と男児の平等な権利を実現し、土地と天然資源、財産権と相続権、適切なニュー・テクノロジーと少額金融を含めた金融サービス、完全に生産的な雇用とディーセント・ワーク、同一労働または同一価値労働に対する同一賃金にアクセスするための法律及びその他の改革を行うことの重要性を強調する。委員会は、包摂的成長と持続可能な開発への移動女性労働者の建設的貢献を認める。

30. 委員会は、女性と女兒が、子ども、高齢者、障害者、HIV とエイズと共に暮らしている人々の世話を含め、不相応な割合の無償のケア労働と家事労働を行っており、そのような不均衡な責任の配分が女性と女兒の教育の修了と進歩、女性の有償の労働市場への参入と再参入と昇格、女性の経済的機会と起業活動に対するかなりの制約であり、社会保護と年金における格差という結果となることもあることを認める。委員会は、女性と男性との間の責任の平等な共有を推進し、特に社会保護政策とインフラ開発を優先することにより、無償のケア労働と家事労働の不相応な責任を認め、減らし、再配分する必要性を強調する。

31. 委員会は、到達できる最高の水準の身体的・精神的健康の享受への権利の完全実現は、女性と女兒の生活と福利及び公的・私的生活に参画するその能力にとって極めて重要であり、ジェンダー平等とその経済的エンパワーメントと経済への完全で平等な参画とリーダーシップを含めた女性のエンパワーメントにとって極めて重要であることを認める。

32. 委員会は、2016 年から 2019 年までの複数年にわたる作業計画に従って、第 61 回会期の重点領域として、「先住民族女性のエンパワーメント」を検討し、第 62 回会期の優先テーマとして「ジェンダー平等と農山漁村女性と女兒のエンパワーメントを達成する際の課題と機会」を検討することになることを想起する。

33. 委員会は、貧困根絶と持続可能な開発、特に貧しく脆弱な家庭の食糧の安全保障と栄養への農山漁村女性と女兒の重要な役割と貢献を認める。委員会は、農山漁村女性のエンパワーメントとそのあらゆるレベルの意思決定への完全で、平等で、効果的参画の重要性も認める。

34. 委員会は、先住民族所有の事業の設立を通して、先住民族女性の経済的エンパワーメント、包摂、開発が、彼女たちがその社会的・文化的・市民的・政治的にかかわりを改善し、さらなる経済的自立を達成し、より持続可能で強靱な地域社会を築くことができるようにすることもあることを認め、先住民族のより幅広い経済への貢献に留意する。

35. 委員会は、アフリカ系の女性と女兒の社会開発と相互理解と多文化主義の推進への重要な貢献を認め、アフリカ系の女性と女兒の特別なニーズと現実を考慮に入れ、「国際アフリカ系の人々の 10 年」の実施のための「行動計画」を念頭に置いて、公共政策を立案し、監視する際にはジェンダーの視点を主流化するという各国の公約を想起する。委員会は、アフリカ系の女性の経済的エンパワーメントの重要性も認める。

36. 委員会は、移動する女性と女兒、特に移動女性労働者の、送り出し国、経由国、目的国における持続可能な開発への建設的貢献を認める。委員会は、国内のケア労働者の労働を含め、あらゆるセクターでの移動女性労働の価値と尊厳を強調する。

37. 委員会は、移動女性と女兒の特別な状況と脆弱性に対処する必要性を想起する。委員会は、多くの移動女性、特に非正規経済及び未熟練労働で雇用されている者が、虐待と搾取に対して脆弱であることを懸念し、この点で、虐待と搾取を防止し、これに対処するために、移動者の権利を保護する国々の責務を強調する。

38. 委員会は、重複し、重なり合う形態の差別に直面し、他と同等に職場へのアクセスと参画を妨げる構造的・身体的・態度的障害に遭遇している障害を持つ女性の低い労働力参加率についてその懸念を表明し、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の実施が障害者を包摂するものであることを保障する措置の必要性を強調する。

39. 委員会は、「2030 アジェンダ」を含めた地方・国内・地域・国際アジェンダに女性と女兒の関心、ニーズ、夢を据える際に、女性団体と地域社会を基盤とした団体、フェミニスト集団、女性の人権擁護者、女兒と若者が主導する団体を含めた市民社会による主要な貢献を歓迎し、変化する仕事の世界での女性の経済的エンパワーメントに関する措置の実施にこれらとの開放的で、包摂的で、透明性のある関わりの重要性を認める。

40. 委員会は、各国政府と地方自治体、適宜、関連する国連システムの団体、国際・地域団体に、それぞれのマנדート内で、地域の優先事項を念頭に置いて、以下の行動を取るよう要請し、適宜、市民社会、民間セクター、雇用者団体と労働組合にも勧める：

規範的・法的枠組みを強化する

a. 特別な優先的問題として、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」と「子どもの権利に関する条約」及びその「選択議定書」を批准または加入することを検討し、あらゆる留保条件の程度を制限し、いかなる留保条件もこれら「条約」の目標と目的とは相容れないことを保障するために、そのような留保条件をできる限り明確に狭く設定し、留保条件を撤回する目的で定期的にそれらを見直し、関連「条約」の目標と目的に反する留保条件を撤回し、特に効果的な国内法と政策を設置することにより、完全にこれら「条約」を実施すること。

b. 女性の働く権利と職場での権利の実現に貢献するために、ILO の核心となる条約：1948 年の「結社の自由と組織する権利の保護条約」(第 87 号)、1948 年の「組織する権利と団体交渉権条約」(第 98 号)、1930 年の「強制労働条約」(第 29 号)、1957 年の「強制労働廃止条約」(第 105 号)、1973 年の「最低年齢条約」(第 138 号)、1999 年の「最悪の形態の子ども労働条約」(第 182 号)、1951 年の「平等な報酬条約」(第 100 号)、1958 年の「差別(雇用と職業)条約」(第 111 号)の批准または加入を特別な優先問題として検討すること。

c. 平等を確保し、労働市場への参画とアクセスを含め、特に仕事の世界での女性差別、特に妊娠、母親であること、婚姻状態または年齢を根拠とした差別、並びにその他の重複し重なり合う形態の差別を禁止する法律と規制的枠組みを制定または強化し施行し、男女間の事実上の平等を促進することを目的とする一時的特別措置が差別であると考えられてはならず、ジェンダー不平等、ジェンダー固定観念、不平等な力関係の根本原因に対処し、遵守しない場合及び人権侵害に対する説明責任の場合に、適宜、効果的な矯正手段と司法へのアクセスを提供することを認めつつ、女性がその生涯を通して、公共・民間セクターでのディーセント・ワークの平等な機会があることを保障する適切な措置を取ること。

d. この点で司法と法的支援への平等なアクセスのみならず、土地、財産と相続権、天然資源、適切なニュー・テクノロジーと貸付、銀行業務、少額金融を含めた金融サービスへのアクセスを含めた経済・生産資源へのアクセス、所有権及び管理を含めた経済・生産資源にアクセスする女性と男性、適宜女兒と男児の平等な権利を実現する法律を制定し、改革を行い、契約を結ぶ女性の法的能力と男性との平等な権利を確保すること。

e. 構造的障害、ジェンダー固定観念及び否定的な社会規範に対処し、労働市場、教育と訓練への女性の平等なアクセスと参画を推進し、女性が、科学・技術・工学・数学(STEM)と ICT のような新たな分野と成長経済セクターにおける教育と職業の選択を多様化することを支援し、多数の女性労働者を有するセクターの価値を認めることにより、職業分離を撤廃すること。

f. ジェンダー賃金格差を撤廃する重要な措置として、公共・民間の領域での同一労働または同一価値労働同一賃金の原則を支持する法律と規則を制定し、強化または施行し、この点で、効果的な矯正手段と非遵守の場合の司法へのアクセスを提供し、例えば、社会的対話、団体交渉、職業評価、意識啓発キャンペーン、賃金の透明性、ジェンダー賃金監査及び証明と賃金慣行の見直し、ジェンダー賃金格差に関するデータと分析の利用可能性の強化を通じた平等賃金政策の実施を推進すること。

g. 公共・民間の領域での仕事の世界でのあらゆる年齢の女性に対するあらゆる形態の暴力とハラスメントを撤廃する法律と政策を制定または強化・施行し、非遵守の場合には効果的矯正策の手段を提供し、

職場での女性の安全性を確保し、女性と女兒に対する暴力が、ジェンダー平等と女性の経済的エンパワメントに対する障害であることを考慮に入れて、暴力とハラスメントの複雑な結果に対処し、そのような暴力の社会的・経済的コストの公表を通して意識啓発活動を奨励し、暴力被害者とサヴァイヴァーの労働市場への再参入を推進する措置を開発すること。

h. とりわけ、ドメスティック・ヴァイオレンス、セクシュアル・ハラスメント、人身取引とフェミサイドを含めた、公共・民間のスペースでの女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力からの保護、防止・懲罰のためのジェンダーに配慮した措置を開発し、適用し、地域社会の動員、女性の経済的自立及び男性と男児、特に地域社会の指導者のかかわりを推進することを通して、女性と女兒の権利とエンパワメントの実現を推進し、ジェンダー固定観念と否定的な社会規範、態度及び行動の変化を促進することにより、経済における女性の完全で生産的な雇用と貢献を促進し、可能ならば、雇用保護、仕事の休憩、意識啓発訓練、心理的サービス、暴力の被害者であり、サヴァイヴァーである女性と女兒のための社会的セーフティ・ネットのように女性に対する暴力の結果に対応し、女性の経済機会を推進する措置をできる限り探求すること。

i. 育児及びその他の休業計画、労働取り決めにおける柔軟性の増加、授乳中の母親のための支援、インフラとテクノロジーの開発、料金が手頃でアクセスでき、質の高い育児と子ども及びその他の扶養家族のためのケア施設を含めたサービスの提供のような家族に対応した法律、政策及びサービスを立案し、実施し、推進し、変化する仕事の世界において女性の経済的エンパワメントのための機能的環境を醸成する、父親及びケア提供者として、家事に関する男性の公正な責任を推進することにより、女性と男性のための仕事と家庭責任の承認と分かち合いを推進する法律と規制的枠組みを強化すること。

j. 特に開発途上国における経済的・社会的開発の完全達成を妨げることになる、国際法と「国連憲章」に従わない一方的な経済的・金融的・貿易措置を推進し、適用することを控えること

教育・訓練・スキル開発を強化する

k. 質の高い教育への普遍的アクセスを提供し、包摂的で平等で非差別の質の高い教育を確保し、万人のための生涯学習機会、初等・中等教育の修了を推進し、中等・高等教育のすべての領域へのアクセスにおけるジェンダー格差を撤廃し、金融・デジタル識字を推進し、女性と女兒がキャリア開発、訓練、奨学金とフェローシップに平等にアクセスできることを保障し、女性と女兒のリーダーシップ・スキルを築くポジティブ・アクションを採用することにより、特に最も取り残されている者のためにあらゆるレベルで生涯を通じた女性と女兒の教育権を推進し、尊重し、学校環境での女性と女兒の安全性を推進し、尊重し、保証し、あらゆるレベルの教育と訓練で障害を持つ女性と女兒を支援する措置を採用すること。

l. 科学・技術・工学・数学(STEM)を含め、教育・訓練プログラムにジェンダーの視点を統合し、女性の非識字を根絶し、経済的・社会的・文化的開発への女性と女兒の積極的参画とあらゆるレベルのガバナンスと意思決定への女性の積極的参画を可能にするスキル開発を通して、教育または失業から仕事への効果的移行を促進し、正規経済への女性の完全参画と統合を促進する条件を生み出し、特に、職業生活での分離の根本原因に対処するために、あらゆるレベルの教育プログラムのためのジェンダーに配慮したカリキュラムを開発すること。

m. 労働市場に参入する若い女性が、完全で生産的な雇用、公正な補償、ディーセント・ワークを得る機会があることを保障するために、若い女性のためのスキルと起業訓練へのアクセスを推進し、ジェンダー固定観念に取り組むために、正規の教育を受けなかった者のための補習と識字教育、すでに結婚していたり、妊娠している者を含めた小学校後の教育を通して、学校に女兒を引き留める特別イニシアティブを含め、利用できる場合には女兒のための ICT 教育を含め、質の高い教育に重点を置くこと。

n. シングル・マザーのみならず、妊娠している思春期の女兒と若い母親がその教育を継続し修了することを保障し、この点で、保健ケアと社会サービスと支援へのアクセス、アクセスできる場所での柔軟な時間割、e 学習を含めた遠隔地教育を伴った教育プログラムへのアクセスを提供し、この点で、若い父

親を含めた父親が直面する重要な役割と責任と課題を念頭に置いて、育児と授乳施設及び託児所を含め、彼女たちが学校に留まり、学校に戻ることができるように適宜教育政策を改正すること。

女性の経済的エンパワーメントのための経済・社会政策を実施する

- o. 包摂的成長、女性の完全かつ生産的雇用及びディーセント・ワークを推進するジェンダーに対応したマクロ経済、労働・社会政策を採用し、実施し、そのインパクトを監視し、女性の働く権利と職場での権利を保護し、経済不況の影響を緩和すること。
- p. 女性と女兒向けに市場に出される品物とサービスが、男性と男児向けに市場に出される品物やサービスよりも高額である「ピンク・タックス」としても知られているジェンダーに基づく価格差の撤廃に向けて具体的手段を取ることを。
- q. ジェンダーに対応した予算編成、すべてのセクターにわたる公共支出の追跡を含め、ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントのために資金調達の際のギャップに対処するために、公共財政管理へのジェンダーに対応した取組みを支援し、制度化するための具体的手段を取り、ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントのためのすべての国内及び部門計画と政策が、それらの効果的実施を確保するために完全に価格付けされ、適切に資金提供されることを保障すること。
- r. 社会保護、安全な労働条件及び同一労働または同一価値労働同一賃金を提供することにより、公共・民間セクターでの女性と男性のためのディーセントな有償のケア労働・家事労働を推進し、このようにして、非正規の有償ケア労働・家事労働に関わっている者を含め、非正規労働者の正規経済への移行を促進すること。
- s. 持続可能で、安全で、アクセスでき、料金が手頃な公共輸送システム、街灯、別個の適切な下水施設を含め、女性の場所、製品、サービス、経済機会へのアクセスを促進するためのジェンダーに配慮した農山漁村開発戦略と都市企画とインフラを通して、仕事で往復する旅の途上にある女性の安全保障と安全性、教育施設を行き来する途上にある女性と女兒の安全保障と安全性を改善すること。
- t. 社会保護政策も、貧困と不平等を減らし、包摂的成長とジェンダー平等を支援する際にも重要な役割を果たしていることを念頭に置いて、ケア提供者にもケアを必要としている者にもそのニーズに応える公正で、質が高く、アクセシブルで、料金が手頃な幼児教育、子どもケア、高齢者ケア、保健ケア、障害者と HIV とエイズと共に暮らしている人のためのケア・サービスと社会サービスのよう、ジェンダーに対応した社会保護とケア・インフラのための財政支出を最大限に活用すること。
- u. いかなる差別もなく万人のための社会保護への完全アクセスを保障するための下限を含め、包摂的でジェンダーに配慮した社会保護制度をの確立または強化に向けて活動し、非正規から正規の仕事への移行の促進を含め、より高い程度の保護を漸進的に達成する措置を取ることを。
- v. 分担制・非分担制を通じたその雇用の歷程からは独立した年金への女性の完全で平等なアクセスを保障する法的・行政的・政策的措置を推進し、給付金の程度におけるジェンダー格差を減らすこと。
- w. 特に退職、失業、病気、障害、高齢化及び働くことができなくなった場合に、有償の休業と社会保障給付へのアクセスを改善するために活動するのみならず、包括的で、料金が手頃で、そのニーズに対処するためにより良く対象を絞ったジェンダーに配慮した国の戦略と公衆衛生政策とプログラムを通して、女性と女兒のための時宜を得た、料金が手頃で質の高い保健制度へのアクセスを改善することにより、到達できる最高の水準の身体的・精神的健康の享受への権利の完全実現を達成する手段を取り、女性に有害であることがわかった型の仕事における妊娠中の女性に特別保護を提供する適切な措置を含め、職業上の健康・安全措置を開発し、実施すること。
- x. 「国際人口開発会議行動計画」、「北京行動綱領」及びこれらの見直し会議の成果文書に従って、家族計画、情報と教育、国の戦略とプログラムへの性と生殖に関する健康の統合を含めた性と生殖に関する保健ケア・サービスへの普遍的アクセスを含め、人権には、自分の経済的権利、自立及びエンパワーメントへの貢献として、性と生殖に関する健康を含めた自分のセクシュアリティに関するすべての事柄

を強制、差別、暴力を受けることなく管理し、自由に、責任を持って決定する権利が含まれていることを認め、性と生殖に関する健康と権利への普遍的アクセスを保障すること。

y. マタニティ、パターニティ、母親であること、父親であること及び子育てにおける両親の役割の社会的重要性を認め、有償の母親休業、父親休業、育児休業及び男性と女性双方のための適切な社会給付を推進し、そのような給付を利用する時、差別されないことを保障する適切な手段を取り、男性の意識と女性が労働市場への参画を高めることができるためのそのような機会の利用を推進すること。

z. 仕事と家庭生活を認め、労働保護・社会保護、インフラ、テクノロジー、上下水道、再生可能なエネルギー、輸送、情報技術、並びにアクセスでき、料金が手頃で、質の高い育児施設とケア施設のような公共サービスを削減することなく、労働取り決めの柔軟性を通して、女性と男性との間の平等な責任の共有を支援する政策とイニシアティブを推進し、ジェンダー固定観念と否定的な社会規範に挑戦し、父親でありケア提供者としての男性の参画と責任を推進することにより、女性と女児の無償のケア労働と家事労働の不相応な割合を認め、減らし、再配分するすべての適切な措置を取ること。

aa. 例えば、定期的な生活時間調査を通して国の経済への貢献を決定するために、無償のケア労働と家事労働の価値を測定する手段を取り、ジェンダーに対応した経済・社会政策の策定にそのような測定を含めること。

bb. ケア提供と家事労働における責任の平等な共有を含め、男性と男児の役割に対処する国の政策とプログラムを立案し、実施することにより、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントを達成する際の戦略的パートナー、同盟者として、男性と男児を完全にかかわらせ、不平等な力関係、ジェンダー固定観念、女性と女児を男性と男児に従属するものと見なす否定的な社会規範のようなジェンダー不平等の根本原因を理解し、対処することにより、変化する仕事の世界での女性の経済的エンパワーメントへの貢献として、公共の領域でも私的領域でも女性と女児に対するあらゆる形態の差別と暴力を撤廃することを目的として、変革の担い手であり、受益者として完全にかかわるよう男性と男児を奨励すること。

cc. 学校から仕事への移行において若い女性が直面する構造的障害と固定観念を撤廃することを目的とする政策とプログラムを通して、すべての女性の労働市場への参入と再参入及び昇格を推進し、高賃金と高成長職に向かって技術訓練と職業スキル訓練、起業開発、職のマッチング、キャリア・ガイダンスへのアクセスを提供して、ケア関連のキャリアの中断から戻ってくる女性と高齢女性が直面する課題にも対処すること。

dd. ジェンダー平等と障害を持つすべての女性と女児のエンパワーメント及びその人権と社会への包摂の完全実現を推進し、公共・民間セクターで他と同等に障害を持つ女性がディーセント・ワークにアクセスでき、労働市場と労働環境が障害者に対して開かれたものであり、包摂的でアクセスできるものであることを保障する措置を取り、障害を持つ女性のエンパワーメントを強化する積極的優遇措置を取り、障害者の関連国内メカニズムや団体と相談して、募集・引き留め・昇格を含めあらゆる形態の雇用と安心安全で、健全な労働条件に関連するすべての事柄に関して、障害を根拠とした差別を撤廃すること。

ee. 農業セクター、食糧の安全保障と栄養、家族と地域社会の経済的福利及び小規模農業を含めた農業・農山漁村開発の強化への農山漁村女性と女性農業者の貢献を強化し、支援し、その強靭性を強化する小規模農業生産と流通を改善する統合された多部門的政策に支えられて、相互に合意した条件での投資と技術移転及び生産能力と所得及び小規模農業生産と流通における革新を通して、農業技術への平等なアクセスがあることを保障し、地方・地域・国際市場でその農産物を取引する際の既存の格差と障害に対処すること。

ff. 労働条件を改善する措置を取ることにより、農山漁村女性の報酬のある非農業雇用を支援し、生産資源へのアクセスを高め、関連インフラ、公共サービス及び労働節約技術に投資し、正規経済における農山漁村女性の有償雇用を推進し、農山漁村女性が直面している困難な条件の構造的で底辺にある原因に対処すること。

gg. 質の高い包摂的な教育へのアクセスと経済への意味ある参画を確保し、先住民族女性が直面している重複し重なり合う形態の差別と暴力を含めた障害に対処することにより、先住民族女性の経済的エンパワーメントを推進する措置を取り、あらゆるレベル、あらゆる領域での関連意思決定プロセスへの先住民族女性の参画を推進し、その伝統的な先祖の知識を尊重し、保護し、先住民族女性と女兒のために「国連先住民族権利宣言」の重要性に留意すること。

hh. ただの労働力の移行の状況を含め、持続可能な生計へのアクセスのみならず、健康と福利の増進を通して、女性と女兒の経済的エンパワーメントを目的として、気候変動の逆効果に対応する女性と女兒の強靱性と適合能力を支援するために、国際・地域条約に沿って、気候変動に対する緩和・適合に関するジェンダーに対応した戦略を開発し、採用すること。

ii. 質の高い、信頼できる、時宜を得た性別、年齢別、所得別及び国の状況に関連したその他の特徴別のデータへのアクセスを組織的に立案し、収集し、確保するために、開発途上国のためのあらゆる資金源からの金融・技術援助の動員を強化し、国の統計能力を強化することにより、変化する仕事の世界での女性の経済的エンパワーメントの進歩を測定するために、特に女性の貧困、家庭内での所得と資産の配分、無償のケア労働、資産と生産財への女性のアクセス、管理、所有権に関する正規・非正規経済のジェンダー統計とデータの収集、分析、普及を改善するために、国内及び国際レベルで基準と方法論を継続して開発し、強化すること。

jj. あらゆるレベルで、あらゆる行為者による持続可能な開発のための政策統合力と機能的環境を追求して、「第3回開発のための資金調達国際会議」の「アディスアベバ宣言」でなされた公約を再確認し、持続可能な開発のための世界的パートナーシップを再活性化することにより、ジェンダー平等とすべての女性と女兒のエンパワーメントを推進すること。

kk. 現代化された累進課税制度、改善された税制、より効率的な徴税及び達成された進歩に基づいて政府開発援助におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメントの強化された優先順位を通じた所得行政を強化することにより、公共・民間・国内・国際資金の動員と配分を含め、あらゆる筋からの財政資金の動員を通して資金格差を埋めるための投資をかなり増額する手段を取り、変化する仕事の世界での女性の経済的エンパワーメントの達成を促進するために、政府開発援助が効果的に利用されることを保障すること。

ll. 国内総所得の0.7%を開発途上国への政府開発援助にというターゲット、及び国内総所得の0.15%を後発開発途上国への政府開発援助にという目標を達成するために多くの先進国によってなされた公約を含め、それぞれの政府開発援助を完全に実施するよう先進国に要請し、開発目標とターゲットに応える手助けとなるように、特に変化する仕事の世界での女性の経済的エンパワーメントを推進する手助けをするために、政府開発援助が効果的に利用されていることを保障する際に達成された進歩に基づくよう、開発途上国を奨励すること。

mm. 南南協力は、南北協力の代替手段ではなくて、むしろこれを補うものであることを念頭に置いて、南北協力、南南協力、三者協力を含め、国際協力を強化し、国の主体性とリーダーシップが、この点で、ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントの達成にとって不可欠であることに留意しつつ、各国政府、市民社会及び民間セクターのすべての関連ステークホルダーのかかわりを得て、共通の開発優先事項に重点を置いて、南南協力和三者協力を強化するよう、すべての国家に勧めること。

仕事の増加する非正規化と女性労働者の移動性に対処する

nn. 社会保護と適切な水準の生活ができる賃金を拡大することにより、農業セクターと自営及びパートタイム労働における仕事のみならず、非正規の有償労働、家庭を基盤とした仕事及び零細・中小企業で雇用されている女性のための正規雇用への移行を推進し、非正規経済の労働者への職業の安全と健康保護を推進することにより、非正規経済の仕事の特徴である安全でない、健康に良くない労働条件に対処する措置を取ること。

oo. すべてのセクターでの女性移動労働者の経済的エンパワーメントを推進するために、国際法の下での関連責務に沿って、国内のジェンダーに対応した移動政策と法律を採用し、移動の地位に関わりなく、その人権を保護すること。女性移動労働者のスキルと教育を認め、適宜、彼女たちの生産的雇用、ディーセント・ワーク及び教育・科学・技術の分野を含めた労働力への統合を促進すること。

pp. 移動者社会の女性の重要な貢献とリーダーシップを認め、「難民と移動者ニューヨーク宣言」に沿って、地方の解決策と機会への完全で平等で意味ある参画、移動労働者及び不安定な雇用についての者の労働権と安全な環境の重要性、あらゆるセクターの女性移動労働者の保護、循環型移動を含めた労働移動性の推進を確保する適切な手段を取ることを。

qq. 人権と持続可能な開発の視点を統合する包括的な反人身取引戦略を考案し、強化し、実施し、あらゆる形態の人身取引と闘い、撤廃するための法的枠組みを適宜、ジェンダーと年齢に配慮したやり方で、施行し、特に女性と女兒の人身取引の問題に対する意識を啓発し、現代の奴隷制度と性的搾取に対する女性と女兒の脆弱性を減らす措置を取り、性的搾取と強制労働を含めたあらゆる形態の搾取を助長する需要をなくす目的で、特にこれと闘う国際協力を強化すること。

女性の経済的エンパワーメントのための技術変化・デジタル変化を管理する

rr. 特に科学・技術・工学・数学(STEM)、ICT とデジタルの流暢さの教育訓練機会を拡大することにより、新たに出現しつつある分野でのスキル開発とディーセント・ワークへの女性のアクセスを、その生涯を通して支援し、利用者、コンテンツの創造者、被雇用者、起業家、革新者、指導者としての女性と、適宜、女兒の参画を高めること。

ss. 女性と女兒のニーズに関連し、彼女たちに利益を与えるように、科学・技術教育とカリキュラムを強化し、変化する仕事の世界での起業と経済的エンパワーメントのための科学・技術を女性が強化できるように、特に開発途上国の能力を強化する持続可能な技術への投資と調査を奨励すること。

女性の集団的声とリーダーシップと意思決定を強化する

tt. 適宜、あらゆるレベルの経済的意思決定構造と機関並びに起業、会社の役員会及び労働組合でのリーダーシップと上級の地位への女性の完全で、平等で、効果的参画とアクセスを、一時的特別措置を含めて確保する措置を取ることを。

uu. 武力紛争と紛争後の状況にある女性、自然災害及びその他の人道緊急事態の悪影響を受けた女性及び国内避難民の女性が、リーダーシップと意思決定プロセスに効果的に意味ある参画ができるようにエンパワーされ、全ての女性と女兒が対応・復興戦略で完全に尊重され、保護されることを保障すること。

vv. 経済成長と貧困と極度の貧困の根絶を含めたすべての「持続可能な開発目標」の達成、並びに意思決定への女性の意味ある参画にとって極めて重要な女性と女兒のエンパワーメントと女性と女兒への投資が貧困と暴力のサイクルを断ちきり、その人権の完全で効果的享受を推進し、保護する際のカギであることも認め、女性のエンパワーメントには、意思決定プロセスへのその積極的参画、その両親、法的後見人、家族、ケア提供者、男児と男性、並びにより広い地域社会の積極的支援とかかわりを得て、女兒の団体を含め、自分自身の生活と地域社会での変革の担い手としての参画が必要であることをさらに認めること。

ww. 国内法に従って、法的機関は創設され、修正され、解散させられることを認め、それぞれの国家の国際的な法的責務を考慮に入れて、全ての女性労働者が組織し、組合、協同組合、企業協会を組織し加入することができるようになる結社、平和的集会、団体交渉の自由への権利を保護し、推進すること。

xx. 仕事の世界でのジェンダー平等と女性のエンパワーメントに対する障害を防止し、除去するために、各国政府、雇用者、女性労働者と労働組合またはその他の団体の代表を含めたその団体との間の三者の協働を支援すること。

yy. 労働組合、労働者団体及び雇用者団体への女性の参加とリーダーシップを奨励し、支援し、効果的にすべての女性労働者の利益を代表するようこれら団体のすべての指導者に要請する。

zz. すべての市民社会行為者のために安全で機能的環境を推進し、変化する仕事の世界で女性の経済的エンパワーメントに完全に貢献できるように、草の根・地方・地域・世界の女性団体と市民社会団体のための資金と支援を増やすこと。

aaa. 非差別のジェンダーに配慮した取材を通して、商業的広告によって永続化されているものを含め、ジェンダー固定観念を撤廃することにより、ジェンダー平等と女性の経済的エンパワーメントの達成においてメディアが果たすことのできる重要な役割を認め、メディアで働く人々の訓練と女性と女兒のエンパワーメントと女性と女兒に対する差別と搾取の撤廃に貢献する、女性と女兒のバランスのとれた非固定観念的描き方を推進する自己規制メカニズムの開発と強化を奨励すること。

女性の経済的エンパワーメントにおける民間セクターの役割を強化する

bbb. 変化する仕事の世界での女性の経済的エンパワーメントを推進し、ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメント及び彼女たちのすべての人権と基本的自由の完全で平等な享受の実現を達成するために、とりわけ「企業と人権に関する指導原則：国連『保護し、尊重し、矯正する』枠組」、「国際労働機関の『職場での基本原則と権利』宣言」、労働・環境・保健基準及びジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウイメン)によって確立された「女性のエンパワーメント原則」に沿って行動する社会的に責任があり説明責任のある民間セクターを推進すること。

ccc. ジェンダー平等とジェンダー主流化が、特に公共セクターでも民間セクターでも、科学・技術団体と機関の動員のための人的資源管理の必要な側面と考えられてることを保障することを通して、女性の完全な可能性に達するためにすべての労働者を大事にし、彼らに平等な機会を提供する職場の環境と制度的慣行を奨励すること。

mmm. 公共セクターでも、民間セクターでも零細・中小企業と自助グループを含め、女性の事業からの取引と調達割合を増やすために、資金調達と投資機会へのアクセス、取り引きのツール、事業開発、訓練を改善することにより、女性の起業を奨励し、促進すること。

ddd. 世界の価値網における女性の働く権利と職場での権利を推進する政策とプログラムの立案と実施を強化するための価値網分析を行いつつ、ジェンダーの視点を考慮に入れるために、民間セクターと協力すること。

41. 委員会の作業が根拠としており、国内・地域・世界の「2030 アジェンダ」の実施の見直し全体を通してジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントに対処し、統合し、「北京行動綱領」のフォローアップと「2030 アジェンダ」のジェンダーに対応したフォローアップとの間の相乗作用を確保することが極めて重要であることを強調している「北京宣言と行動綱領」のフォローアップに対するその主たる役割を認める。

42. 委員会は、十分な資金提供を伴って政府のできるだけ高いレベルに設置されるべき、あらゆるレベルでジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントのための国内本部機構の、適宜、権威と権限を強化し、国内企画、意思決定、政策策定と実施、予算編成プロセスと制度的構造が変化する仕事の世界で女性の経済的エンパワーメントに貢献していることを保障するために、労働・経済・財政政府機関を含め、全ての関連国内・地方機関にわたってジェンダーの視点を主流化するよう、各国政府に要請する。

43. 委員会は、総会決議 70/163 を想起し、第 63 回委員会を含め、「パリ原則」に完全に従って、存在するところでは経済社会理事会の手続き規則に従って、国の人権機関の参加をいかに強化するかについて検討を継続するよう事務局を奨励する。

44. 委員会は、要請に応じて、変化する仕事の世界での女性の経済的エンパワーメントを達成する努力においてそれぞれのマנדート内で各国を支援するよう、国連システムの諸機関に要請する。

45. 委員会は、ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントを推進し、国連システムと調整して、要請に応じて各国政府と国の女性機構を支援し、「北京宣言と行動綱領」の完全かつ効果的で促進された実施及び変化する仕事の世界での女性の経済的エンパワーメントに向けて「2030 アジェンダ」のジェンダーに対応した実施を支援して、あらゆるレベルの市民社会、民間セクター、雇用者団体と労働組合及びその他の関連ステークホルダーを動員する際に、継続して中心的役割を果たすよう国連ウィメンに要請する。

口頭による決定

議長の提案に基づいて、委員会は、議事項目 3 の下で提出された、いくつかの文書に留意した。

議事項目 4: 女性の地位に関する通報

3月22日の非公開会議で、委員会は女性の地位に関する通報作業部会の報告に留意し、その前文を委員会報告書に含めることを決定した。

議事項目 6: 第 62 回委員会の暫定アジェンダ

文書 E/CN.6/2017/L.2 に含まれている通り、第 62 回委員会の暫定アジェンダを承認した。

議事項目 7: 第 61 回委員会報告書の採択

副議長兼報告者(ボスニアヘルツェゴヴィナ)が文書 E/CN.6/2017/L.1 に含まれている第 61 回委員会報告書案を説明。

委員会は報告書案を採択し、事務局が報告者と相談して報告書を仕上げることで合意。

第 61 回委員会の閉会

閉会ステートメント: ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウィメン)事務次長・事務局長、委員会議長

第 62 回女性の地位委員会第 1 回会議

議事項目 1: 役員選出

議長選出

His Excellency Antonio David Donoghue(アイルランド)を第 62 回・63 回委員会の議長として選出。

新議長ステートメント

ビューロー・メンバーの選出

委員会は、Her Excellency Koki Muli Grignon(ケニア)を CSW62 の副議長として、Mr. Mauricio Carabali baquero(コロンビア)を CSW62 と CSW63 の副議長に選出。

あと 2 名の副議長については、選出を延期し、それぞれのグループからの指名があり次第、候補者は、CSW62 の準備のために開かれるビューロー会議に参加できることで合意。

女性の地位に関する通報作業部会の 5 名の委員の任命

委員会はベルギーを CSW62 と CSW63 の委員に、ウルグアイを CSW62 の委員に任命。

残る 3 名の委員の選出を延期し、グループからの支持があり次第、支持された委員は通報作業部会に先立つ手続に完全に参加が許されることで合意。

以上

